

生活環境保全推進ガイドライン

年次報告書

(2018 年度実績)

2020 年 3 月

横浜市

はじめに

横浜市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、環境分野の中長期的な目標や方針を掲げた「横浜市環境管理計画（2018年11月改定。以下「環境管理計画」といいます。）」を定めています。また、環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン（2019年3月策定。以下「ガイドライン」といいます。）」を策定しました。ガイドラインでは、生活環境の目指す姿や生活環境の分野ごとの環境目標を定めるとともに、その目標達成に向けた具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

市内の生活環境の状況について、環境基準が設定された項目の長期的な傾向を見ると、二酸化窒素等の大気汚染物質、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、海域の全窒素・全りん等の多くの項目の環境中濃度は減少傾向を示し、良好な状況になってきています。また、道路交通騒音の環境基準適合率も改善傾向にあります。

一方、全国的にも環境基準非達成が継続している光化学オキシダントや、赤潮の発生など、未解決の課題も残されており、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要があります。

横浜市では、従来から大気汚染防止法等の典型七公害に関する法令に基づく規制指導や環境監視を行うとともに、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「生活環境保全条例」といいます。）による総合的な取組を行ってきました。また、市民生活に関連した取組として、生活環境に関する苦情相談への対応や環境情報の公表を行っています。今後も、これらの取組を着実に推進していきます。

近年は典型七公害への対策に加えて、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応など、多種多様な課題が密接に関係するようになり、同時解決を図ることが必要になってきています。また、マイクロプラスチック等の新たな課題も出てきています。さらに、環境への負荷は市民・事業者などのあらゆる主体の活動に起因しています。そこで、このような課題の解決に向けて、環境・経済・社会をめぐる広域的な課題に総合的に取り組むSDGsの考え方を取り入れ、まちづくりや地球温暖化対策等の施策間との連携や事業活動・市民生活などのあらゆる主体間との連携による新たな取組を推進していきます。

生活環境保全推進ガイドライン年次報告書（以下「本報告書」といいます。）は、横浜市の生活環境の状況やガイドラインに基づく取組の実施状況について、2018年度実績をとりまとめて公表するものです。今後も、環境管理計画及びガイドラインの目標達成に向けて、ガイドラインに基づく取組を着実に進めていきます。

2020年3月

目次

第1章 ガイドラインの概要

1-1	生活環境の目指す姿と環境目標等.....	2
1-2	生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要.....	3
1-3	評価・進捗管理・公表.....	3

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2-1 大気環境の保全

(1)	環境目標の達成目安などの状況（2018年度）.....	6
(2)	2018年度の主な取組実績.....	7

ア 大気環境の監視.....7

- (ア) 大気汚染物質の測定
- (イ) 光化学スモッグ注意報への対応
- (ウ) PM2.5の高濃度予報への対応
- (エ) PM2.5成分調査
- (オ) 空間放射線量の測定
- (カ) 酸性雨調査

イ 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策.....9

- (ア) 届出指導及び立入検査等
- (イ) 大気汚染物質排出量調査
- (ウ) 光化学オキシダント対策
- (エ) PM2.5対策
- (オ) 水銀の排出規制
- (カ) ダイオキシン類対策

ウ 自動車の排出ガス対策..... 11

- (ア) ディーゼル車の運行規制
- (イ) 低公害車の普及促進
- (ウ) エコドライブの促進

エ 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策..... 12

- (ア) 届出指導及び立入検査
- (イ) 市民相談への対応
- (ウ) アスベスト対策の推進
- (エ) 関係機関との協定に基づく災害時対応

2-2 水環境の保全

(1)	環境目標の達成目安などの状況（2018年度）.....	14
-----	-----------------------------	----

(2) 2018年度の主な取組実績	15
ア 水環境の監視.....	15
(ア) 公共用水域の水質測定	
(イ) 水質自動測定	
(ウ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査	
(エ) 東京湾環境一斉調査	
(オ) 東京湾底質調査	
(カ) マイクロプラスチックへの対応	
イ 事業所等から公共用水域への排水対策	17
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 富栄養化対策（総量規制）	
(ウ) 暫定排水基準の見直し	
(エ) 建設工事排水に対する規制	
(オ) ゴルフ場の農薬対策	
(カ) ダイオキシン類対策	
ウ 水再生センターへの流入水対策.....	19
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習	
(ウ) 除害施設等維持管理講習会	
(エ) 異常流入等への対応	
(オ) 事故防止の啓発	
エ 水質事故への対応	20
(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応	
(イ) 未然防止のための取組	

2-3 地盤環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018年度）	22
(2) 2018年度の主な取組実績	23
ア 地盤環境の監視.....	23
(ア) 地下水質等の測定	
(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視	
(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視	
イ 土壌汚染対策.....	24
(ア) 土壌調査	
(イ) 土壌汚染が確認された区域の指定	
(ウ) 土壌汚染が確認された区域における措置等	
(エ) 汚染土壌処理業の許可	
(オ) 土壌汚染対策アドバイザー派遣制度	

(カ) 土壌汚染対策法の改正	
ウ 地下水質の保全	27
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 汚染された地下水の浄化対策	
エ 地盤沈下対策	28
(ア) 地下水採取の規制	
(イ) 掘削作業の規制	
2 - 4 音環境の保全	
(1) 環境目標の達成目安などの状況 (2018 年度)	29
(2) 2018 年度の主な取組実績	30
ア 騒音・振動の監視	30
(ア) 一般環境騒音の測定	
(イ) 道路交通騒音の測定	
(ウ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定	
(エ) 東海道貨物線 (新貨物線) による騒音・振動の測定	
(オ) 航空機騒音の測定	
イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策	32
(ア) 届出指導及び立入検査	
ウ 交通に関する騒音・振動対策	33
(ア) 道路交通対策	
(イ) 鉄道交通対策	
(ウ) 航空機騒音対策	
(エ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策	
2 - 5 分野横断の取組	
(1) 環境目標の達成目安などの状況 (2018 年度)	34
(2) 2018 年度の主な取組実績	35
ア 事業所等に対する包括的な施策	35
(ア) 指定事業所・環境管理事業所	
(イ) 環境保全協定	
(ウ) 非常時の措置	
(エ) 公害防止管理者制度	
(オ) 環境法令講習会	
(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会	
(キ) 六大都市自動車技術評価委員会	
(ク) 神奈川県公害防止推進協議会	
(ケ) 神奈川県市環境研究機関協議会	

(コ) 他制度と連動した取組	
イ 化学物質対策	38
(ア) PRTR 制度	
(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発	
(ウ) 化学物質環境実態調査	
(エ) ダイオキシン類対策	
(オ) ゴルフ場の農薬対策	
(カ) 関係機関との協定に基づく災害時対応	
(キ) 市所有施設のアスベスト対策	
(ク) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止	
ウ 自動車交通環境対策	40
(ア) 分野ごとの取組	
(イ) 駐車場等におけるアイドリングストップ	
(ウ) 環境と調和した交通施策の推進	
2-6 市民生活に関連した取組	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018年度）	42
(2) 2018年度の主な取組実績	42
ア 生活環境に関する苦情相談への対応	42
(ア) 生活環境に関する苦情相談	
(イ) 屋外燃焼行為への対応	
(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応	
(エ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応	
(オ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応	
(カ) 生活騒音への対応	
(キ) 騒音計・振動計の貸出制度	
イ 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表	45
(ア) 光化学スモッグ注意報への対応	
(イ) PM2.5の高濃度予報への対応	
(ウ) 環境監視データの公表	
(エ) 環境調査結果の公表	
(オ) 空間放射線量の公表	
(カ) 地質調査結果の公表	
(キ) 水準測量成果の公表	
(ク) 土壌汚染が確認された土地の公表	
(ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表	
(コ) ダイオキシン類の測定結果の公表	
(サ) 指定事業所等の台帳の公開	

第3章 連携による新たな取組の方針

3-1 施策間の課題の同時解決

- (1) 2018年度の実施状況と今後の取組..... 50
 - ア バイオマス燃料の活用への対応
 - イ 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応
 - ウ 都市交通計画の改定

3-2 多様な環境課題への対応

- (1) 2018年度の実施状況と今後の取組..... 52
 - ア 光化学オキシダント対策
 - イ PM2.5対策
 - ウ 放射線対策
 - エ マイクロプラスチックへの対応
 - オ 屋外燃焼行為への対応
 - カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応
 - キ 関係機関と連携した災害対策
 - ク 事業者との継続的なコミュニケーション
 - (ア) 里山ガーデンフェスタへのパネル展示
 - (イ) 事業所主催イベントへの参加
 - (ウ) 環境法令出前講座
 - ケ 環境分析事業者との技術研修会の実施

3-3 身近な環境の魅力の向上

- (1) 2018年度の実施状況と今後の取組..... 56

3-4 わかりやすい情報発信

- (1) 2018年度の実施状況と今後の取組..... 57
 - ア 市民へのアンケートによる環境情報のニーズの把握
 - イ 「かんきょう横浜」による広報
 - ウ 生活環境保全推進ガイドラインの周知
 - エ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」
 - オ 写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」の開催
 - カ スプリングフェアへの出展
 - キ 子どもアドベンチャーへの出展
 - ク 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化
 - ケ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）

第4章 資料編

4-1 大気環境の監視

(1) 大気汚染常時監視測定局及び測定項目	62
(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図	63
(3) 常時監視測定結果	64
ア 二酸化硫黄（一般局）	
イ 一酸化炭素（自排局）	
ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）	
エ 二酸化窒素（一般局・自排局）	
オ 光化学オキシダント（一般局）	
カ 微小粒子状物質（一般局・自排局）	
キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）	
ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）	
(4) 有害大気汚染物質の測定結果	74
ア 環境基準が設定されている4物質	
イ 指針値が設定されている9物質	
ウ その他10物質	
(5) ダイオキシン類の測定結果	75
(6) アスベスト濃度の測定結果	75
(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況	75
(8) 空間放射線量（ガンマ線）の測定結果	76
(9) 酸性雨調査の結果	76

4-2 水環境の監視

(1) 公共用水域の水質測定項目	78
(2) 公共用水域の水質測定地点	78
ア 河川	
イ 海域	
(3) 公共用水域の水質測定地点の位置図	80
(4) 公共用水域の水質測定結果	81
ア 健康項目の環境基準適合状況	
イ 生活環境項目の環境基準適合状況	
ウ BOD（河川）75%水質値	
エ BOD（河川）年平均値	
オ COD（東京湾）75%水質値	
カ COD（東京湾）年平均値	
キ 全窒素（東京湾）年平均値	
ク 全りん（東京湾）年平均値	
ケ ダイオキシン類	

(5) 水質自動測定機の測定結果	86
(6) 水環境目標の評価地点及び生物調査地点	87
(7) 水環境目標に係る測定結果	88
ア BOD (河川)	
イ COD (海域)	
ウ ふん便性大腸菌群数 (河川)	
エ ふん便性大腸菌群数 (海域)	
オ 全窒素 (海域)	
カ 全りん (海域)	
(8) 生物指標による水質評価	93
(9) 赤潮発生回数	94

4 - 3 地盤環境の監視

(1) 地下水質の調査	95
ア 調査概要 (2018 年度)	
イ 調査地点の配置図	
ウ 測定結果	
エ 環境基準の超過項目	
(2) ダイオキシン類の測定結果	99
ア 地下水	
イ 土壌	
(3) 地盤沈下の監視 (精密水準測量結果)	100
(4) 地盤沈下の監視 (地下水位、地盤変動の観測結果)	101
ア 観測地点の位置図	
イ 観測結果	

4 - 4 音環境の監視

(1) 一般環境騒音	103
ア 測定地点の位置図	
イ 測定結果 (2018 年度)	
(2) 道路交通騒音	105
ア 測定地点及び面的評価路線の位置図	
イ 測定結果 (2018 年度)	
ウ 面的評価 (全体空間) の結果 (2018 年度)	
エ 面的評価 (近接空間) の結果 (2018 年度)	
(3) 新幹線鉄道の騒音・振動	108
ア 測定地点の位置図	
イ 騒音の環境基準適合状況	
ウ 騒音レベルの測定結果	
エ 振動の指針適合状況	

オ	振動レベルの測定結果	
(4)	東海道貨物線（新貨物線）の騒音・振動	111
ア	測定地点の位置図	
イ	測定結果	
(5)	航空機騒音	112
ア	測定地点の位置図	
イ	測定結果	
(6)	在来線の騒音・振動の測定結果	112
4 - 5	各種協定	
(1)	環境保全協定締結事業所の位置図	113
(2)	環境保全協定の締結状況（2018年度末時点）	114
(3)	農薬の使用に係る環境保全協定	117
(4)	災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定	118
(5)	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定	118
4 - 6	生活環境に関する苦情相談及び水質事故	
(1)	生活環境に関する苦情相談件数	119
(2)	発生源別の苦情件数	119
ア	大気汚染	
イ	悪臭	
ウ	騒音	
エ	振動	
(3)	水質事故	122
ア	水質汚濁の状況（発生源別）	
イ	水質汚濁の水系・原因別受理件数	
ウ	魚浮上事故の被害魚種と原因	
4 - 7	環境法令に基づく届出等の件数	
(1)	大気汚染防止法	123
(2)	水質汚濁防止法	124
(3)	土壌汚染対策法（届出等）	125
(4)	土壌汚染対策法（許可等）	126
(5)	騒音規制法	126
(6)	振動規制法	126
(7)	ダイオキシン類対策特別措置法	127
(8)	下水道法・横浜市下水道条例	127
(9)	工業用水法	128
(10)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	128
(11)	化学物質排出把握管理促進法	129

(12) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）	129
(13) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）	132
4 - 8 低公害車の普及促進	
(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数.....	133
4 - 9 市内に適用される環境基準等の概要	
(1) 大気環境	134
ア 大気汚染に関する環境基準等	
イ 有害大気汚染物質に関する環境基準・指針値	
ウ ダイオキシン類の環境基準（大気）	
(2) 水環境	135
ア 水質汚濁に関する環境基準	
イ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）	
ウ 水環境目標	
(3) 地盤環境	139
ア 地下水の水質汚濁に関する環境基準	
イ ダイオキシン類の環境基準（土壌）	
ウ 土壌の汚染に係る環境基準	
(4) 音環境	141
ア 騒音に関する環境基準	
イ 新幹線鉄道の騒音に関する環境基準	
ウ 新幹線鉄道の振動に関する指針	

第1章 ガイドラインの概要

1-1 生活環境の目指す姿と環境目標等

ガイドラインでは、環境管理計画で定められた目指す姿や環境目標等を踏まえ、生活環境の「目指す姿」を定めるとともに、生活環境の分野ごとの「2025年度までの環境目標」及び「達成の目安となる環境の状況」を設定しています。

表 1-1-1 ガイドラインで定めた目指す姿と生活環境の分野ごとの環境目標等

目指す姿		安全・安心で快適な生活環境の保全
大気環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
水環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
地盤環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
	達成の目安となる 環境の状況	・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
音環境の 保全	2025年度までの 環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上
分野横断の 取組	2025年度までの 環境目標	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
	達成の目安となる 環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に 関連した取組	2025年度までの 環境目標	・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
	達成の目安となる 環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

1-2 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要

ガイドラインでは、環境目標の達成に向けて、生活環境の保全に関する取組を推進するための基本的な方向性を定めています。

これらの方向性に基づく具体的な取組内容や方針については、ガイドライン第2章「生活環境の保全の基盤となる取組」及び第3章「連携による新たな取組の方針」にまとめています。その詳細については、ガイドライン冊子を参照してください。

表 1-2-1 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性とその概要

基本的な方向性	概要	
生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進	生活環境の悪化を未然に防止し、良好に維持するために、これまで体系的に取り組んできた典型七公害に関する法令に基づく規制指導、環境監視、苦情相談や環境情報の公表などを着実に推進していきます。	取組内容（ガイドライン第2章） <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・地盤環境の保全 ・音環境の保全 ・分野横断の取組 ・市民生活に関連した取組
連携による新たな取組の推進	環境・経済・社会をめぐる広域的な課題に総合的に取り組むSDGsの考え方を取り入れ、まちづくりや地球温暖化対策などの他の施策間との連携や事業活動・市民生活などのあらゆる主体間との連携による新たな取組を推進していきます。	取組方針（ガイドライン第3章） <ul style="list-style-type: none"> ・施策間の課題の同時解決 ・多様な環境課題への対応 ・身近な環境の魅力の向上 ・わかりやすい情報発信

1-3 評価・進捗管理・公表

ガイドラインでは、生活環境の分野ごとの2025年度までの環境目標とともに、その達成の目安となる環境の状況を定めています。その達成状況を確認するため、大気環境や水環境等の環境の状況を評価するとともに、ガイドラインに基づく取組の実施状況を取りまとめ、毎年公表することとしています。

本報告書は、これに基づき2018年度実績を取りまとめた年次報告書です。第1章ではガイドラインの概要を説明しています。第2章では「環境目標の達成の目安となる環境の状況」等の評価を行うとともに、「生活環境の保全の基盤となる取組」について、関連事項も含めて実施状況を掲載しています。さらに、第3章では「連携による新たな取組の方針」について、実施状況を掲載しています。最後に、第4章として、各種データをまとめた資料編を掲載しています。

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2-1 大気環境の保全

2025年度までの環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018年度）

- 市内の大気汚染物質濃度の長期的な推移は、多くの項目で改善傾向にあります。一方、光化学オキシダントは改善の傾向が見られておらず、全国的にも改善は進んでいない状況です。

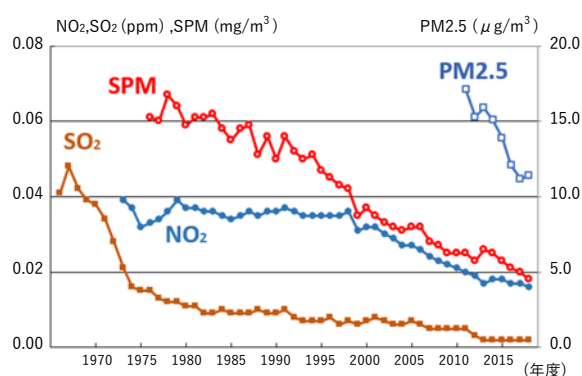


図 2-1-1 大気汚染物質の年平均濃度※の推移

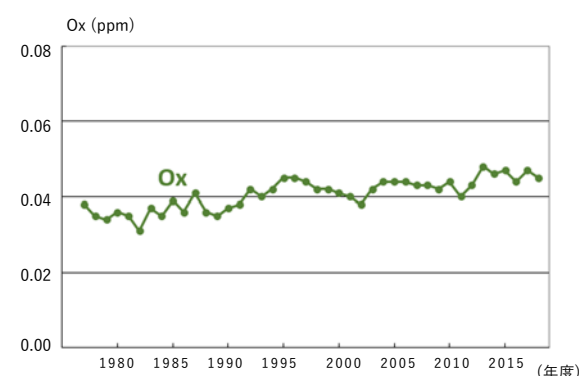


図 2-1-2 光化学オキシダントの濃度※推移

※ 市内の各常時監視測定局の年平均値（光化学オキシダントは昼間の日最高1時間値の年平均値）の全局平均

- 二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果は、全測定局で環境基準に継続して適合しました。
- 二酸化窒素（NO₂）の測定結果は、国が定める環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）に全測定局で継続して適合しましたが、横浜市環境目標値（環境基準の下限値 0.04ppm）を達成した測定局は28局中14局でした。
- 光化学オキシダント（Ox）の測定結果は、全測定局で環境基準（1時間値が 0.06ppm 以下）に不適合でした。
- 有害大気汚染物質（ベンゼン等4物質）やダイオキシン類の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。

- 光化学スモッグ注意報は4回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。なお、光化学スモッグ警報は1979年以降発令されていません。

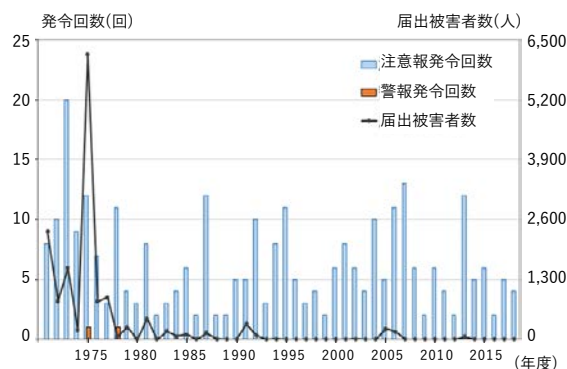


図 2-1-3 光化学スモッグ注意報等の推移

(2) 2018年度の主な取組実績

ア 大気環境の監視

環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、大気汚染物質の測定等を実施しています。

(ア) 大気汚染物質の測定

市内には一般環境大気測定局（一般局）20局と自動車排出ガス測定局（自排局）8局が設置されています。大気汚染防止法に基づき、二酸化窒素などの大気汚染物質の常時監視を継続して実施しているほか、一部の測定局において有害大気汚染物質の測定を毎月1回実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気環境中のダイオキシン類の監視として2018年度も市内6区（6地点）で年4回の測定を実施しました。このほかに、同様に大気中のアスベスト濃度の測定も実施しました。

◆ 大気汚染物質の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視」参照

表 2-1-1 環境基準の達成状況と光化学スモッグ注意報の発令回数

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
二酸化硫黄 (SO ₂)	17 / 17	18 / 18	18 / 18	18 / 18	18 / 18
一酸化炭素 (CO)	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
浮遊粒子状物質 (SPM)	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28
二酸化窒素 (NO ₂) ^{※2}	25 / 28	19 / 28	25 / 28	22 / 28	14 / 28
光化学オキシダント (Ox)	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19
微小粒子状物質 (PM2.5)	2 / 18	16 / 20	20 / 20	20 / 20	20 / 20
光化学スモッグ注意報	5	6	2	5	4

※1 光化学スモッグ注意報は発令回数、その他は分母が測定局数、分子が環境基準達成局数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 横浜市の環境目標値（環境基準の下限値 0.04 ppm）で達成状況を評価しています。国が定める環境基準は5年間全ての測定局で達成しています。

表 2-1-2 有害大気汚染物質の環境基準又は指針値の達成状況

項目		年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}					
		2014	2015	2016	2017	2018	
有害大気汚染物質	環境基準	ベンゼン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		トリクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		テトラクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ジクロロメタン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	指針値	アクリロニトリル	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		塩化ビニルモノマー	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		クロロホルム	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,2-ジクロロエタン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		水銀及びその化合物	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ニッケル化合物	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,3-ブタジエン	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ヒ素及びその化合物	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		マンガン及びその化合物	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	3 / 3

※1 分母が測定局数、分子が環境基準達成局数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 有害大気汚染物質は、毎月1回の測定による年平均値における評価です。

表 2-1-3 ダイオキシン類・アスベストの測定状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1、※2}				
	2014	2015	2016	2017	2018
ダイオキシン類	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
アスベスト	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

※1 年度別の測定地点は次のとおりです。

- ・2016年度は、神奈川区総合庁舎、南区横浜商業高校、港南区野庭中学校、旭区鶴ヶ峯小学校、金沢区長浜、都筑区総合庁舎
- ・2014、2017年度は、中区本牧、保土ヶ谷区桜丘高校、磯子区総合庁舎、港北区総合庁舎、緑区三保小学校、泉区総合庁舎
- ・2015、2018年度は、鶴見区生麦小学校、西区平沼小学校、戸塚区汲沢小学校、栄区上郷小学校、瀬谷区南瀬谷小学校、青葉区総合庁舎

※2 基準達成状況等は、各地点における年4回（2017年度と2018年度のダイオキシン類は年3回）の測定結果の平均値について、ダイオキシン類は環境基準、アスベストは1本/Lにより判定しています。分母が測定地点数、分子が基準等達成地点数です（不適合の地点があるものは□）。

(イ) 光化学スモッグ注意報への対応

⇒「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ア)」参照

(ウ) PM2.5の高濃度予報への対応

⇒「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(イ)」参照

(エ) PM2.5 成分調査

微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染は広域的な課題であることから、関東甲信静 1 都 9 県 7 市が協同して、その汚染実態や発生源等を把握して対策を進めるための調査を行っています。2018 年度は四季調査を行い、季節ごとの成分組成の特徴と広域的な濃度分布のほか、各種発生源の寄与割合等について解析を行いました。また、年間を通じた高濃度事象について発生要因等の解析を行いました。調査結果については、関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質調査会議のホームページに公開しました。

神奈川県公害防止推進協議会 PM2.5 等対策検討部会では、神奈川県内の PM2.5 の実態把握に取り組んでいます。2018 年度は四季調査や秋冬期高濃度調査を行い、季節別地域別の PM2.5 及び主成分の特徴を把握するとともに、発生源解析を行いました。また、これまでの取組成果を第 59 回大気環境学会年会において発表しました。



PM2.5 常時監視と成分分析調査の試料採取等の様子

◆ PM2.5 対策について ⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-イ」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ク)」参照

(オ) 空間放射線量の測定

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-ウ」参照

(カ) 酸性雨調査

横浜市の降雨における酸性雨発生状況の把握のため、酸性雨の長期モニタリングを実施しており、降雨ごとに水素イオン濃度指数 (pH) と電気伝導率を測定しています。

2018 年度は 54 回の測定を行い、最も酸性の強い雨のときは pH4.43、最も電気伝導率が高い雨の時には $150.9 \mu\text{S}/\text{cm}$ を記録しました。

◆ 酸性雨調査の結果、電気伝導率の単位について ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (9)」参照

イ 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気環境を保全するため、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や事業所に対し、大気汚染や悪臭に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査等

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が排出基準等を満たすよう必要な指導を行っています。また、排出基準等の遵守状況を確認するため、2018 年度は事業所への立入検査を 119 件行い、ばい煙発生施設等の排出ガスの測定等を実施しました。なお、大気汚染物質の排出規模が大きい市内 30 事業所については、テレメータシステムにより、その排出状況の常時監視を実施しています。

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (1),(7),(12)」参照

表 2-1-4 大気汚染防止法等の対象施設数の推移

根拠法令 対象施設	年度末時点の設置施設数				
	2014	2015	2016	2017	2018
大気汚染防止法					
ばい煙発生施設	3,611	3,576	3,407	3,295	3,429
揮発性有機化合物排出施設	25	25	25	18	19
水銀排出施設※ ¹	—	—	—	—	36
一般粉じん発生施設	522	545	535	616	581
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定施設（大気基準適用施設）	80	79	77	78	67
生活環境保全条例					
特定小規模施設					
小規模固定型内燃機関※ ²	10,336	10,643	10,980	11,321	11,173
小規模焼却炉等	39	41	41	44	45

※¹ 大気汚染防止法の改正により 2018 年 4 月 1 日から規制対象となりました。

※² 「重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5kW 以上のガスタービン等」を含みます。

(イ) 大気汚染物質排出量調査

工場・事業場に設置されたばい煙発生施設は、大気汚染防止法や生活環境保全条例に基づくばい煙測定を行うことが義務付けられています。ばい煙発生施設の稼働状況や、法令等に基づく測定回数と排出基準の遵守状況等を確認することを目的として、2018 年度は 6 月に 3,514 施設を対象に調査を実施しました。また、2018 年度は環境省が 3 年に 1 回行う「大気汚染物質排出量総合調査」が実施される年であり、本調査の結果を環境省へ翌年度に報告します。

(ウ) 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの環境基準達成に向けて、その原因物質である窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制に取り組んでいます。2018 年度は、VOC 排出事業所に対して届出指導や稼働状況調査を行い、7 件 (大気汚染防止法対象外施設含む。) の立入検査を実施しました。また、光化学オキシダントは夏季に高濃度となる傾向があるため、神奈川県公害防止推進協議会や近隣自治体 (1 都 3 県 4 市) と共同で夏季 VOC 対策をホームページで呼びかけました。

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ウ)」参照

(エ) PM2.5 対策

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-イ」参照

(オ) 水銀の排出規制

「水銀に関する水俣条約」の採択を踏まえ、大気への水銀排出量を削減するために大気汚染防止法が改正され、2018 年 4 月 1 日から水銀大気排出規制が施行されました。

新たに規制対象となった水銀排出施設を設置している事業所 (15 事業所 36 施設) に対し、届出指導を実施し、排出基準等を満たすよう必要な指導を行いました。また、排出基準等の遵守状況を確認するため、2018 年度は事業所への立入検査を 12 件行い、水銀排出施設の全水銀濃度の測定等を実施しました。

(カ) ダイオキシン類対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(エ)」参照

ウ 自動車の排出ガス対策

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の削減に向けた取組を実施しています。また、神奈川県や近隣自治体と九都県市首脳会議、神奈川県公害防止推進協議会、かながわエコドライブ推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ 九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ)」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ク)」参照

(ア) ディーゼル車の運行規制

神奈川県内では県条例に基づき粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行は禁止されています。違反車両が走行していないかを確認するため、2018年度はビデオ撮影による検査を14回実施するとともに、警察等と連携して路上検査を3回行いました。

(イ) 低公害車の普及促進

九都県市首脳会議大気保全専門部会による広域的な取組として、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、その普及促進を図っています。2018年度は新たに4社17型式が低公害車に指定されました。

横浜市では、大気汚染対策に加えて、二酸化炭素(CO₂)排出削減にも寄与する電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及啓発を進めています。2018年度の市内の次世代自動車登録台数は6,756台となりました。次世代自動車の普及促進の取組として、FCVの導入補助を実施するとともに、水素ステーションの導入補助や公共施設への急速充電設備設置(2018年度は資源循環局都筑工場内に1基)などインフラ整備を進めています。



急速充電設備(資源循環局都筑工場)

また、公用車への次世代自動車の導入を進めており、2018年度は新たに56台導入したことで、公用車全体の11.4%(437台。ハイブリッド車を含む。)が次世代自動車となりました。特に普及の初期段階にあるFCVは累計13台を公用車に導入しており、公務に積極的に活用するとともに、各種イベントへの出展等により、市民の認知度の向上に取り組んでいます。

◆ 市内の低公害車の登録台数 ⇒ 「4-8 低公害車の普及促進 (1)」参照

表 2-1-5 FCVの普及促進等に係る事業の実績

事業	単位	年度別実績				
		2014	2015	2016	2017	2018
市民・事業者へのFCV導入促進補助	件数	—	10	19	18	16
公用車へのFCV導入	台数	1	3	3	3	3
水素ステーションの設置補助	件数	—	1	1	0	0
FCV公用車のイベント出展	回数	13	34	15	19	21

(ウ) エコドライブの促進

環境に配慮した運転「エコドライブ」の普及促進のため、市民向けの講習会（2回）やエコドライブシミュレーターの体験会（12回）等を実施するとともに、横浜市職員向けの研修も実施しました。

エ 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策

アスベスト（石綿）を含む建材を使用した建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事のうち、大気汚染防止法又は生活環境保全条例に定められた作業に対し、アスベストの飛散防止を目的とした規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

大気汚染防止法又は生活環境保全条例で定められた作業に係る届出を受け付けるとともに、作業基準等を満たすよう必要な指導を行っています。届出受付後は、作業中の現場への立入検査を適宜実施することにより作業基準等の遵守状況を確認しており、2018年度は77件の立入検査を行いました。作業完了の届出が提出された際には、届出に添付された作業記録やアスベスト濃度測定記録等により、作業が適切に行われたことを確認しています。



石綿の使用例（吹付け石綿）

届出の対象外となる解体工事については、他法令の届出情報をもとに立入検査を実施しており、2018年度は135件の立入検査を行い、着工前にアスベスト含有建材の事前調査が適正に行われているかを確認しました。

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (1),(12)」参照

表 2-1-6 石綿排出作業等の届出件数

根拠	届出種類	年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
法	特定粉じん排出等作業（開始）	193	209	211	264	251
条例	特定粉じん排出等作業（完了）	188	206	209	252	257
	石綿排出作業（開始）	13	22	25	14	19
	石綿排出作業（完了）	10	19	23	17	14

(イ) 市民相談への対応

市民からの通報等により、周知看板の未掲示や掲示内容への疑義が指摘された場合は届出の有無を確認するとともに、必要に応じて立入検査を行い、事前調査等の実施に関する確認を行いました。その際、状況によっては環境測定を行いアスベストの飛散の有無を確認しています。

(ウ) アスベスト対策の推進

建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事を行う際には、アスベストの事前調査などの義務があります。その周知のため、2018年度は建設業及び塗装業の業界団体がそれぞれ主催したセ

ミナーにおいて、説明を行いました。このほかに、横浜市役所の工事発注部署等に対しても同様に説明会などで周知しました。

また、アスベスト対策の方向性については、2018年度から中央環境審議会大気・騒音振動部会の石綿飛散防止小委員会で議論が進められているため、その動向を注視し、情報収集に努めています。

(E) 関係機関との協定に基づく災害時対応

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-キ」参照

2-2 水環境の保全

2025年度までの環境目標	・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018年度）

- 河川の有機性汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均濃度は、長期的に見て改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。また、海域の有機性汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）の年平均濃度は長期的に横ばいとなっていますが、富栄養化に関与する全窒素や全りんものの年平均濃度は長期的に見て改善傾向にあります。

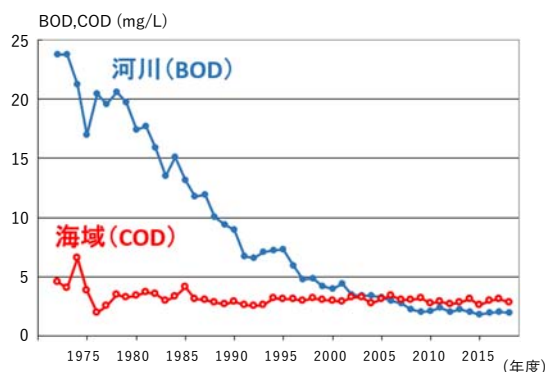


図 2-2-1 BOD・COD の濃度※の推移

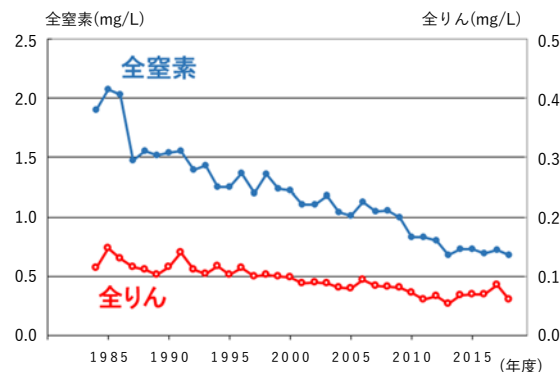


図 2-2-2 海域の全窒素・全りんの濃度※の推移

※ 市内の各測定地点の年平均値の全地点平均

- カドミウムなど、人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目（健康項目）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- BOD や COD など、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目（生活環境項目）の測定結果は、河川・海域ともに一部の項目・測定地点で環境基準に適合していない状況です。
- ダイオキシン類（水質、水底の底質）の測定結果は、全測定地点（海域6地点）で環境基準に継続して適合しました。なお、ダイオキシン類の測定は河川と海域を隔年で実施しています。
- 「横浜市水と緑の基本計画」で定めた水環境目標の達成状況について、BOD は河川 38 地点で調査を行い、34 地点で達成しました。COD は海域 8 地点で調査を行いました。全地点で未達成となりました。その他の項目については、未達成の地点が多い状況です。

- 生物指標による水質評価では、河川の目標達成率は 86.8% (38 地点中 33 地点で達成) でした。なお、生物指標調査は河川と海域を交互に 2 年間ずつ実施しています。

(2) 2018 年度の主な取組実績

ア 水環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や水環境の保全に関する施策の効果を確認するため、公共用水域（河川・海域）において水質測定等を実施しています。

(ア) 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用水域及び地下水の水質測定計画（2018 年 8 月）」により、市内河川 21 地点、海域 7 地点において、環境基準が設定されている項目など 67 項目の水質測定を毎月 1 回実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水環境中のダイオキシン類の監視として、水質及び底質中のダイオキシン類の測定を実施しています。この測定は河川と海域を隔年で実施しており、2018 年度は海域 6 地点で測定を実施しました。

◆ 公共用水域の水質測定の結果等 → 「4-2 水環境の監視 (1)~(4)」参照

表 2-2-1 水質汚濁に係る環境基準（主な生活環境項目）の達成状況^{※1、※2}

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※3}				
		2014	2015	2016	2017	2018
河川 ^{※4}	BOD	21 / 21	21 / 21	21 / 21	21 / 21	20 / 21
海域	COD	3 / 7	6 / 7	4 / 7	4 / 7	5 / 7
	全窒素	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7
	全りん	5 / 7	5 / 7	4 / 7	3 / 7	5 / 7

※1 健康項目は全項目全地点で環境基準を達成しています。

※2 その他の生活環境項目や健康項目の詳しい達成状況は「4-2 水環境の監視」を参照してください。

※3 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※4 河川 21 地点には国土交通省又は大和市が測定している地点を含みます。

表 2-2-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
		2014	2015	2016	2017	2018
河川 ^{※2}	水質	—	6 / 6	—	6 / 6	—
	底質	—	6 / 6	—	6 / 6	—
海域 ^{※2}	水質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6
	底質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 河川及び海域の調査を隔年で実施しています。

(イ) 水質自動測定

公共用水域の汚濁状況を常時監視するため、河川3地点及び海域1地点で水質自動測定機を設置しており、環境創造局監視センターで集中監視を行っています。2018年度はpH、溶存酸素量(DO)、COD及び全シアン等6項目から8項目の測定(地点によって測定項目は異なります。)を行いました。

◆ 水質自動測定の結果等 ⇒ 「4-2 水環境の監視 (5)」参照

(ウ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査

横浜市水と緑の基本計画では、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、生物の生息状況や有機性汚濁物質(BOD、COD)等を水環境目標として設定しています。この達成状況を把握するため、生物指標については、河川と海域の調査を交互に2年間ずつ実施しています。また、有機性汚濁物質(BOD、COD)等については、各水域の評価地点において計画的に調査を実施しています。



河川での評価地点調査

2018年度は、河川の生物指標に係る調査を行うとともに、大岡川・帷子川水系と海域を主な対象として水質調査を行いました。

◆ 水環境目標に係る測定結果等 ⇒ 「4-2 水環境の監視 (6)~(8)」参照

表 2-2-3 水環境目標の達成状況

項目		年度別の水環境目標達成状況 ^{※1}				
		2014	2015	2016	2017	2018
河川	生物指標による水質評価 ^{※2}	36 / 38		—		33 / 38
	BOD ^{※3}	67 / 74	70 / 74	62 / 74	64 / 74	34 / 38
	ふん便性大腸菌群数 ^{※3}	8 / 51	15 / 51	5 / 51	10 / 51	8 / 17
海域	生物指標による水質評価 ^{※2}	—		10 / 10		—
	COD	0 / 8	1 / 8	1 / 8	0 / 8	0 / 8
	全窒素	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8
	全りん	2 / 8	2 / 8	2 / 8	1 / 8	2 / 8
	ふん便性大腸菌群数 ^{※4}	2 / 2	0 / 2	1 / 2	1 / 2	—

- ※1 分母が調査地点数、分子が水環境目標達成の地点数です(不適合の地点があるものは□)。
- ※2 生物指標に係る調査は、河川と海域を交互に2年間ずつ実施する計画です。2018年度は河川の冬季調査の結果です。
- ※3 河川のBOD及びふん便性大腸菌群数の調査は、2018年度より3年間で市内全域を測定する計画です。2018年度は帷子川・大岡川水系が主な調査対象です。
- ※4 海域のふん便性大腸菌群数の調査は、2018年度より3年に1回実施する計画です。

(エ) 東京湾環境一斉調査

この調査は、東京湾再生推進会議モニタリング分科会、九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会、東京湾岸自治体環境保全会議、東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチームの主催により毎年度継続して実施しているもので、東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握と汚濁メカニズムの解明等を目的とし、国や自治体のほか、大学・研究機関、事業者、市民団体等の多様な主体が参加して行われているものです。2018年度の調査では、横浜市内から市内事業者12社と市民団体1団体が参加しました。

溶存酸素量(DO)に関する調査では、東京湾奥部の西側において3.0 mg/Lを下回る貧酸素水塊が観測されました。また、化学的酸素要求量(COD)については、海域では、全体的に東京湾口よりも東京湾奥で高い値を示しました。陸域においては、江戸川及び荒川流域と比較して多摩川及び鶴見川流域では、低い結果となりました。

(オ) 東京湾底質調査

九都県市首脳会議水質改善専門部会の取組として、東京湾の底層水域環境の実態を把握し、底質改善対策等の効果を検証するための調査を毎年度継続して実施しています。2018年度の調査でも、東京湾の底質、底層水の溶存酸素、底生生物等の状況について、横浜市を含む5自治体が調査しました。

直近10年間の結果では、COD、全りん及び全硫化物については、項目・地点により傾向は様々です。全体としては、ほぼ横ばい状態であることが分かりました。また、底質の有機汚染が進んでいる地点や底質がヘドロ状となっている地点があり、現在の東京湾の底質環境はあまり良好ではないことが示されました。



東京湾底質調査(試料採取)の様子

◆九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(カ)」参照

(カ) マイクロプラスチックへの対応

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応(1)-エ」参照

イ 事業所等から公共用水域への排水対策

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共用水域への排水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共用水域への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2018年度は事業所への立入検査を341件実

施しました。立入検査では、事業所から公共用水域への排水を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。

◆ 水質汚濁防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (2),(7),(12)」参照

表 2-2-4 水質汚濁防止法等の対象事業場数の推移

根拠法令 対象施設	年度末時点の事業場数				
	2014	2015	2016	2017	2018
水質汚濁防止法					
特定事業場	1,650	1,654	1,660	1,649	1,667
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定事業場（水質）	16	14	14	14	14
生活環境保全条例					
建設工事排水 ^{※1}	22	13	19	16	11

※1 各年度に届出された対象工事の数です。

(イ) 富栄養化対策（総量規制）

東京湾は閉鎖性水域であることから流入排水による富栄養化が課題となっており、その改善を進めるため、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんについて、水質汚濁防止法に基づく総量規制が導入されています。2018 年度末で 66 事業場がその対象となっており、そのうち排水量の多い 29 事業場は自動計測器による常時測定を行っています。常時測定を行っている事業場への立入調査は 27 件実施し、自動計測器の維持管理状況などの確認を行いました。

また、発生源別の発生負荷量及び東京湾への流入負荷量を経年的に把握することを目的として発生負荷量調査を行っています。2017 年度実績では、神奈川県から東京湾に流入する COD 負荷量は 22 トン/日、窒素含有量は 26 トン/日、りん含有量は 2.0 トン/日でした。

(ウ) 暫定排水基準の見直し

生活環境保全条例では公共用水域への排水の基準を設けており、直ちに達成することが困難な一部の業種については施行規則で暫定基準を定めています。

1,4-ジオキサンについては、エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業の事業所に係る暫定基準が設定されています。この措置は水質汚濁防止法の同物質に係る暫定措置を受けたもので、2018 年 4 月に同法に基づく暫定措置が見直されたことを踏まえ、同年 5 月に生活環境保全条例に基づく暫定基準を見直しました。これにより、エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業に係る 1,4-ジオキサンの暫定排水基準は 6mg/L から 3mg/L となりました。

(エ) 建設工事排水に対する規制

建設工事により発生する排水を公共用水域に排出する場合、生活環境保全条例の規制遵守が求められます。2018 年度は 11 件の届出があり、工事現場 2 件の立入調査を実施し、工事現場での排水処理施設が適正に管理されていることを確認しました。

(オ) ゴルフ場の農薬対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(オ)」参照

(カ) ダイオキシン類対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(イ)」参照

ウ 水再生センターへの流入水対策

下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、下水道法及び横浜市下水道条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共下水道への排水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

下水道法及び横浜市下水道条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共下水道への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2018年度は事業所への立入検査を551件実施しました。立入検査では、事業所から公共下水道への排水水質を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。

◆ 下水道法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (8)」参照

表 2-2-5 下水道法等の対象事業場数の推移

根拠法令		年度末時点の設置施設数				
対象施設		2014	2015	2016	2017	2018
下水道法、横浜市下水道条例						
届出事業場数		3,224	3,215	3,210	3,221	3,253
内訳	特定事業場 ^{※1}	2,454	2,436	2,428	2,422	2,456
	その他 ^{※2}	770	779	782	799	797

※1 下水道法の特定事業場は水質汚濁防止法の特定事業場と一部重複します。

※2 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく届出事業場のうち、特定事業場を除いた事業場です。

(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習

横浜市下水道条例の規定により、市内の下水道処理区域内で工場排水等を処理する施設（除害施設等）を設置するときは、その維持管理を適切に行うために除害施設等管理責任者を選任する必要があります。その資格を認定するための講習を毎年度1回実施しています。

2018年度は10月に開催し、A種（全ての除害施設等）の講習に145名、B種（含油（鉱物油）排水に係る除害施設等）の講習に122名の参加がありました。

(ロ) 除害施設等維持管理講習会

除害施設等管理責任者や有害化学物質を取り扱っている事業者を主な対象として、除害施設等の適切な維持管理を啓発するための講習会を毎年度1回実施しています。

2018年度は7月に開催し、100名の参加がありました。化学物質アドバイザーを講師に招いて

化学物質のリスク管理について講義してもらうとともに、近年の水環境法令の改正動向や2017年度の事業場立入検査結果などについて横浜市職員が講義を行いました。

(イ) 異常流入等への対応

2018年度は水再生センターへの異常流入等の水質事故が16件発生しました。異常流入発生時には、下水道施設の被害軽減や原因者の特定を目的として、事業場への立入検査等を実施しています。また、異常流入を未然に防止するため、公共下水道のマンホールで採水を行い、一定の区域にある事業所からの排水を調査する取組（広域監視）も行いました。



広域監視の実施の様子

(ロ) 事故防止の啓発

公共下水道への有害物質等の流出事故を未然に防止するため、2018年度は、有害物質等を使用している事業場や排水量の多い事業場などに対して12月に注意喚起のための周知や立入検査を実施しました。

エ 水質事故への対応

河川などの公共用水域で確認された水質事故について、事故の収束を図るため、迅速な現地調査などにより対応しています。また、チラシ配布による注意喚起等により、事故の未然防止に努めています。

(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応

2018年度は着色や油浮遊等の公共用水域での水質事故が84件発生しました。土木事務所などの関係機関と連携して現場調査を行い、状況に応じて水質調査や汚染物等の回収を行いました。原因者の特定ができた案件については、適正な排水方法の指導等を実施しました。

◆ 水質事故の発生源別件数等 → 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故(3)」参照

表 2-2-6 市内で発生した水質事故の件数

事故種別	年度別件数				
	2014	2015	2016	2017	2018
着色	54	38	65	45	54
油浮遊	31	42	47	25	25
魚浮上	11	6	7	5	5

(イ) 未然防止のための取組

水質事故の未然防止のため、2018年度は、塗装団体など業界団体へのチラシの配布による啓発を実施しました。

また、特に水質事故の多い地域においては、広報よこはま区版への啓発記事の掲載や、周辺事業場や工事現場への声掛け及びチラシの配布により、啓発を行いました。



チラシ啓発の様子

街きよますや道路の側溝に油やペンキなどの廃液、汚水を流さないでください

街きよますや道路の側溝に汚れた水を流すと、川に直接流れ込んで川を汚してしまうんだ。

横浜市水環境キャラクター「かほのだいちゃん」

▲街きよます

油を流すと

ペンキ廃液を流すと

分流式下水道での水の流れ

生活排水、工業排水、汚水管、雨水管、雨水、水再生センター（下水処理場）へ、川や海へ

● 食用油は、凝固剤で固めるか、少量の場合は古紙・古布に染み込ませて燃やすごみとして出してください。

● ペンキの捨て方は販売店に相談してください。

● その他のごみの出し方は、資源循環局Webを確認してください。 横浜市Web ごみの出し方

分流式下水道と廃液処理についてのチラシ

2-3 地盤環境の保全

2025 年度までの環境目標	・土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
達成の目安となる環境の状況	・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018 年度）

- 地下水質の概況調査の環境基準達成率は、2015 年度の調査ではやや落ち込んだものの、概ね高い達成率で推移しています。一方、継続監視調査では、調査地点の半数程度が環境基準を達成する状況で推移しています。

※概況調査

長期的な経年変化を調べる「定点調査」と、市内を 2km のメッシュ（2013 年度までは 1km メッシュ）に区切り、複数年で市内全体を調べる「メッシュ調査」で構成される調査です。

※継続監視調査

過去に地下水汚染が確認された地点の継続的な監視を目的として、定期的に行う調査です。

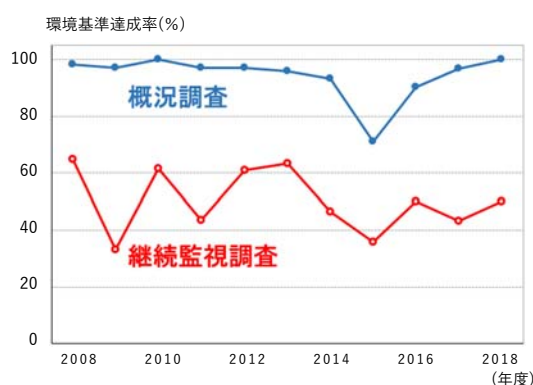


図 2-3-1 地下水質の環境基準達成率の推移

- 土壌汚染の拡散や人への健康被害の防止のため、土壌汚染対策法や生活環境保全条例に基づき、土壌汚染が確認された区域の指定など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水の水質は、カドミウム、全シアン等は継続して環境基準に適合していますが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン等是不適合となる地点がありました。なお、概況調査の対象地点では、全項目で環境基準に適合しました。
- ダイオキシン類（地下水、土壌）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- 地下水汚染の未然防止や拡散防止のため、水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づき、有害物質の地下浸透防止など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水の過剰な採取等による地盤沈下防止のため、工業用水法や生活環境保全条例に基づき、揚水施設等に対する規制指導を実施しています。

- 地盤沈下の状況について、精密水準測量の結果は、最大沈下量 12.8mm でした。また、地盤沈下にかかわる被害報告はありませんでした。

(2) 2018 年度の主な取組実績

ア 地盤環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や地盤環境の保全に関する施策の効果を確認するため、地下水質や土壌中のダイオキシン類の測定を実施しています。また、地盤沈下の継続的な監視も実施しています。

(ア) 地下水質等の測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用水域及び地下水の水質測定計画（2018 年 8 月）」により、市内の地下水の調査を実施しています。調査は、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査（定点調査、メッシュ調査）、概況調査により新たに判明した汚染範囲の確認等を目的とした汚染井戸周辺地区調査、過去の概況調査で汚染が確認された地点の継続的な監視を行うための継続監視調査の 3 種類があり、原則として毎年 1 回の水質測定を行っています。このほかの取組として、過去の横浜市の調査等で汚染が確認された地点の継続的な監視のため、汚染井戸の監視・追跡調査を毎年 1 回行っています。2018 年度は、概況調査 29 地点（定点調査 6 地点、メッシュ調査 23 地点）、継続監視調査 24 地点、汚染井戸監視・追跡調査を 33 地点で実施しました。なお、汚染井戸周辺地区調査は対象井戸がなかったため、実施しませんでした。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視では、地下水及び土壌中のダイオキシン類の測定を実施しており、2018 年度は地下水 6 地点、土壌 10 地点で調査を行いました。

◆ 地下水質等の測定結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視 (1),(2)」参照

表 2-3-1 地下水質の環境基準達成状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
概況調査（定点）	6 / 6	4 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
概況調査（メッシュ）	22 / 24	18 / 25	22 / 25	23 / 24	23 / 23
継続監視調査	13 / 28	10 / 28	19 / 38	13 / 30	12 / 24
汚染井戸周辺地区調査	4 / 5	22 / 29	10 / 11	7 / 8	— ^{※2}
汚染井戸監視・追跡調査	40 / 56	53 / 63	48 / 59	29 / 40	23 / 33

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 汚染井戸周辺地区調査は、概況調査において環境基準を超える汚染が新たに判明した場合又は継続監視調査で高濃度の汚染が認められた場合に実施する調査のため、2018 年度は実施されませんでした。

表 2-3-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
地下水	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
土壌	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視

地盤沈下の状況を把握するため、横浜市域のうち、主に軟弱地盤である沖積低地 (171.90km²) を調査対象地域として、精密水準測量を実施しています。2018 年度は 101 地点 (延長 115km、国土地理院測量の 48km を含む。) で測量を実施しました。前年度と比較できる 99 地点のうち、20mm 以上の沈下が確認されたのは 0 地点で、最大沈下量は栄区で観測した 12.8mm でした。



水準点

◆ 精密水準測量の結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視 (3)」参照

表 2-3-3 沈下点数と年間最大沈下量の推移

項目	年度別調査結果				
	2014	2015	2016	2017	2018
20mm 以上の沈下点数/調査水準点数	0 / 332	0 / 164	0 / 166	0 / 128	0 / 99
年間最大沈下量 (mm)	-8.5	-12.1	-4.6	-3.5	-12.8
最大沈下量を記録した区	港北区	保土ヶ谷区	港北区	磯子区	栄区

(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視

軟弱地盤地域における地盤沈下の防止を目的として、10 箇所の地下水観測井で地下水位を継続して観測しています。また、このうち 7 箇所では地盤変動の観測も実施しています。

2018 年度の調査結果では、地下水位の変動幅が最も大きかった地点は西区岡野公園の 2.77m でした。また、地盤の収縮が最も大きかった地点は都筑区佐江戸公園の -3.65mm でした。

◆ 地下水位、地盤変動の観測地点と観測結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視 (4)」参照

イ 土壌汚染対策

土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康への影響を防止するため、土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に基づき、土壌汚染の可能性のある土地の土壌調査、土壌汚染が認められた場合の適正な土地の管理等に係る規制指導を実施しています。

(ア) 土壌調査

有害物質の使用等が行われていた事業所を廃止するときや、そのような事業所が過去に存在していた土地で形質変更を行おうとするときは、その土地の所有者に対し、土壌調査を実施するよう義務付けています。

2018 年度は土壌汚染対策法に基づく土壌調査の報告は 31 件、生活環境保全条例に基づく土壌調査の報告は 65 件ありました。

◆ 土壌調査に関する報告書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-4 土壌調査に係る調査報告書等の受付件数

根拠法令	報告書等	年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
土壌汚染対策法						
	土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	7	8	14	16	13
	土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	12	11	10	16	9
	指定の申請書（自主的な調査）	7	15	13	9	9
生活環境保全条例						
特定有害物質						
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	13	11	16	19	19
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	20	18	17	26	31
ダイオキシン類						
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（廃止時）	1	0	3	1	2
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	3	2	4	9	13

(イ) 土壌汚染が確認された区域の指定

土壌調査により土壌汚染が認められると、人への健康被害が生じるおそれがある場合は、要措置区域に指定し、健康被害が生じるおそれがない場合は、形質変更時要届出区域に指定し、横浜市 のホームページ等で公表します。

要措置区域に指定された場合は、土地の形質の変更（掘削等）が原則として禁止され、汚染の除去等の措置が必要となります。形質変更時要届出区域に指定された場合は、土地の形質の変更時に事前の届出や、汚染土壌を区域外へ飛散等させないための適切な維持管理が必要となります。

2019年3月31日現在で、土壌汚染で指定されている区域の合計は125件です。2018年度は要措置区域の指定は0件、解除は1件ありました。形質変更時要届出区域の指定は15件、解除は6件ありました。また、条例要措置区域の指定及び解除は0件、条例形質変更時要届出区域の指定は10件、解除は3件ありました。

また、2018年度は、区域の指定前や区域の形質変更時等に立入調査を45件実施しました。

◆ 土壌汚染が確認された土地の公表 ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ウ)」参照

◆ 区域の指定に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-5 要措置区域等の指定の推移

根拠法令	区域	年度末時点での件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
土壌汚染対策法						
	要措置区域	2	2	3	3	2
	指定／解除	0／0	0／0	1／0	1／1	0／1
	形質変更時要届出区域	57	59	75	94	103
	指定／解除	14／6	9／7	19／3	24／5	15／6
生活環境保全条例						
	条例要措置区域	0	0	0	0	0
	指定／解除	0／0	0／0	0／0	0／0	0／0
	条例形質変更時要届出区域	6	9	8	13	20
	指定／解除	5／4	5／2	2／3	6／1	10／3

(ウ) 土壌汚染が確認された区域における措置等

要措置区域では、人への健康被害が生じるおそれがあることから、汚染の除去等の措置が義務付けられています。

形質変更時要届出区域は、人への健康被害が生じるおそれがない区域ですが、工事等による汚染の拡散を防止するため、土壌汚染対策法に規定する施行方法に関する基準、汚染土壌の運搬に関する基準等を遵守する必要があります。

また、生活環境保全条例に基づき、土壌汚染が確認された区域内で土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ周辺住民にその旨を周知しなければなりません。

2018年度は要措置区域における措置の指示は1件でした。形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出は49件あり、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出は9件ありました。

◆ 区域内の措置等に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (3),(12)」参照

表 2-3-6 指定区域内の措置等に係る件数

根拠法令	届出等	年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
土壌汚染対策法						
	要措置区域における措置の指示	1	0	0	1	1
	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	28	24	27	48	49
生活環境保全条例						
	条例要措置区域における措置の指示	0	0	0	0	0
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	5	4	2	1	9

(エ) 汚染土壌処理業の許可

土壌汚染対策法に基づき、横浜市内で汚染土壌処理業を行う者は、汚染土壌処理施設ごとに横浜市長の許可を受ける必要があります。

2018年度は新たに分別等処理施設の許可を1件行いました。これにより、2018年度末時点では、許可を受けた汚染土壌処理業者は5者となっています。

また、2018年度は汚染土壌処理業者5者について、立入検査を実施しました。

◆ 汚染土壌処理業に係る申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (4)」参照

表 2-3-7 汚染土壌処理業の許可状況

項目	年度末時点の許可件数 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
汚染土壌処理業の許可事業者数	2	3	4	4	5
浄化等処理施設	1	1	1	1	1
セメント等製造施設	0	0	0	0	0
埋立処理施設	0	0	0	0	0
分別等処理施設	2	3	4	4	5

※1 各年度末の時点で土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を受けている事業者数と処理施設の内訳です。複数の施設で許可を受けている事業者がいるため、許可事業者数と施設数の合計は一致しません。

(オ) 土壌汚染対策アドバイザー派遣制度

中小企業者等による円滑な土壌汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する制度を設けています。2018年度は、1事業者に対して、アドバイザーを2回派遣しました。

(カ) 土壌汚染対策法の改正

土壌汚染に関する適切な管理を推進するため、2017年5月に土壌汚染対策法が改正され、2019年4月に全面施行されました。この改正に伴い、規制対象の物質の見直しも行われ、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が追加され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」とあわせた「1,2-ジクロロエチレン」として指定されました。

土壌汚染対策法改正を受け、生活環境保全条例についても、法と重複する箇所については除外し、法と同様に措置命令制度の改善や手続きの迅速化等の規定を設ける改正を2019年3月に行い、同年4月に施行されました。2019年3月に、これら改正の内容に関する説明会を4回実施しました。

ウ 地下水質の保全

地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が有害物質の地下浸透を防止するための基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、2018年度は事業所への立入検査を107件実施し、構造基準の遵守状況や定期点検の実施状況などの確認を行いました。

◆ 水質汚濁防止法に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7(2)」参照

表 2-3-8 地下浸透防止に関する件数の推移

地下浸透防止の届出がされた事業所数（施設種類別）	年度末時点の事業所数				
	2014	2015	2016	2017	2018
有害物質使用特定施設	442	443	457	445	436
有害物質貯蔵指定施設	11	10	12	10	10

(イ) 汚染された地下水の浄化対策

生活環境保全条例では、土壌汚染が確認された土地について、地下水汚染の状況を確認するよう定めています。2018年度は、地下水汚染が16件確認され、汚染の拡散のおそれがある土地7件について、地下水の浄化等の措置を実施するよう指導しました。

また、生活環境保全条例に基づき、地下水の汚染原因である可能性がある事業者に対し、汚染原因調査を実施するよう指導しており、2018年度は1件報告がありました。

水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査により地下水汚染が確認された場合、地下水の汚染源の究明を目的とした調査を実施し、併せて継続的な監視のために追跡調査を実施しています。2018年度は23件について、追跡調査を実施しました。

表 2-3-9 地下水汚染に関する件数の推移

地下水汚染が認められた件数	年度別件数				
	2014	2015	2016	2017	2018
地下水汚染原因調査報告書	0	0	0	1	1
土壌汚染による地下水への影響調査報告書（汚染あり）	1	2	0	14	16

エ 地盤沈下対策

地下水採取や掘削作業による地盤沈下を防止するため、工業用水法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 地下水採取の規制

工業用水法に基づき地下水採取の許可を行うとともに、生活環境保全条例に基づき、揚水施設の規模に応じて、許可又は届出の指導を行っています。これら揚水施設の利用者に対し、揚水量等の記録などを義務付けており、年 2 回の地下水採取量及び水位測定結果報告書により、計画揚水量と相違がないかについて確認しました。また、地下水採取による地盤沈下発生リスクの低減について検討するため、他都市の規制状況に関する調査等を行いました。

◆ 工業用水法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (9),(12)」参照

表 2-3-10 地下水揚水施設を設置している対象事業所の件数の推移

揚水施設の種類		年度末時点の事業所数				
		2014	2015	2016	2017	2018
地下水採取	工業用水法の許可対象施設	1	1	1	1	1
	揚水施設（許可対象）	166	164	170	166	163
	小規模揚水施設（届出対象）	190	204	211	219	224

(イ) 掘削作業の規制

生活環境保全条例に定められた一定規模以上の掘削作業に係る届出を受け付けるとともに、その作業に伴う地下水位低下による地盤沈下を防止するため必要な規制指導を行っています。2018年度は掘削工事の届出が 15 件、トンネル工事の届出が 5 件ありました。

◆ 生活環境保全条例に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (12)」参照

表 2-3-11 掘削作業の届出件数の推移

届出の種類		年度末時点の届出件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
掘削作業	開削工事の開始届出	12	22	22	13	15
	トンネル工事の開始届出	2	4	8	3	5

2-4 音環境の保全

2025 年度までの 環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
達成の目安となる 環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018 年度）

- 幹線道路に面した地域の道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移は、長期的に見て改善傾向にあります。

※道路交通騒音の面的評価

幹線道路から 50m 範囲にある全ての住居等を対象として、騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法です。対象路線を 5 年周期で評価しています。

※近接空間

面的評価を行う 50m 範囲のうち、2 車線以下の車線を有する幹線道路は道路端から 15m、2 車線を越える車線を有する幹線道路は道路端から 20m までの範囲です。

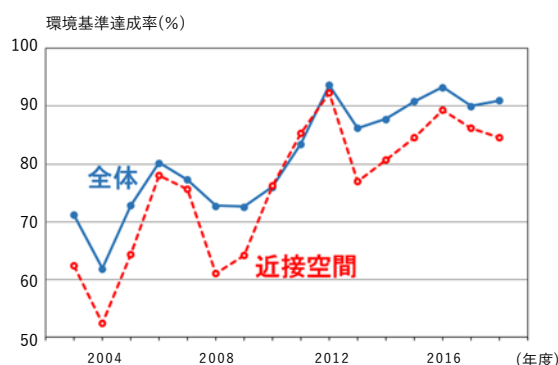


図 2-4-1 道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移

- 市内の騒音の状況を広域的に把握するために実施している一般環境騒音調査では、昼間は 38 地点中 37 地点、夜間は 38 地点中 34 地点で環境基準に適合しました。
- 幹線道路などからの自動車騒音の状況を把握するために実施している道路交通騒音調査では、32 地点中 10 地点で昼夜間を通して環境基準に適合しました。また、道路交通騒音の面的評価では、調査した 7 路線延べ 140.2km のうち 91.0% で昼夜間を通して環境基準に適合しました。
- 新幹線騒音調査では、24 地点中 16 地点で環境基準に適合しました。
- 2019 年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、74.4%[※]でした。

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合

(2) 2018 年度の主な取組実績

ア 騒音・振動の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や騒音・振動対策の効果を確認するため、一般環境等の騒音・振動の測定を実施しています。

(ア) 一般環境騒音の測定

市内の一般的な環境の騒音を測定して環境基準の適合状況を把握するため、市域を東西 2 km、南北 1.5 km のメッシュに区切って測定地点を設定し、複数年かけて市内を一巡するよう調査を実施しています。現在の調査計画では、2018 年度から 2022 年度の 5 年間で 152 地点の調査を行う予定であり、2018 年度は市域のうち南部（港南区、磯子区、金沢区等）の 38 地点で、24 時間の連続測定調査を実施しました。

◆ 騒音の測定結果等 → 「4-4 音環境の監視 (1)」参照

表 2-4-1 一般環境騒音の環境基準達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2013 ^{※2}	2014 ^{※2}	2015 ^{※2}	2016~2017 ^{※3}	2018 ^{※4}
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	50 / 51	46 / 51	46 / 50	—	37 / 38
夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）	40 / 51	38 / 51	41 / 50	—	34 / 38

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 152 地点を 2013～2015 年度にかけて測定しました。

※3 2016～2017 年度は測定を実施していません。

※4 152 地点を 2018～2022 年度にかけて測定する計画です。

(イ) 道路交通騒音の測定

騒音規制法に基づき、市内の幹線道路に面した地域の環境基準の達成状況等を把握するため、道路交通騒音の調査を実施しています。この調査は、160 地点を 5 年間で調査する計画であり、毎年 30 地点程度を選定し、各地点で 3 日連続の騒音測定を行っています。2018 年度は、東名高速道路、環状 2 号線などの 32 地点の騒音測定を行うとともに、その結果を用いて総延長 140.2km の面的評価を実施しました。

◆ 騒音の測定結果等 → 「4-4 音環境の監視 (2)」参照

表 2-4-2 道路交通騒音の環境基準達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
騒音測定 ^{※2}	12 / 34	18 / 32	17 / 32	21 / 32	10 / 32
面的評価 ^{※3}	87.8%/116.4 km	90.8%/111.1 km	93.3%/95.3 km	90.0%/105.0 km	91.0%/140.2 km

※1 2013～2017 年度で 160 地点を測定。2018 年度から対象道路を更新し、2018～2022 年度で 160 地点を測定する計画です。

※2 分母が測定地点数、分子が昼間・夜間ともに環境基準達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※3 分母が道路評価長、分子が評価対象地域において昼間・夜間ともに環境基準を達成している割合です。

(ウ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定

市内の東海道新幹線鉄道の沿線における騒音・振動の状況を把握するため、沿線 8 箇所にて測定地点を設定し、継続して調査を実施しています。調査は、測定地点ごとに手前側の軌道中心から 12.5m、25m、50m と距離の異なる 3 地点で、20 本（上下線各 10 本以上）の列車の測定を行っています。なお、新幹線鉄道による騒音・振動について、騒音には環境基準が設定されていますが、振動には設定されていません。振動は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）」に定める方法で測定・評価しています。

2018 年度は、8 箇所 24 地点で騒音・振動の測定を実施しました。

◆ 騒音・振動の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (3)」参照

表 2-4-3 新幹線鉄道による騒音・振動の環境基準等達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
騒音測定	14 / 24	16 / 24	16 / 24	15 / 24	16 / 24
振動測定 ^{※2}	23 / 24	24 / 24	24 / 24	24 / 24	23 / 24

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※2 振動は、環境省の指針値による評価です。

(エ) 東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の測定

東海道貨物線の沿線における騒音・振動の状況を把握するため、継続して調査を実施しています。測定地点は沿線 12 箇所に設定されており、2018 年度は鶴見区岸谷 2 丁目の測定地点で振動の測定を実施しました。

◆ 騒音・振動の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (4)」参照

表 2-4-4 東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の目標値^{※1}達成状況

区分	年度別の目標値達成状況等 ^{※2}				
	2014	2015	2016	2017	2018
騒音測定 ^{※3}	1 / 1	-	1 / 1	-	-
振動測定	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 1	1 / 1

※1 国鉄（昭和 47 年当時）と横浜市長との協定に基づく値です。

※2 分母が測定地点数、分子が目標値達成の地点数です（不適合の地点があるものは□）。

※3 2015、2017、2018 年度は騒音測定を実施していません。

(オ) 航空機騒音の測定

市内には航空機騒音に係る環境基準が設定されていませんが、主に厚木海軍飛行場に飛来する飛行機が比較的多く飛行すると考えられる緑区、瀬谷区及び泉区の3地点に騒音測定装置を常設し、航空機騒音の測定を継続して実施しています。

◆ 騒音の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (5)」参照

表 2-4-5 航空機騒音の環境基準との比較※1

測定地点	所在地	年度別の環境基準との比較状況※1				
		2014	2015	2016	2017	2018
長津田小学校	緑区長津田町	適合	適合	適合	適合	適合
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目					
東中田小学校	泉区中田東四丁目					

※1 横浜市域には航空機騒音に係る環境基準が適用されていないため、飛行場周辺の住居系地域に適用される基準（2012年度まではWECPNL70以下、2013年度以降は $L_{den}57$ 以下）で評価しています。

イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策

市民の生活環境を保全するため、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や工事等に対し、騒音や振動に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく届出を受け付けるとともに、事業者に対して騒音や振動に係る規制基準を満たすよう必要な指導を行っています。なお、特定建設作業の届出では届出対象となる建設工事が多いため、横浜市電子申請・届出サービスの利用により、事業者がインターネットで届出できる環境を整備しています。これにより事業者の利便性の向上と窓口混雑の緩和を図っています。

また、規制基準の遵守を確認するため、騒音や振動の測定を伴う立入検査を実施しました（特定工場 20 件、特定建設作業等 40 件）。

◆ 騒音規制法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (5),(6),(12)」参照

表 2-4-6 対象事業所数・届出件数の推移

対象	分野	年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定工場※1	騒音	3,452	3,467	3,483	3,494	3,615
	振動	1,902	1,917	1,935	1,943	1,994
特定建設作業※2	騒音	1,535	1,636	1,728	1,701	1,844
	振動	747	810	910	899	966
夜間営業※1	騒音	54	53	55	55	55
屋外作業※1	騒音	179	179	180	182	181

※1 各年度末の時点で設置されている事業所の数です。

※2 各年度の対象工事の届出件数です。

ウ 交通に関する騒音・振動対策

自動車及び鉄道の走行に関する騒音・振動の測定を行うなど、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制指導を実施しています。また、関係者との連携による騒音・振動対策を実施しています。

(ア) 道路交通対策

幹線道路沿道の環境基準の適合状況を把握するため、2018年度は騒音測定を32地点、面的評価を7路線（評価道路長140.2km）で実施しました。また、横浜市、神奈川県警察、国土交通省と高速道路事業者3社で組織する「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、環境対策に係る情報の交換等を行い、地域特性を考慮した対策を求めました。さらに、市民からの相談を受けて騒音測定を1地点、振動測定を7地点実施しました。これらの測定結果を基に道路管理者と協議を行い、必要に応じて対策を求めました。

◆ 自動車走行に係る騒音・振動の測定結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (2)」参照

(イ) 鉄道交通対策

2018年度は、新幹線鉄道の環境基準の適合状況を把握するための騒音測定を24地点、振動測定を24地点、在来鉄道の実態を体系的経年的に把握するための騒音・振動測定を3地点で実施しました。また、横浜市と鉄道事業者7社で組織する「横浜市鉄道環境対策連絡会議」を開催し、鉄道環境対策に関する情報の交換及び技術交流等を行うとともに、これらの測定結果等を鉄道事業者に提供し、必要に応じて地域特性を考慮した対策を求めました。



鉄道騒音・振動の定点測定

◆ 鉄道に係る騒音・振動の測定結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (3),(4),(6)」参照

(ウ) 航空機騒音対策

横浜市における航空機騒音の主なものは、厚木海軍飛行場を離発着するアメリカ海軍のジェット機やヘリコプターによるものです。飛行場に近い緑区、瀬谷区及び泉区の3地点で航空機騒音の常時監視を実施しています。横浜市には管制等の権限がなく上空監視も行えないため、航空機騒音に対して主体的な関与ができませんが、市民から苦情相談があった場合には内容に応じて国や関係部署に改善を要望しています。2018年度は36件の苦情相談に対応しました。このうち13件についてはアメリカ海軍の飛行機が原因と思われるため、政策局基地対策課へ、苦情相談等の情報提供を行いました。

◆ 航空機騒音の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視 (5)」参照

(エ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策

「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して、宅地開発や住宅建築を計画する事業者に対し、交通騒音に対する家屋側の防音対策に配慮するよう指導しています。2018年度は35件の集合住宅防音対策書が提出されました。

2-5 分野横断の取組

2025 年度までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる 環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100% にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018 年度）

- 市内における PRTR 制度の対象となる化学物質の 2017 年度の届出排出量は 1,221 トン、届出外排出量は 3,843 トンであり、市内の排出量合計は 5,064 トンでした。市内排出量の近年の推移は、多少の増減があるものの、概ね横ばいの状況です。

※PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。有害性のある化学物質について、排出量（環境中に排出された量）や移動量（廃棄物に含まれて事業所外に搬出された量など）を把握し、集計し、公表する仕組みです。化学物質排出把握管理促進法に基づき、462 物質が把握対象となっています。

※排出量については、2018 年度実績は集計中のため、2017 年度実績（2020 年 3 月神奈川県ホームページ公表データ）を掲載しています。

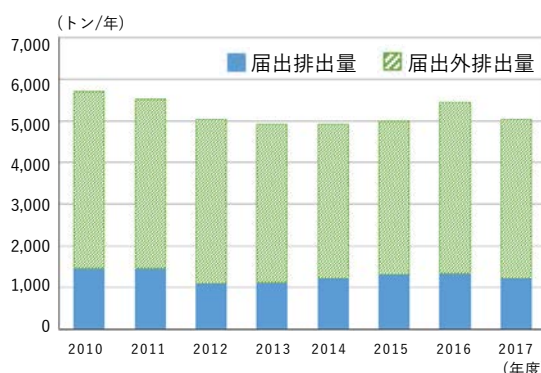


図 2-5-1 PRTR 制度に基づく市内排出量の推移
(神奈川県公表データを用いて作成)

- 環境基準や水環境目標の達成状況について
⇒ 「2-1 大気環境の保全」～「2-4 音環境の保全」の各「(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018 年度）」に掲載
- 光化学スモッグ注意報は 4 回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。なお、光化学スモッグ警報は 1979 年以降発令されていません。（再掲）
- 生物指標による水質評価では、河川の目標達成率は 86.8%（38 地点中 33 地点で達成）でした。なお、生物指標調査は河川と海域を交互に 2 年間ずつ実施しています。（再掲）

- 2019年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、74.4%※でした。(再掲)

※「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合

- 2019年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、環境行動の実践状況について、「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」と回答した市民の割合は90.0%、「排水口に油を流さない」と回答した市民の割合は81.6%でした。
- 2019年度「環境に関する企業意識調査」の結果では、環境への取組状況について、「化学物質の適正使用・管理」を行っているという回答した企業の割合は、大企業は48.5%、中小企業は16.8%でした。また、「地域の環境活動への協力・参加・支援」を行っているという回答した企業の割合は、大企業は48.5%、中小企業は15.3%でした。

(2) 2018年度の主な取組実績

ア 事業所等に対する包括的な施策

現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全するため、生活環境保全条例等に基づき、事業所等を対象とした包括的な環境保全施策を推進しています。また、広域的な課題に共同で対応していくことを目的として、他の自治体と連携した取組を実施しています。

(ア) 指定事業所・環境管理事業所

生活環境保全条例に基づく指定事業所の設置や変更等の許可申請等を受け付けるとともに、生活環境に係る規制基準等を満たすよう必要な指導を実施しています。2018年度の指定事業所の設置許可件数は33件でした。また、環境管理事業所制度は、環境に係る自己管理能力及び責任を有すると認められる指定事業所について、事業者からの申請に基づき、環境管理事業所として認定する制度です。2018年度の新規認定は0件、既存環境管理事業所の再認定は15件でした。

◆ 生活環境保全条例に基づく申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 (12),(13)」参照

表 2-5-1 指定事業所等の設置数の推移

事業所等	年度末時点で設置されている事業所数				
	2014	2015	2016	2017	2018
指定事業所	4,853	4,842	4,835	4,813	4,780
環境管理事業所	30	29	26	28	16

(イ) 環境保全協定

環境負荷の低減、緑化、生物多様性の保全など、事業者による環境保全のための自主的取組を推進するため、生活環境保全条例に定められた規模の施設を有する事業者等に対し、環境保全協定の締結を要請しています。2018年度は、新たな事業所との協定の締結はありませんでした。なお、協定は社会状況の変化を踏まえて見直しており、2018年度は2事業所と協定を再締結しました。

◆ 協定締結事業所の位置図、協定概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (1),(2)」参照

表 2-5-2 協定締結事業所数の推移

項目	年度				
	2014	2015	2016	2017	2018
環境保全協定の締結事業所 ^{※1}	28	28	29	29	29
締結 ^{※2}	0	0	1	0	0
再締結 ^{※2}	1	2	0	1	2

※1 各年度末の時点で環境保全協定を締結している事業所の数です。

※2 各年度において環境保全協定を締結又は再締結した事業所の数を、内数として記載しています。

(ウ) 非常時の措置

生活環境保全条例では、事業者に対し、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質[※]の放出又は発生が起ることにより、公害が生じた場合（そのおそれがある場合も含む。）は、直ちにその旨を横浜市へ通報するとともに応急の措置をとることを義務付けています。応急の措置をとった場合には、事故の状況や措置の概要を横浜市に報告することも義務付けており、2018年度は9件（大気関係1件、水質関係8件）の報告がありました。

また、同じ趣旨の規定として「事故時の措置」が定められている環境法令があり、2018年度は水質汚濁防止法に基づく届出が5件ありました。

※ 生活環境保全条例では、非常時の措置に関する物質として、大気汚染・悪臭に係る35物質、水質汚濁に係る57物質を定めています。

(エ) 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の要件を満たす事業者は公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備することが義務付けられています。同法に基づく事業者からの届出を受け付けるとともに、公害防止管理者等の選任・解任と事業所の承継に関して必要な指導を実施しており、2018年度は218件の届出がありました。

◆ 公害防止管理者等に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7(10)」参照

(オ) 環境法令講習会

横浜市では、事業者の環境管理の一助とするため、横浜市環境保全協議会[※]が主催する環境実務担当者セミナーにおいて、環境法令に関する講義を実施しています。2018年度の講習会は9月に開催され、公害防止管理者制度、生活環境保全条例等の概要や届出等の実務的な内容について、横浜市職員が説明を行いました。

※ 横浜市環境保全協議会は、工場等における、環境保全に関する知識と技術の涵養並びに交流を図るとともに、関係行政機関との連携により、地域の環境保全・向上に資することを目的として横浜商工会議所に設置された組織です。市内の事業者と団体が構成されており、横浜市も参加しています。

(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会

九都県市首脳会議は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。環境分野の検討を行う環境問題対策委員会には、大気保

全専門部会や水質改善専門部会が設置されており、2018年度も交通環境対策や東京湾の水質改善に係る調査等に取り組みました。

◆ 大気環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ 水環境に関する取組 ⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-ア」参照

(キ) 六大都市自動車技術評価委員会

東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市により構成される委員会で、自動車の排出ガス、騒音、振動等に係る対策事業や低公害車の開発等に係る調査等を行い、自動車の環境対策の推進を図ることを目的としています。

2018年度は、幹事都市として、ハイブリッド自動車の燃費性能検証や超小型モビリティ（チョイモビ ヨコハマ）の実証実験に関する講演・試乗会の開催、各都市の情報交換などに取り組みました。

(ク) 神奈川県公害防止推進協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市により構成される協議会で、県市が連携して公害行政の円滑な推進を図り、快適な生活環境を実現することを目的としています。

2018年度は、VOC 排出抑制をテーマとした事業者向け講演会を開催するとともに、水質事故等の事故対応力の向上を目的とした自治体職員向け研修会を実施しました。また、広域的な対策を行うため、自動車交通公害対策検討部会と PM2.5 等対策検討部会が設置されており、2018年度はエコドライブ等の普及啓発や VOC 対策リーフレットの作成、PM2.5 の実態把握調査などに取り組みました。

◆ 交通環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ PM2.5 等に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア、イ」参照

(ケ) 神奈川県市環境研究機関協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市の環境研究機関により構成される協議会で、環境に関する知識及び技術の向上を図り、関係業務を推進することなどを目的としています。

2018年度は、各機関が実施した大気、生物等各分野の研究成果を発表する「環境研究合同発表会」の開催などを行いました。

(コ) 他制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、大規模小売店舗の出店、産業廃棄物処理施設の建設などの行為は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、これらの行為に伴う他制度の手續に連動し、環境関係法令の遵守に関する事前調整を行っています。

表 2-5-3 他制度の手續と連動した環境関係法令の遵守に関する事前調整の件数

他制度の手續の名称	事前調整の対象となる主な行為	2018年度の件数
横浜市開発審査会	市街化調整区域における開発行為又は建築行為	56
横浜市建築審査会	建築基準法に基づく横浜市の同意が必要な行為	68
横浜市土地利用総合調整会議	総合調整を必要とする重要な土地利用計画	13
横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議	産業廃棄物処理施設等の設置又は変更	36
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の設置又は変更	43
温泉法	温泉を湧出させるための土地の掘削	1

イ 化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」といいます。）に基づく届出事務を行うとともに、化学物質による環境リスクの低減や化学物質の適正な使用・管理を促進するための普及啓発等の実施により、化学物質対策を推進しています。

(ア) PRTR 制度

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度では、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を第一種指定化学物質として定め、一定要件を満たす事業者に対し、その排出量や移動量を届出することを義務付けています。これに関する事業者からの届出書を受け付けるとともに、国が集計した結果をもとに市内の届出排出量等の集計を行いました。集計の結果は、横浜市ホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 市内の排出量等の集計結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/kagaku/prtr/prtr-data.html>

◆ PRTR 制度に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4 - 7 (11)」参照

表 2-5-4 PRTR 制度による年度ごとの届出事業所数と集計結果

届出年度 (把握対象年度※1)		2014 (2013)	2015 (2014)	2016 (2015)	2017 (2016)	2018 (2017)
届出事業所数		416	422	438	393	384
把握対象年度の 届出排出量 (トン/年)	大気へ	1,081	1,172	1,265	1,274	1,160
	水域へ	61	63	54	60	61
	その他	0	0	0	0	0
把握対象年度の 届出移動量 (トン/年)	下水道へ	22	33	34	33	35
	廃棄物として	982	1,033	736	861	798

※1 PRTR 制度では、一年度分の排出量等の実績を、翌年度の4月1日から6月30日までの間に届出します。例えば、2017年度の排出量等の実績は、2018年度に届出します。このように、集計する排出量等の年度と届出年度が異なるため、集計する年度を把握対象年度と呼んでいます。

(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発

化学物質の排出削減や適正な使用を促し、化学物質による環境リスクを低減するため、横浜市と川崎市は連携してセミナーによる啓発を行っています。2018年度は、市民向けとして、横浜市が中心となりセミナー「化学物質と日常のリスク」を開催し、日常生活における化学物質の適正な使用を啓発しました。また、事業者向けとして、川崎市が中心となり「化学物質対策セミナー」と「環境リスク評価講習会」を開催し、化学物質の適正な使用・管理やリスクコミュニケーションを推進しました。



市民向けセミナー

(ウ) 化学物質環境実態調査

化学物質環境実態調査は通称「黒本調査」と呼ばれており、一般環境中の化学物質の残留状況を把握することを目的として、環境省が毎年実施している調査です。横浜市も調査に参加しており、水質や大気等に含まれている化学物質を調べています。

2018年度の調査では、市内で水質（鶴見川、横浜港）、底質（横浜港）、生物（山下公園前のムラサキガイ）、大気（神奈川区）の試料を採取するとともに、カルバマゼピン等3物質の測定を行い、環境省へ報告しました。

(エ) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による大気汚染や水質汚濁等を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制指導を実施しています。また、生活環境保全条例に基づき、小規模焼却炉に対する規制指導や、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類飛散防止のための規制指導を実施しています。2018年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出が22件、小規模焼却炉に関する届出が4件、焼却施設の解体工事に関する届出が5件提出されました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法の特定施設（廃棄物焼却炉等）を設置する事業者に対し、排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務付けています。2018年度も、特定施設を設置する事業者から報告があったものについて、横浜市のホームページで公表しました。



二次元コード（下記 URL）

◆ ダイオキシン類の自主測定結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/dioxin/jishusokutei.html>

◆ ダイオキシン類対策に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 (7),(12)」参照

◆ 環境中のダイオキシン類の測定結果 ⇒ 「4-1 (5)、4-2 (4)-ケ、4-3 (2)」参照

(オ) ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺の環境を保全するため、市内5か所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結しています。この協定に基づき、各ゴルフ場から農薬使用計画や使用実績等を報告してもらうとともに、各ゴルフ場へ立入調査を行い、排出水中の農薬含有量を調査しています。2018年度の調査では、排出水10検体について、検体ごとに8種類の農薬の分析調査を実施し、全ての検体が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」の水濁指針値及び水産指針値を下回っていることを確認しました。

◆ 各種協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (3)」参照

(カ) 関係機関との協定に基づく災害時対応

⇒ 「3-2 多様な環境課題への対応 (1)-キ」参照

◆ 各種協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (4),(5)」参照

(キ) 市所有施設のアスベスト対策

公共施設を利用する市民や職員の健康被害を防止するため、石綿障害予防規則等に基づきアスベスト含有建材を適切に管理するとともに、施設の改修工事等の機会を捉えて除去しています。

アスベスト含有吹付け材の対策については、2005 年度に実態調査を行い、2009 年度までに除去・囲い込み・封じ込め等の必要な措置を終了しています。アスベストを含有する保温材等の対応は、総務省をはじめとする各省庁からの要請を受け、2016 年度から開始しました。2018 年度は、市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況について調査し、劣化・損傷のみられる保温材等には適切な措置を施しました。なお、これらの措置を行った施設のうち、アスベスト含有吹付け材や保温材等が残存しているものについては、定期点検等による適切な維持管理を行っています。また、煙突用断熱材についても、含有分析、大気中の濃度調査等を行っています。

引き続き、国などの動向を踏まえながら、適正に対応していきます。

(ク) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止

フロン類の漏えいによるオゾン層の破壊や地球温暖化の防止のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、市所有施設に設置されている第一種特定製品[※]について、機器の点検の実施や点検・整備記録簿の作成・保存など、フロン類の漏えい防止措置を実施しています。

※ フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品は、業務用として製造・販売された機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。例えば、エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等があります。

ウ 自動車交通環境対策

大気汚染対策などの分野ごとの取組のほか、生活環境保全条例による自動車排出ガス等の対策を進めるとともに、神奈川県と連携し、神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画による対策を推進しています。

(ア) 分野ごとの取組

大気環境の対策としては、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）について、神奈川県の削減計画による取組を推進するとともに、その進捗状況を把握するために自動車排出ガス測定局での常時監視等を行っています。

音環境の対策としては、道路交通騒音・振動について限度値を超過した場合に、道路管理者に対して低騒音舗装の施工や遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めていくとともに、道路交通騒音の測定及び面的評価を行っています。また、環境対策の推進を目的として「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、横浜市と道路管理者等との間で技術対策等の情報交換を行いました。

神奈川県は、2013 年 4 月から新たに策定した神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づき、2020 年度を目標年度として自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の総量を削減する各種の対策を計画的に推進することとしています。2015 年度までの目標は達成済みです。横浜市は、神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会[※]第一調査部会及び第二調査部会へ参加し、2020 年度までの目標達成に向け、国、県、市町村及び道路管理者と連携して具体的

な対策を進めています。

※ 神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」第 10 条に基づき、自動車 NOx・PM 総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するために設置された機関です。また、協議会の下に専門委員会等を設置し、計画の策定に係る専門的事項についての調査や進行管理を行います。

◆ 大気環境の取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

◆ 音環境の取組 ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

(イ) 駐車場等におけるアイドリングストップ

市民からのアイドリングストップに関する相談を受け付けるとともに、生活環境保全条例に基づき、大規模な駐車場の設置者や駐車場等の管理者に対し、自動車の使用者に駐車中のアイドリングストップを促す看板設置等を行うことを求めています。2018 年度は 12 件の駐車場等におけるアイドリングストップに係る苦情を受け付け、行為者や駐車場等の管理者に対し、生活環境保全条例に基づいた指導等を行いました。

また、神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公害対策検討部会が作成したアイドリング・ストップイメージマークの取扱いについて、駐車場等の管理者等が利用しやすいよう 2018 年 10 月に規定を改訂しました。今後もアイドリングストップの普及啓発に努めていきます。



啓発用リーフレット



アイドリング・ストップイメージマーク

(ウ) 環境と調和した交通施策の推進

⇒ 「3-1 施策間の課題の同時解決 (1)-ウ」参照

2-6 市民生活に関連した取組

2025年度までの環境目標	・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2018年度）

- 生活環境に関する苦情相談件数は2,525件で、近年は概ね横ばいで推移しています。現地調査を伴う苦情件数は1,421件で、前年度と比較して約1割増加し、特に騒音・振動に関する苦情は2割以上増加しました。

※苦情件数

公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。図中の大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、その他（土壌汚染、地盤沈下など）が苦情件数です。

※相談件数

苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

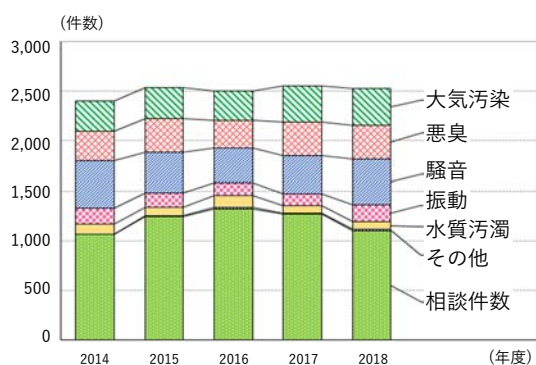


図 2-6-1 近年の苦情相談件数の推移

- 2019年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合は、74.4%※でした。（再掲）

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合

(2) 2018年度の主な取組実績

ア 生活環境に関する苦情相談への対応

騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談への対応を実施しています。また、未然防止対策として、騒音、悪臭、屋外燃焼行為等に関するリーフレットの配布などを行っています。

(ア) 生活環境に関する苦情相談

市民から寄せられた悪臭・騒音等の生活環境に関する苦情相談について、受付日から原則3日以内（閉庁日除く。）に初動対応を行っています。2018年度の苦情相談は2,525件で、そのうち現地調査等の対応を行ったものは1,421件でした。現地調査では、必要に応じて臭気測定（3件）、

騒音・振動測定（8件）や自動車排出ガスの測定（2件）を行うことにより、正確な実態把握に努めました。発生源者に対しては、法・条例が適用される場合は規制基準等による規制指導を実施し、法・条例が適用されない場合には、発生防止の措置や相談者と十分なコミュニケーションを取るなどの配慮を要請しています。

◆ 生活環境に関する苦情相談件数の詳細 ⇒ 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故 (1),(2)」参照

表 2-6-1 生活環境に関する苦情相談件数（現地調査等の対応を行ったもの）

分野	発生源	年度別の苦情件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
大気汚染						
	ばい煙（屋外燃焼以外）	22	20	22	25	18
	屋外燃焼	194	213	167	215	204
	アスベスト	16	17	31	42	42
	粉じん（アスベスト除く）	73	52	64	76	89
悪臭（屋外燃焼除く）						
	事業所等	100	131	113	124	131
騒音						
事業所・建設工事等						
	事業所	105	93	75	103	146
	建設工事	156	145	134	153	203
	夜間飲食店・夜間営業	43	37	31	21	27
	屋外作業	63	45	38	30	33
	拡声機	12	11	4	15	10
交通関係						
	道路交通	9	4	5	7	7
	鉄道交通	10	4	1	1	0
	航空機	65	47	47	31	36
振動						
事業所・建設工事等						
	事業所	8	10	6	1	11
	建設工事	86	93	86	78	110
	屋外作業	21	10	13	6	7
交通関係						
	道路交通	36	26	20	28	33
	鉄道交通	9	3	1	2	0
アイドリング（騒音・排出ガス）						
	駐車場等	11	9	9	10	12
低周波音						
	事業所等	2	6	3	4	11
光害						
	事業所	1	6	4	6	5

(イ) 屋外燃焼行為への対応

屋外燃焼行為について市民から相談が寄せられた場合は、現地調査を行い、禁止されている行為が確認された際には行為者を指導しています。ただし、屋外燃焼行為には一部認められている行為もあるため、その場合には周辺住民への配慮を要請しています。なお、屋外燃焼行為の内容に応じて、関係部署へ情報提供することにより、連携した対応を行っています。2018年度は204件の屋外燃焼行為に関する苦情を受け付けました。



屋外燃焼行為の様子

また、屋外燃焼行為の未然防止の取組として、2018年11月から12月にかけて、過去に屋外燃焼行為が確認された場所を中心とした巡回を実施し、279件の屋外燃焼行為を発見しました。行為者に対しては啓発チラシを直接渡すなどし、再発防止を呼び掛けました。

(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応

飲食店等から発生するにおいについて、生活環境保全条例の指針として「飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項」を定め、事業者に対して配慮を求めています。2018年度は17件の苦情を受け付けました。周辺住民等と問題が生じた場合は、横浜市が事業者と相談者の調整役を務め、両者の十分な話し合いなどを通じて、円満に解決してもらうことを目指しています。

(エ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

イベントに伴う一時的な騒音であっても、生活環境保全条例の規制を遵守する必要があります。イベントを開催する公園等の管理部署に対し、騒音規制について説明し、騒音に配慮したイベントを開催するよう促しています。また、市民からイベント騒音に関して苦情相談を受け付けた場合は、イベント主催団体だけでなく、管理部署にも指導しています。2018年度は4件の苦情を受け付けました。

(オ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

大規模小売店舗立地法による届出の事前対応として、騒音予測、悪臭対策及び光害対策ガイドライン（平成18年12月環境省改訂）に基づく指導を経済局と連携して行っています。2018年度は43件の対応を行いました。

(カ) 生活騒音への対応

日常生活に伴って発生する生活騒音については、行政による規制が必ずしも効果的ではない場合が多いため、リーフレットの作成などの側面的な支援を行っています。また、多文化共生に向けて、多言語に対応したリーフレットの作成を進めています。

(キ) 騒音計・振動計の貸出制度

市民・事業者自らが騒音・振動測定を行い客観的な数値を把握し、紛争防止や公害防止等に役立てることを目的として、騒音計・振動計を貸し出しています。1回の貸出期間は1週間です。2018年度は334件の貸出しを行いました。



振動計

イ 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

市民の健康被害を未然に防止するための情報発信や、事業活動による環境汚染に対する市民の不安を払拭するための情報の公表を実施しています。また、PM2.5 や空間放射線量など、市民の関心の高い環境情報をホームページで公表しています。

(ア) 光化学スモッグ注意報への対応

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令・解除に合わせて、横浜市の関係機関や小学校等に連絡するとともに、公共施設の館内放送や防災情報電子メール等による周知を実施しました。また、光化学スモッグ注意報等が発令された際には、市内の大規模工場・事業場に対し、大気汚染物質の排出削減を依頼しました。

◆ 光化学スモッグ注意報の発令日等 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (7)」参照

(イ) PM2.5 の高濃度予報への対応

神奈川県がPM2.5の高濃度予報を出した場合に備え、直ちに横浜市のホームページで公表するとともに横浜市の関係機関や小学校等に連絡して注意喚起をする体制を整えています。これまで神奈川県内に高濃度予報が出たことはありません。

(ウ) 環境監視データの公表

大気汚染物質の測定結果や河川・海域の水質測定の結果などは、横浜市のホームページで公表しています。また、PM2.5などの大気汚染防止法に基づく常時監視データは、1時間ごとのデータとして横浜市のホームページで随時公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 大気汚染物質等の測定結果の公表ページ（監視センター）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2018年度の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 ～ 4-4 音環境の監視」参照

(エ) 環境調査結果の公表

酸性雨情報、大気環境中のアスベスト濃度の調査結果、有害大気汚染物質濃度の調査結果、地下水位・地盤収縮量の観測結果について、横浜市のホームページで公表しています。

また、市内の温暖化・ヒートアイランド状況把握のため、夏季に気温観測を行っており、この観測結果も同ページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 環境調査結果の公表ページ（環境科学研究所）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/science/data/>

◆ 2018 年度の環境調査結果 ⇒ 「4 - 1 大気環境の監視、4 - 3 地盤環境の監視」参照

(オ) 空間放射線量の公表

⇒ 「3 - 2 多様な環境課題への対応 (1)-ウ」参照

(カ) 地質調査結果の公表

⇒ 「3 - 4 わかりやすい情報発信 (1)-ケ」参照

(キ) 水準測量成果の公表

地盤沈下の測定を目的とした水準測量を、毎年1月1日を基準として実施しています。測量結果は、環境創造局水・土壌環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 水準測量成果閲覧サービスのページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/suijun/>

(ク) 土壌汚染が確認された土地の公表

土壌汚染対策法や生活環境保全条例に基づく土壌調査により汚染が確認された土地は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、横浜市報で公示されます。その情報は、環境創造局水・土壌環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 土壌汚染関連公表情報のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/taisaku/joho-dojo.html>

(ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表

過去に行った調査において発見された汚染井戸等のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査により汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸について、追跡調査を実施しています。調査結果は、環境創造局水・土壌環境課の窓口及び横浜市のホームページで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 地下水汚染関連情報の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/taisaku/chikasui/joho-chikasui.html>

(ク) ダイオキシン類の測定結果の公表

⇒ 「2 - 5 分野横断の取組 (2)-イ-(I)」参照

(ク) 指定事業所等の台帳の公開

生活環境保全条例に基づく指定事業所や水質汚濁防止法に基づく特定事業場など、環境法令に基づく届出等がなされた事業所等の閲覧用台帳を作成し、所管課の窓口で公開しています。なお、水質汚濁防止法に基づく特定事業場と下水道法に基づく特定事業場の台帳は、横浜市のホームページでも公表しています。



台帳公開の様子（水・土壌環境課）

表 2-6-2 指定事業所等の閲覧用台帳と所管課

所管課	台帳の名称
環境創造局 環境管理課	横浜市生活環境の保全等に関する条例 指定事業所検索システム
環境創造局 大気・音環境課	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設台帳
	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設台帳
	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設台帳
	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出台帳
	騒音規制法・振動規制法に基づく特定工場等の台帳
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設台帳（大気基準適用施設）
環境創造局 水・土壌環境課	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出作業届出台帳
	水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿
	下水道法・横浜市下水道条例 事業場検索システム
	工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿

- ◆ 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の名簿の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jigyoujyomeibo.html>

- ◆ 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく特定事業場等の台帳の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/16.html>



二次元コード
(水質汚濁防止法に係る名簿の URL)



二次元コード
(下水道法・下水道条例に係る台帳の URL)

第3章 連携による新たな取組の方針

3-1 施策間の課題の同時解決

取組方針の概要	時代の要請に応じて、施策間の連携による生活環境の保全の取組を推進し、生活環境にとどまらない様々な課題の同時解決を目指していきます。
---------	---

(1) 2018年度の実施状況と今後の取組

ア バイオマス燃料の活用への対応

横浜市では、これまで大気汚染防止対策の一つとして、硫黄酸化物やばいじん等の大気汚染物質の発生を最小限に抑えることを目的に、生活環境保全条例の「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」に基づき、熱源・燃料には、電気又は都市ガスなどの良質燃料を使用するよう指導してきました。一方、「横浜市地球温暖化対策実行計画（2018年10月改定）」や「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～（2011年1月策定）」では、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大や資源・エネルギーの有効活用を施策として掲げており、国においても同様に、バイオマス燃料の利活用を戦略的に展開していくこととしています。

木質チップや使用済みの食用油など、カーボンニュートラルなバイオマス燃料の活用は温暖化対策や循環資源の活用として有効ですが、良質燃料と比べ大気汚染物質が発生しやすくなるという課題があります。

2018年度は、良好な大気環境を確保しつつ、バイオマス燃料の活用に対応するための取組や手法について検討しました。今後は、生活環境保全条例の指針や規則等について、必要な改正を行います。

バイオマス燃料の活用に向けた対応の方向性

	現 状	検 討 後
燃 料	ばいじん等の発生量がより少ない <u>良質燃料</u> ・都市ガス等 ○ ・ <u>バイオマス燃料</u> ×	温暖化対策に資する <u>バイオマス燃料使用施設の導入</u> に対応
排ガス対策	固体燃料を使用した施設に対する <u>基準値が不十分</u>	バイオマス燃料に対応した ・ <u>設備基準</u> ・ <u>排出基準</u> などの設定

イ 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-ア-(エ)」参照

ウ 都市交通計画の改定

交通分野に関する政策体系や交通政策の基本方針などを定めた「横浜都市交通計画（2008年3月策定）」は、将来にわたり持続可能な交通の実現に向け、2018年10月に改定されました。この計画では「環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通が実現している」ことを「横浜が目指すべき将来像」としています。

交通施策の推進にあたっては、自動車に起因する大気汚染や騒音などの生活環境に関する問題があるため、自動車からの排出ガスや騒音等の抑制は引き続き取り組むべき課題となっています。この計画では政策目標7として「環境と調和した交通施策の推進」を定め、この課題との同時解決を目指しています。

◆ 次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発活動について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ 道路交通に関する騒音・振動対策について ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ウ」参照

表 3-1-1 横浜都市交通計画 政策目標7「環境と調和した交通施策の推進」の方向性

方向性	概要
自動車交通の円滑化・道路緑化	<ul style="list-style-type: none">・交通渋滞の解消につながる体系的な幹線道路網の整備の推進・慢性的な渋滞箇所における道路拡幅や交差点改良、バスベいの整備、鉄道との立体交差化などを総合的に推進・道路交通機能の確保を前提とした、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の向上等に向けた道路緑化の推進
環境に優しい自動車の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">・クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車やインフラ設備等の普及の促進・環境にやさしい自動車運転方法に関する講習会などエコドライブを実践するための啓発活動の推進・モビリティマネジメント^{*1}の推進・大規模イベント時における公共交通利用の広報活動の推進

※1 モビリティマネジメントとは、過度なマイカー利用を抑制し、環境への負荷が少ない公共交通機関や自転車などを適度に利用する生活への転換を促す取組です。

3-2 多様な環境課題への対応

取組方針の概要	生活環境の保全の基盤となる取組だけでは解決の難しい多様な環境課題に対して、様々な主体と連携して対応していきます。
---------	--

(1) 2018年度の実施状況と今後の取組

ア 光化学オキシダント対策

⇒「2-1 大気環境の保全 (2)-イ-(ウ)」参照

イ PM2.5 対策

大気環境中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度については、2011年度から常時監視測定局による測定を開始し、2016年度に全測定局で環境基準を達成した後、2018年度まで継続して達成できています。しかし、各測定局の日平均値を見ると、 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日が一部の測定局で観測されている状況であり、対策を進めていく必要があります。

PM2.5は、工場・事業場及び自動車などが主な発生源と考えられていますが、これらから排出される粒子状物質のほかに、ガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化するものもあります。

PM2.5の生成の原因となる硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）などの物質については、法令で排出基準が設定されており、工場・事業場等に対して排出基準の遵守を指導しているほか、事業者自主的な排出削減を促す取組も進めています。また、近隣自治体と九都県市首脳会議、神奈川県公害防止推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ PM2.5常時監視・成分調査等について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア-(ア),(ウ),(エ)」参照

◆ 工場・事業場や自動車向けの大気汚染対策について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-イ,ウ」参照

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ),(ク)」参照

ウ 放射線対策

横浜市では、災害時に設置される災害対策本部の組織に放射線対策チームを組み込んでいます。このチームは主管局を健康福祉局とし、消防局、水道局、環境創造局等の関係局で構成されており、災害時に備えて定期的に訓練を行っています。2018年9月及び2019年1月に実施された市災害対策本部運営訓練では、放射線対策チームの各局が連携し、大規模地震の発災時における放射線モニタリングポストの測定値の動向や放射性同位元素保有施設等の被災状況の把握及びその対応等に関する運営訓練を行いました。

また、環境創造局監視センターでは、平常時の監視として保土ヶ谷区仏向西にモニタリングポストを設置しており、大気中の空間放射線量（ガンマ線）の測定を継続して実施しています。測定結果は1時間ごとのデータとして横浜市のホームページで



二次元コード（下記 URL）

随時公表しています。

◆ 空間放射線量の測定結果の公表ページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2018年度の空間放射線量の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (8)」参照

エ マイクロプラスチックへの対応

近年、マイクロプラスチックが生態系に与える影響が懸念されており、横浜市における実態を把握するため、2018年度は野島海岸や水再生センター3か所でマイクロプラスチックの調査を実施しました。また、調査に当たっては、採水や前処理方法などについて標準法が確立されていないため、今後は国や専門機関等と情報交換しながら進めていきます。



調査で確認されたマイクロプラスチック
(写真下部のスケールの1目盛は1mm)

オ 屋外燃焼行為への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-ア-(イ)」参照

カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-ア-(オ)」参照

キ 関係機関と連携した災害対策

地震災害や大規模火災等の都市災害が発生した場合に、有害化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握するため、民間の検査機関団体である一般社団法人神奈川県環境計量協議会及び横浜市環境技術協議会と調査協力に関する協定^{※1}を締結しています。2018年度も協定に基づく体制を確認しました。

市内で地震等の災害が発生した場合に、被災建築物のアスベスト調査を速やかに実施し、アスベスト飛散による汚染の拡大や被害を防止するため、建築物石綿含有建材調査者の業界団体である一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と調査協力に関する協定^{※2}を2019年1月17日に新規締結しました。この協定では、災害時のほかに、平常時の協力としてアスベスト飛散による被害を未然に防止する準備を規定しています。

協定締結から2018年度末まで、これら協定に基づく協力要請が行われたことはありませんが、災害発生に備えて、これら協定に基づく関係機関との協力体制を継続していきます。

◆ 各種協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定 (4),(5)」参照

※1 「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」(1999年8月締結)

※2 「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」(2019年1月締結)

ク 事業者との継続的なコミュニケーション

現在の横浜の環境は、環境基準の多くが達成されています。また、世界的な情勢に目を向けると、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、横浜の環境をより良くするためには、これまでの規制を中心とした環境保全行政から発展して、企業と行政が環境情報の共有や積極的対話を行いながら進めていく必要があります。

これに基づき、横浜市では、市内で積極的な環境活動を行っている事業所と定期的に意見交換を行い、公民連携による取組を検討しています。

2018年度は、計3回の意見交換会を行い、企業と行政の具体的連携・協働の第1歩として、次の取組を実施しました。

(ア) 里山ガーデンフェスタへのパネル展示

企業と行政の連携・協働の一環として、市内事業所の構内で取り組んでいる緑化や生物多様性の保全などについて、パネルやサイネージを共同で作成し、里山ガーデンフェスタに出展しました。環境に配慮した事業活動のほかに、日頃の事業活動とは異なる一面を感じさせる事業所内での緑地の整備や地域での活動などについても来場者にPRしました。



イベントブース

《開催概要》

実施場所：里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣）

期 間：(秋) 2018年9月28、29日 (冬) 2019年3月30日、31日

(イ) 事業所主催イベントへの参加

市内の事業所が主催する地域イベントに横浜市が参加して環境保全に関する啓発を行います。2018年度は11月に開催された「ENEOSスポーツフェスティバル2018 in 根岸」（主催：JXTGエネルギー株式会社根岸製油所）に参加し、横浜市風力発電所「ハマウィング」の啓発の一環として、子どもたちにオリジナルかざぐるま工作体験をしていただきました。



工作体験

(ウ) 環境法令出前講座

既存の資料が用意されている一般的な出前講座とは異なり、事前にどのような項目やポイントを確認したいかを相談した上で、当該事業所の届出や規制範囲等を盛り込んだ資料を作成し、講座を行うものです。2018年度は11月に株式会社東芝横浜事業所で実施しました。



出前講座

ケ 環境分析事業者との技術研修会の実施

多様な環境課題に対応していくための連携の一つとして、横浜市では、民間の検査機関団体である横浜市環境技術協議会の分析技術の向上と人材育成に協力しています。2018年度は2月に協議会の会員8社を対象として、水質汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD-Mn）について、分析精度管理への協力と技術研修会を実施しました。



COD 測定の様子（イメージ）

3-3 身近な環境の魅力の向上

取組方針の概要	市民と連携した取組を進めることで、市民の身近な環境への関心を高め、地域の魅力の向上につなげていきます。
---------	---

(1) 2018年度の実施状況と今後の取組

市内の大気環境や水環境は、ほとんどの環境基準を達成しています。しかしながら「環境に関する市民意識調査※」では、大気や水辺などの地域の環境に満足していると回答した方の割合は4割程度となっています。今後、市民の満足度を高めていくためには、生物指標や水辺の快適さなどのわかりやすい評価により、身近な地域の環境の状況を知ってもらうことが有効であると考えます。さらに、地域の環境がやすらぎやうるおいを与えてくれる場やレクリエーション・教育などの活動の場となることで、地域の魅力として実感されることにつながります。

そこで、横浜市では、市民がICTを活用した環境調査を行うことにより身近な環境を知り、地域の賑わいや魅力の向上につなげていく取組の検討を行っています。

2018年度は、市民が身近な環境とどのように関わっているのか現状を把握するため、水辺愛護会が主催する河川清掃活動など、複数の事業へ参加しました。また、調査手法については、2009年に環境省が公表した「水辺のすこやかさ指標」を用いた調査をスマートフォンで行う「水辺へGO！」(アプリ版・WEB版)の利用を検討しました。現地での体験調査では、ICTを用いることで、簡便な調査・集計が行えることが分かりました。今後は、関連団体・部署などへの周知・啓発等を検討し、取組を進めます。

また、市民と連携した環境調査の事例として、2008年から実施している「東京湾環境一斉調査(2012年度までの名称は東京湾水質一斉調査)」があります。2018年度の調査には横浜市内の市民団体も1団体が参加し、溶存酸素量(DO)や化学的酸素要求量(COD)などの水質調査を実施しました。



水辺愛護会のイベント



スマートフォンによる水辺調査

◆ 東京湾環境一斉調査 ⇒ 「2-2 水環境の保全(2)-ア-(イ) 参照

※ 2017年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、市内の次の事項について、「大変満足している」又は「満足している」と回答した市民の割合は次のとおりです。

- ・「河川や池などの水辺環境」 46.3%
- ・「横浜港の水質の状況」 38.6%
- ・「大気(PM2.5など)や騒音・振動などの状況(生活環境の状況)」 39.2%

3-4 わかりやすい情報発信

取組方針の概要	環境情報のわかりやすい発信により、市民・事業者の生活環境への理解を深め、環境行動を促進し、連携による新たな取組につなげていきます。
---------	---

(1) 2018年度の実施状況と今後の取組

ア 市民へのアンケートによる環境情報のニーズの把握

横浜市では、市内在住の15歳以上の方を対象にメンバーを募集し、市政に関するアンケートにインターネットで回答してもらう「ヨコハマeアンケート」を実施しています。2018年度第13回アンケートでは「生活環境の情報に関するアンケート」として、環境情報のニーズの把握を行いました。本アンケートの回答率は、43.8%（1,270/2,900人）でした。



二次元コード（下記 URL）

◆ アンケート結果の公表ページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/e_anke-to/h29kekka/30kekka.html

表 3-4-1 アンケート結果概要※1

主な質問内容※2	回答率上位の選択肢と回答率	
	1 番目	2 番目
生活環境の中で関心がある項目は何ですか。	大気環境（空気のごれや臭い） (78.6%)	水環境（川や海のごれ） (75.5%)
生活環境に関する情報をどのように得ていますか。	インターネット (66.3%)	新聞・リーフレット等の紙媒体 (63.1%)
日頃から行っている環境に配慮した行動は何ですか。	電気・ガス・水のムダづかいに気をつける (83.6%)	食べ残しや食材の無駄（食品ロス）を減らす (80.1%)
横浜市 WEB ページで大気・水環境などの情報が得られることを知っていますか。	知らなかった (64.5%)	知っていた (33.8%)
生活環境について、どのような情報が必要だと思いますか。	大気・水環境などの状況 (70.2%)	自分たちでできる環境に配慮した行動 (68.6%)

※1 アンケートは、多肢選択式（質問によっては複数選択可）で、2019年1月11日から1月25日まで実施しました。結果の詳細は、上記 URL から確認することができます。

※2 主な質問項目を抜粋して掲載しています。趣旨が変わらない範囲で質問内容を要約したものがありません。

イ 「かんきょう横浜」による広報

「かんきょう横浜」は、横浜市環境保全協議会が隔月で発行する事業者向けの会報誌です。横浜市では、環境に関する法律・条例の改正内容や公害防止のための啓発等の情報をわかりやすくまとめて適切な時期に「かんきょう横浜」へ掲載し、関係者への周知を図っています。

「かんきょう横浜」は2018年度も年6回発行されましたが、各号で生活環境に係る情報発信を行いました。今後も適切な時期にわかりやすい情報発信を行い、生活環境に関する理解の促進につなげていきます。

◆ 横浜市環境保全協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(オ)」参照

表 3-4-2 「かんきょう横浜」への記事掲載の状況 (2018年度)

掲載号	記事名称
2018年5月号	・平成29年度東京湾環境一斉調査の結果について ・道路側溝や雨水ますに塗料や油などの廃液を流さないでください
2018年7月号	・平成29年度生活環境に関する苦情相談の状況について
2018年9月号	・生活環境保全推進ガイドライン（仮称）の策定を進めています ・「秋の里山ガーデンフェスタ」で横浜市環境保全協議会会員も参加しています！
2018年11月号	・横浜の環境に関する計画が改定されました（横浜市環境管理計画） ・12月は大気汚染防止推進月間です
2019年1月号	・土壌汚染対策法の改正（第二段階施行）等について
2019年3月号	・第41回よこはま花と緑の春フェア2019

ウ 生活環境保全推進ガイドラインの周知

生活環境保全推進ガイドラインは、環境管理計画に基づく生活環境分野の分野別計画として2019年3月に策定されました。その内容を広く周知するため、横浜市役所の市民情報室、横浜市立図書館、各区役所等へ配架するとともに、横浜市のホームページに全文を掲載しています。

今後も、イベントやセミナー等の市民や事業者に向けて説明できる機会をとらえ、周知を図っていきます。

エ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」

横浜市では、横浜市立大学と連携した取組として、専門課程の学生を対象とした授業科目「環境保全学」に講師を派遣しています。この取組は次世代の環境を担う人材育成を目的としており、環境課題に対する学生の理解を深めるため、環境保全に関する科学技術や政策、法整備等について、実務を担っている横浜市職員が講義を行っています。

2018年度は全10回の講義とし、典型七公害、地球温暖化対策、廃棄物対策、環境影響評価、化学物質対策等のテーマを各回に分けて講義したほか、横浜市環境科学研究所の施設見学により、生活環境に係る分析・研究業務の講義も行いました。

オ 写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」の開催

昔と今の横浜の環境や環境対策の取組の歴史を写真で紹介し、これからの環境を考えるきっかけとしてもらうため、2018年度に写真展を開催しました。市民・事業者から提供された写真を中心に展示するとともに、横浜市所蔵の写真のほか、大気質や水質の経年変化グラフや環境に関する年表の展示を行いました。

写真展を見学された方からは「綺麗な横浜を今の子ども達に残したい」などの感想をいただき、環境行動への意識を高めるきっかけにもなりました。



写真展（磯子区役所）

《開催概要》

実施場所：横浜市庁舎、鶴見区役所、中区役所、磯子区役所、金沢区役所

期 間：2018年6月11日～11月22日（上記実施場所で順次開催）

来場者数：288人（リーフレット配布数による推計）

カ スプリングフェアへの出展

山下公園や横浜公園を会場として毎年4月に開催される「よこはま花と緑のスプリングフェア」は、横浜の春の風物詩として親しまれているイベントです。横浜市では、横浜の環境保全の取組を広く知ってもらうため、横浜公園の会場にブースを毎年出展しています。

2018年度は4月13日、14日の2日間出展し、環境保全の取組を伝える環境創造局環境保全部のブースには997人（アンケート回収数による推計）の来場がありました。ブースでは、燃料電池自動車の展示や環境に関するクイズを実施し、環境保全について楽しみながら学んでいただきました。



環境保全部ブース

キ 子どもアドベンチャーへの出展

毎年8月に実施されている「子どもアドベンチャー」は、市内の小中学生を対象として、キャリア教育の視点から民間企業・団体・大学・公的機関等が多様なプログラムを実施するものです。横浜市も多くのプログラムを提供しており、生活環境に係るものとして燃料電池自動車の仕組みや物理・化学に関する実験などを実施し、生活環境に関する理解の促進につなげています。

2018年度は8月16日、17日の2日間実施し、環境創造局の「横浜の環境を知ろう」のプログラムには416人（来場者アンケート等による推計）の来場がありました。



環境創造局プログラム

表 3-4-3 2018 年度子どもアドベンチャーにおける環境創造局環境保全部の実施プログラム

番号	主題	プログラム名称
5-1	燃料電池自動車を知ろう！	・水素で走る自動車って？模型を使ってしくみを知ろう！
5-2	ハマウィング（横浜市風力発電所）を知ろう！	・ハマウィング特製かざぐるまを作って風の力を感じてみよう！
5-3	おもしろ化学実験	・身近なモノで化学物質の実験をしてみよう！ ・身近な水（液体）の性質について調べてみよう！
5-4	音の不思議を体験してみよう	・ストロー笛や糸電話を作ってみよう！ ・モスキートン親子聞き比べや骨伝導の体験

ク 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化

横浜市の保有する環境情報のうち、大気環境の常時監視測定局の測定データについては、オープンデータの趣旨を踏まえた公表に取り組んでいます。具体的には、常時監視測定局の毎時間の測定データを測定局・測定項目ごとに1か月単位の表にまとめた大気環境月報を作成し、1978年度から2018年度までのものを公表しています。この月報は、測定データをCSV形式のファイルとしたもので、表計算ソフト等で読み取りやすいよう配慮しています。また、二次利用も可能です。今後もこの取組を継続していきます。



大気環境月報公表ページ

なお、このほかの環境情報についても、市民や事業者が容易にアクセスできるようホームページ等で公表しています。

◆ 大気環境月報の公表ページ URL について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ-(ウ)」参照

◆ 環境情報の公表の取組について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-イ」参照

ケ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）

横浜市の公共事業における地質調査結果を集約し、行政地図情報提供システム（地盤 View）によりボーリングデータ（柱状図）を横浜市ホームページで公表しています。地盤 View では、ボーリングデータが登録されている地点が地図上に示されており、閲覧者がわかりやすく情報にアクセスできるようになっています。2018年度は約200件のデータを追加し、現在は約9,500件のデータを公開しています。今後も、定期的に更新をしていく予定です。



二次元コード（下記 URL）

◆ 地盤 View のページ（横浜市行政地図情報提供システム） ⇒ <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

第4章 資料編

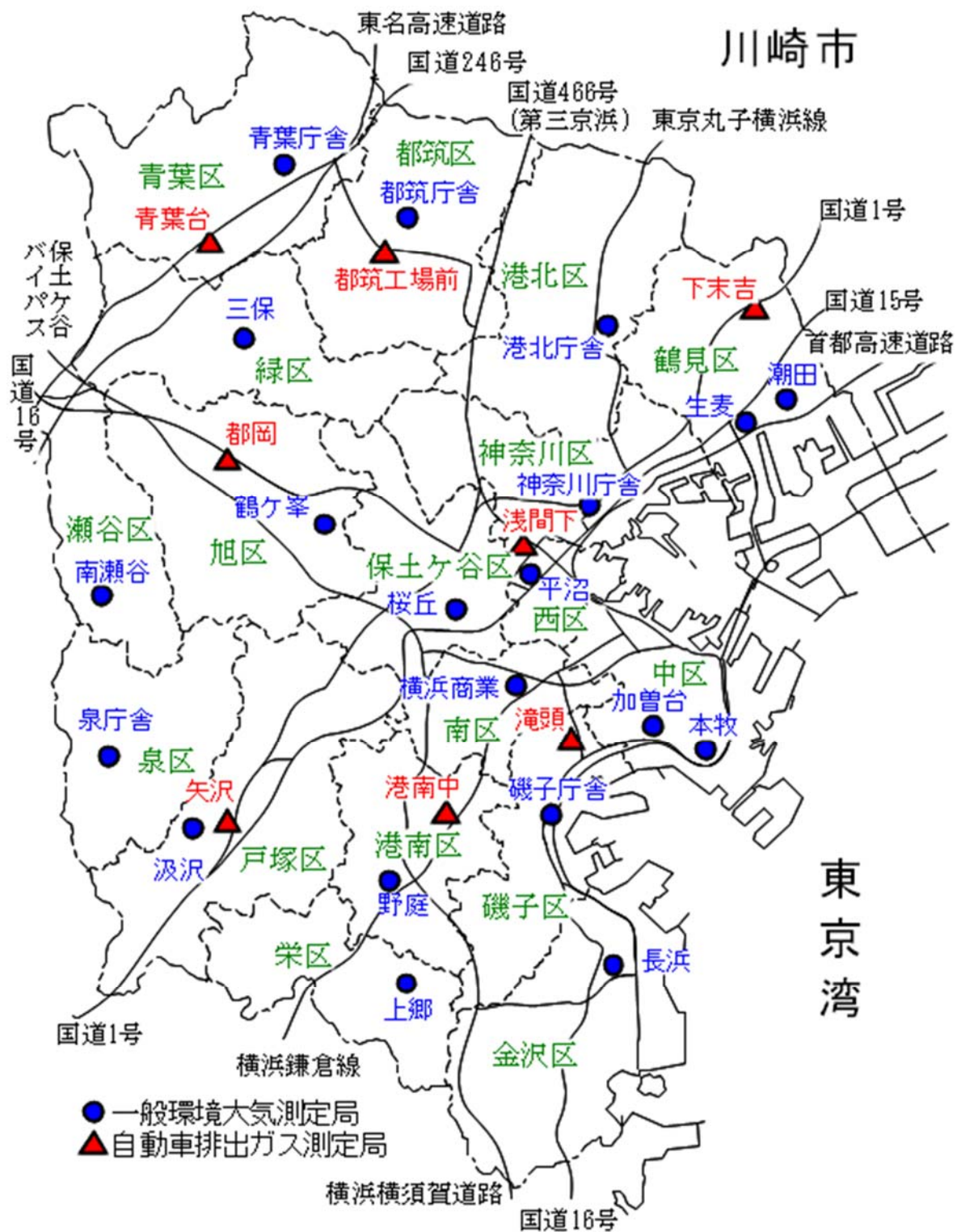
4-1 大気環境の監視

(1) 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

種別	地点番号	測定局名	測定項目							
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素 ^{※1}	有害大気汚染物質
一般環境大気測定局 (一般局)	1	鶴見区潮田交流プラザ	○	-	○	○	○	○	○	○
	2	神奈川区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	3	港北区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	4	中区加曽台	-	-	○	○	-	-	-	-
	5	磯子区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	6	保土ヶ谷区桜丘高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	7	西区平沼小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	8	金沢区長浜	○	-	○	○	○	○	○	-
	9	鶴見区生麦小学校	-	-	○	○	○	-	○	-
	10	中区本牧	○	-	○	○	○	○	○	-
	11	戸塚区汲沢小学校	○	-	○	○	○	-	-	-
	12	港南区野庭中学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	13	旭区鶴ヶ峯小学校	○	-	○	○	○	○	○	-
	14	瀬谷区南瀬谷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	15	南区横浜商業高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	16	栄区上郷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	17	緑区三保小学校	○	-	○	○	○	○	○	○
	18	青葉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	19	都筑区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	20	泉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
自動車排出ガス測定局 (自排局)	21	鶴見区下末吉小学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	22	西区浅間下交差点	-	○	○	○	-	○	○	-
	23	港南中学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	24	戸塚区矢沢交差点	-	-	○	○	-	○	○	-
	25	旭区都岡小学校	-	○	○	○	-	-	○	-
	26	青葉台	-	○	○	○	-	○	-	-
	27	資源循環都筑工場前	-	-	○	○	-	-	-	-
	28	磯子区滝頭	-	-	○	○	-	-	○	○

※1 炭化水素は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の区分で測定しています。

(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図



(3) 常時監視測定結果

ア 二酸化硫黄（一般局）

(7) 2018年度の測定結果

測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	長期的評価に よる環境基準 の適否 ^{※1}
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	0.003	0	0	0.008	○
神奈川区総合庁舎	0.003	0	0	0.007	○
港北区総合庁舎	0.002	0	0	0.005	○
磯子区総合庁舎	0.003	0	0	0.007	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0	0	0.004	○
西区平沼小学校	0.002	0	0	0.005	○
金沢区長浜	0.002	0	0	0.006	○
中区本牧	0.004	0	0	0.008	○
戸塚区汲沢小学校	0.002	0	0	0.004	○
港南区野庭中学校	0.002	0	0	0.005	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.002	0	0	0.004	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.002	0	0	0.004	○
南区横浜商業高校	0.002	0	0	0.005	○
栄区上郷小学校	0.002	0	0	0.004	○
緑区三保小学校	0.002	0	0	0.003	○
青葉区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
都筑区総合庁舎	0.002	0	0	0.004	○
泉区総合庁舎	0.001	0	0	0.003	○
一般局平均	0.002	—	—	0.005	—

※1 二酸化硫黄の環境基準は「日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2014	2015	2016	2017	2018
鶴見区潮田交流プラザ	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
神奈川区総合庁舎	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
港北区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
磯子区総合庁舎	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
西区平沼小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
金沢区長浜	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
中区本牧	0.004	0.004	0.002	0.004	0.004
戸塚区汲沢小学校	0.002	0.002	0.004	0.002	0.002
港南区野庭中学校	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
旭区鶴ヶ峯小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
瀬谷区南瀬谷小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
南区横浜商業高校	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002
栄区上郷小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
緑区三保小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
青葉区総合庁舎	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
都筑区総合庁舎※	(0.001)	0.002	0.002	0.002	0.002
泉区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
一般局平均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※ 2014年度の「都筑区総合庁舎」測定局の結果は、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値です。

イ 一酸化炭素（自排局）

(ア) 2018年度の測定結果

測定局	年平均値	8時間値が 20ppmを 超えた回数	日平均値が 10ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	長期的評価に よる環境基準 の適否※1
	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	(適○ 否×)
西区浅間下交差点	0.5	0	0	0.9	○
旭区都岡小学校	0.5	0	0	1.0	○
青葉台	0.5	0	0	0.8	○
自排局平均	0.5	—	—	0.9	—

※1 一酸化炭素の環境基準は「日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2014	2015	2016	2017	2018
西区浅間下交差点	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5
旭区都岡小学校	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
青葉台	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
自排局平均	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5

ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）

(ア) 2018年度の測定結果

測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による 環境基準の 適否 ^{※1} (適○ 否×)
			(日)	(%)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.018	0	0	0	0.044	○
神奈川区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.044	○
港北区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.043	○
中区加曽台	0.018	0	0	0	0.045	○
磯子区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.051	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.017	0	0	0	0.044	○
西区平沼小学校	0.019	0	0	0	0.046	○
金沢区長浜	0.018	0	0	0	0.050	○
鶴見区生麦小学校	0.019	0	0	0	0.047	○
中区本牧	0.018	0	0	0	0.045	○
戸塚区汲沢小学校	0.018	0	0	0	0.050	○
港南区野庭中学校	0.017	0	0	0	0.044	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.017	0	0	0	0.046	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.019	0	0	0	0.054	○
南区横浜商業高校	0.018	0	0	0	0.045	○
栄区上郷小学校	0.017	0	0	0	0.045	○
緑区三保小学校	0.018	0	0	0	0.045	○
青葉区総合庁舎	0.017	0	0	0	0.042	○
都筑区総合庁舎	0.017	0	0	0	0.043	○
泉区総合庁舎	0.018	0	0	0	0.051	○
一般局平均	0.018	—	—	—	0.046	—
鶴見区下末吉小学校	0.018	0	0	0	0.043	○
西区浅間下交差点	0.019	0	0	0	0.054	○
港南中学校	0.019	0	0	0	0.049	○
戸塚区矢沢交差点	0.018	0	0	0	0.051	○
旭区都岡小学校	0.017	0	0	0	0.045	○
青葉台	0.018	0	0	0	0.046	○
資源循環都筑工場前	0.016	0	0	0	0.044	○
磯子区滝頭	0.019	0	0	0	0.048	○
自排局平均	0.018	—	—	—	0.048	—

※1 浮遊粒子状物質の環境基準は「日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (mg/m ³)				
	2014	2015	2016	2017	2018
鶴見区潮田交流プラザ	0.024	0.019	0.018	0.018	0.018
神奈川区総合庁舎	0.022	0.019	0.018	0.019	0.018
港北区総合庁舎	0.025	0.023	0.021	0.021	0.018
中区加曽台	0.026	0.023	0.020	0.020	0.018
磯子区総合庁舎	0.025	0.024	0.022	0.022	0.018
保土ヶ谷区桜丘高校	0.024	0.023	0.021	0.021	0.017
西区平沼小学校	0.027	0.026	0.025	0.023	0.019
金沢区長浜	0.024	0.023	0.021	0.019	0.018
鶴見区生麦小学校	0.025	0.023	0.020	0.020	0.019
中区本牧	0.022	0.024	0.021	0.017	0.018
戸塚区汲沢小学校	0.026	0.024	0.022	0.021	0.018
港南区野庭中学校	0.024	0.023	0.020	0.019	0.017
旭区鶴ヶ峯小学校	0.021	0.022	0.018	0.016	0.017
瀬谷区南瀬谷小学校	0.026	0.023	0.022	0.021	0.019
南区横浜商業高校	0.025	0.025	0.022	0.021	0.018
栄区上郷小学校	0.024	0.021	0.020	0.020	0.017
緑区三保小学校	0.024	0.021	0.019	0.019	0.018
青葉区総合庁舎	0.023	0.020	0.019	0.019	0.017
都筑区総合庁舎	0.022	0.019	0.017	0.017	0.017
泉区総合庁舎	0.026	0.021	0.019	0.018	0.018
一般局平均	0.024	0.022	0.020	0.020	0.018
鶴見区下末吉小学校	0.025	0.023	0.022	0.022	0.018
西区浅間下交差点	0.027	0.025	0.022	0.021	0.019
港南中学校	0.025	0.024	0.021	0.020	0.019
戸塚区矢沢交差点	0.024	0.023	0.022	0.020	0.018
旭区都岡小学校	0.025	0.025	0.022	0.020	0.017
青葉台	0.026	0.024	0.022	0.021	0.018
資源循環都筑工場前	0.025	0.022	0.020	0.020	0.016
磯子区滝頭	0.024	0.024	0.021	0.021	0.019
自排局平均	0.025	0.024	0.022	0.021	0.018

エ 二酸化窒素（一般局・自排局）

(ア) 2018年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値の 年間98%値 (ppm)	98%値評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数		98%値評価 による 環境基準の 適否 ^{※1} (適○ 否×)	
		(日)	(%)		(日)	(日)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.018	0	0	0.042	0	○		
神奈川区総合庁舎	0.017	0	0	0.042	0	○		
港北区総合庁舎	0.016	0	0	0.041	0	○		
中区加曾台	0.017	0	0	0.042	0	○		
磯子区総合庁舎	0.017	0	0	0.042	0	○		
保土ヶ谷区桜丘高校	0.014	0	0	0.037	0	○		
西区平沼小学校	0.017	0	0	0.042	0	○		
金沢区長浜	0.014	0	0	0.035	0	○		
鶴見区生麦小学校	0.018	0	0	0.042	0	○		
中区本牧	0.017	0	0	0.041	0	○		
戸塚区汲沢小学校	0.013	0	0	0.035	0	○		
港南区野庭中学校	0.013	0	0	0.036	0	○		
旭区鶴ヶ峯小学校	0.014	0	0	0.037	0	○		
瀬谷区南瀬谷小学校	0.013	0	0	0.035	0	○		
南区横浜商業高校	0.016	0	0	0.041	0	○		
栄区上郷小学校	0.012	0	0	0.032	0	○		
緑区三保小学校	0.012	0	0	0.033	0	○		
青葉区総合庁舎	0.015	0	0	0.035	0	○		
都筑区総合庁舎	0.014	0	0	0.038	0	○		
泉区総合庁舎	0.014	0	0	0.035	0	○		
一般局平均	0.015	—	—	0.038	—	—		
鶴見区下末吉小学校	0.019	0	0	0.043	0	○		
西区浅間下交差点	0.024	0	0	0.048	0	○		
港南中学校	0.018	0	0	0.041	0	○		
戸塚区矢沢交差点	0.019	0	0	0.040	0	○		
旭区都岡小学校	0.017	0	0	0.036	0	○		
青葉台	0.018	0	0	0.041	0	○		
資源循環都筑工場前	0.015	0	0	0.039	0	○		
磯子区滝頭	0.018	0	0	0.042	0	○		
自排局平均	0.019	—	—	0.041	—	—		

※1 二酸化窒素の環境基準は「日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」であり、年間98%値を環境基準と比較して評価します。

※2 横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2014	2015	2016	2017	2018
鶴見区潮田交流プラザ	0.019	0.021	0.020	0.020	0.018
神奈川区総合庁舎	0.018	0.019	0.018	0.018	0.017
港北区総合庁舎	0.017	0.018	0.018	0.017	0.016
中区加曽台	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017
磯子区総合庁舎	0.018	0.017	0.018	0.018	0.017
保土ヶ谷区桜丘高校	0.016	0.016	0.016	0.016	0.014
西区平沼小学校	0.018	0.019	0.018	0.018	0.017
金沢区長浜	0.013	0.013	0.014	0.013	0.014
鶴見区生麦小学校	0.019	0.018	0.016	0.019	0.018
中区本牧	0.018	0.017	0.017	0.017	0.017
戸塚区汲沢小学校	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
港南区野庭中学校	0.014	0.015	0.014	0.013	0.013
旭区鶴ヶ峯小学校	0.015	0.016	0.016	0.015	0.014
瀬谷区南瀬谷小学校	0.014	0.015	0.013	0.013	0.013
南区横浜商業高校	0.017	0.017	0.017	0.017	0.016
栄区上郷小学校	0.013	0.013	0.014	0.013	0.012
緑区三保小学校	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012
青葉区総合庁舎	0.017	0.017	0.015	0.015	0.015
都筑区総合庁舎	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014
泉区総合庁舎	0.015	0.018	0.015	0.014	0.014
一般局平均	0.016	0.017	0.016	0.016	0.015
鶴見区下末吉小学校	0.022	0.021	0.021	0.021	0.019
西区浅間下交差点	0.026	0.025	0.026	0.024	0.024
港南中学校	0.020	0.019	0.019	0.020	0.018
戸塚区矢沢交差点	0.019	0.019	0.021	0.020	0.019
旭区都岡小学校	0.021	0.020	0.020	0.019	0.017
青葉台	0.021	0.021	0.021	0.021	0.018
資源循環都筑工場前	0.017	0.016	0.015	0.016	0.015
磯子区滝頭	0.022	0.023	0.021	0.020	0.018
自排局平均	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019

オ 光化学オキシダント（一般局）

測定局	2018年度の測定結果※ ¹						
	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	環境基準の 適否※ ²
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.028	50	224	2	4	0.201	×
神奈川区総合庁舎	0.029	59	306	2	5	0.152	×
港北区総合庁舎	0.031	57	297	2	7	0.153	×
磯子区総合庁舎	0.029	54	264	2	3	0.153	×
保土ヶ谷区桜丘高校	0.030	67	379	3	7	0.138	×
西区平沼小学校	0.030	63	327	2	3	0.147	×
金沢区長浜	0.029	56	301	2	2	0.130	×
鶴見区生麦小学校	0.029	53	258	2	3	0.209	×
中区本牧	0.029	58	266	2	2	0.143	×
戸塚区汲沢小学校	0.034	83	479	3	7	0.143	×
港南区野庭中学校	0.032	72	430	2	6	0.142	×
旭区鶴ヶ峯小学校	0.034	80	453	4	9	0.147	×
瀬谷区南瀬谷小学校	0.031	62	347	3	7	0.134	×
南区横浜商業高校	0.031	77	415	3	7	0.157	×
栄区上郷小学校	0.033	80	474	2	4	0.134	×
緑区三保小学校	0.032	77	407	2	7	0.159	×
青葉区総合庁舎	0.031	78	413	4	9	0.165	×
都筑区総合庁舎	0.033	86	476	4	12	0.180	×
泉区総合庁舎	0.032	72	380	3	5	0.142	×
一般局平均	0.031	—	—	—	—	—	—

※¹ 光化学オキシダントの測定において、「昼間」とは、5時00分から20時00分までの時間帯をいいます。

※² 光化学オキシダントの環境基準は「1時間値が0.06ppm以下であること」であり、昼間の全ての1時間値によって評価します。

カ 微小粒子状物質（一般局・自排局）

測定局	2018年度の測定結果				
	日平均値の 年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		環境基準の 適否 ^{※1}
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(適○ 否×)
鶴見区潮田交流プラザ	13.9	31.1	3	0.8	○
神奈川区総合庁舎	12.4	29.3	1	0.3	○
港北区総合庁舎	12.4	28.1	1	0.3	○
磯子区総合庁舎	11.7	29.6	2	0.6	○
保土ヶ谷区桜丘高校	11.6	27.3	1	0.3	○
西区平沼小学校	12.0	28.4	1	0.3	○
金沢区長浜	9.7	23.7	0	0.0	○
中区本牧	10.3	24.8	0	0.0	○
港南区野庭中学校	9.0	23.3	0	0.0	○
旭区鶴ヶ峯小学校	9.0	22.5	0	0.0	○
瀬谷区南瀬谷小学校	12.6	26.0	1	0.3	○
南区横浜商業高校	9.9	23.4	0	0.0	○
栄区上郷小学校	9.4	23.8	0	0.0	○
緑区三保小学校	9.5	23.2	0	0.0	○
青葉区総合庁舎	11.7	27.0	0	0.0	○
都筑区総合庁舎	9.1	21.8	0	0.0	○
泉区総合庁舎	13.7	33.5	5	1.4	○
一般局平均	11.1	26.3	—	—	—
西区浅間下交差点	13.3	32.1	4	1.1	○
戸塚区矢沢交差点	12.7	30.0	2	0.6	○
青葉台	14.3	31.3	4	1.1	○
自排局平均	13.4	31.1	—	—	—

※1 微小粒子状物質の環境基準は「年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」であり、年平均値と年間98%値をそれぞれ環境基準と比較して評価します。

キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）

測定局	2018年度の測定結果						
	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
				(日)	(%)	(日)	(%)
鶴見区潮田交流プラザ	0.14	0.15	365	71	19.5	23	6.3
金沢区長浜	0.10	0.11	364	40	11.0	7	1.9
鶴見区生麦小学校	0.13	0.14	365	60	16.4	22	6.0
中区本牧	0.16	0.15	365	67	18.4	14	3.8
旭区鶴ヶ峯小学校	0.14	0.14	365	60	16.4	20	5.5
緑区三保小学校	0.11	0.12	364	43	11.8	10	2.7
西区浅間下交差点	0.17	0.18	365	125	34.2	40	11.0
戸塚区矢沢交差点	0.12	0.13	365	52	14.2	19	5.2
旭区都岡小学校	0.16	0.19	365	118	32.3	51	14.0
磯子区滝頭	0.16	0.17	361	93	25.8	38	10.5

※ 非メタン炭化水素に環境基準は設定されていません。

ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）

測定局	2018年度の測定結果					
	メタン			全炭化水素		
	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)
鶴見区潮田交流プラザ	1.97	1.99	365	2.11	2.14	365
金沢区長浜	1.96	1.97	364	2.06	2.08	364
鶴見区生麦小学校	1.98	1.99	365	2.11	2.13	365
中区本牧	1.94	1.96	365	2.10	2.11	365
旭区鶴ヶ峯小学校	1.96	1.97	365	2.09	2.12	365
緑区三保小学校	1.97	1.98	364	2.08	2.10	364
西区浅間下交差点	1.98	2.00	365	2.15	2.18	365
戸塚区矢沢交差点	1.97	1.98	365	2.09	2.11	365
旭区都岡小学校	1.96	1.97	365	2.12	2.16	365
磯子区滝頭	1.98	1.99	361	2.14	2.16	361

※ メタン及び全炭化水素に環境基準は設定されていません。

(4) 有害大気汚染物質の測定結果

ア 環境基準が設定されている4物質

物質名	単位	環境基準	測定局名（測定局の属性）と2018年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	磯子区滝頭 （沿道）	緑区三保小学校 （一般環境）
ベンゼン	μg/m ³	3以下	0.78	0.95	0.69
トリクロロエチレン	μg/m ³	130以下	0.61	0.42	0.35
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200以下	0.18	0.11	0.11
ジクロロメタン	μg/m ³	150以下	1.5	1.0	1.0

イ 指針値が設定されている9物質

物質名	単位	指針値	測定局名（測定局の属性）と2018年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	磯子区滝頭 （沿道）	緑区三保小学校 （一般環境）
アクリロニトリル	μg/m ³	2以下	0.082	0.13	0.061
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10以下	0.056	0.049	0.040
クロロホルム	μg/m ³	18以下	0.20	0.17	0.16
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6以下	0.14	0.14	0.13
水銀及びその化合物	ng/m ³	40以下	1.3	1.6	1.4
ニッケル化合物	ng/m ³	25以下	5.0	3.2	2.3
1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5以下	0.086	0.12	0.058
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	6以下	0.97	1.0	0.92
マンガン及びその化合物	ng/m ³	140以下	24	21	22

ウ その他10物質

物質名	単位	測定局名（測定局の属性）と2018年度測定結果（年平均値）		
		鶴見区潮田交流プラザ （固定発生源）	磯子区滝頭 （沿道）	緑区三保小学校 （一般環境）
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.8	1.9	1.7
クロム及びその化合物	ng/m ³	7.7	5.0	4.0
酸化エチレン	μg/m ³	0.20	0.061	0.044
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.017	0.019	0.024
ベンゾ（a）ピレン	ng/m ³	0.21	0.12	0.12
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.2	2.3	1.9
四塩化炭素	μg/m ³	0.49	0.48	0.48
1,2-ジクロロプロパン	μg/m ³	0.046	0.043	0.045
トルエン	μg/m ³	5.8	6.3	4.8
塩化メチル	μg/m ³	1.4	1.3	1.3

※ 「その他10物質」には環境基準や指針値は設定されていません。

(5) ダイオキシン類の測定結果

番号	測定地点※1	2018年度の測定結果 (pg-TEQ/m ³) ※2			
		2018.5.17~24	2018.11.8~15	2019.1.24~31	年平均値※3
1	鶴見区生麦小学校	0.012	0.025	0.014	0.017
2	西区平沼小学校	0.0079	0.016	0.011	0.012
3	戸塚区汲沢小学校	0.0084	0.012	0.012	0.011
4	瀬谷区南瀬谷小学校	0.010	0.016	0.014	0.013
5	栄区上郷小学校	0.0071	0.012	0.009	0.009
6	青葉区総合庁舎	0.011	0.017	0.011	0.013
平均		0.0094	0.016	0.012	—

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2018年度は鶴見区、西区、戸塚区、瀬谷区、栄区、青葉区です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

※3 ダイオキシン類（大気）の環境基準は「0.6 pg-TEQ/m³以下」であり、年平均値で評価します。

(6) アスベスト濃度の測定結果

番号	測定地点※1	2018年度の測定結果 (本/L) ※2				最大濃度
		春	夏	秋	冬	
		2018.5.17~18	2018.8.23~24	2018.11.8~9	2019.1.24~25	
1	鶴見区生麦小学校	0.25	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.25
2	西区平沼小学校	0.10	0.15	0.04 未満	0.14	0.15
3	戸塚区汲沢小学校	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.39	0.39
4	瀬谷区南瀬谷小学校	0.05	0.10	0.04 未満	0.29	0.29
5	栄区上郷小学校	0.05	0.10	0.04 未満	0.05	0.10
6	青葉区総合庁舎	0.10	0.04 未満	0.10	0.19	0.19

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2018年度は鶴見区、西区、戸塚区、瀬谷区、栄区、青葉区です。

※2 大気中のアスベスト濃度に環境基準は設定されていません。世界保健機関（WHO）の「環境保健クライテリア」において、健康リスクが検出できないほど低いとされている濃度を参考にして、1本/Lを目安値として評価しています。

(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況

発令回数	2018年度発令日	措置種類	発令時刻	光化学オキシダント濃度の市内最高値			市内届出被害者数(人)	神奈川県内の他地域の発令状況
				最高値(ppm)	測定局	時刻		
1	7/24(火)	注意報	14:20~17:20	0.137	戸塚区汲沢小学校	14時	0	県央、相模原、西湘、川崎
2	8/2(木)	注意報	12:20~19:20	0.157	南区横浜商業高校	13時	0	川崎
3	8/3(金)	注意報	12:20~18:30	0.209	鶴見区生麦小学校	15時	0	横須賀、川崎、湘南、西湘、県央、相模原
4	8/6(月)	注意報	14:40~16:40	0.126	泉区総合庁舎	15時	0	なし

(8) 空間放射線量（ガンマ線）の測定結果

項目		2018年										2019年			年間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
測定時間	時	712	744	720	743	671	720	744	720	744	744	672	738	8672	
最高値と	nGy/時	49	59	46	40	40	56	43	39	61	65	46	52	65	
その時間数	時	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
最低値	nGy/時	32	32	32	32	31	29	28	29	29	29	29	28	28	
平均値	nGy/時	34	34	34	33	32	32	30	30	30	30	30	30	32	
標準偏差	nGy/時	1.9	2.5	2.2	0.8	1.1	2.7	1.6	1.2	2.4	2.6	2.2	2.4	2.6	

※1 測定地点は保土ヶ谷区仏向西の市有地で、地上1mの空間放射線量を測定しています。

※2 測定単位は吸収線量率として nGy/時を用いています。吸収線量は、放射線が物質中を通過するときに、その物質に吸収される放射線エネルギー量であり、グレイ (gray、記号 Gy) が単位として用いられています。

1 nGy (ナノグレイ) = 10 億分の 1 Gy (グレイ)

1 Gy = 物質 1 kg 中に 1 ジュールのエネルギーが吸収されたときのエネルギー量

※3 空間放射線量 (ガンマ線) に環境基準は設定されていません。

(9) 酸性雨調査の結果

降水日 (2018年度)	初期 1 mm		一降水全量		
	水素イオン濃度指数 (pH)	電気伝導率 (μ S/cm)	水素イオン濃度指数 (pH)	電気伝導率 (μ S/cm)	降水量 (mm)
4/6 ~ 4/7	5.63	177.1	5.95	52.6	5.6
4/14	<u>5.51</u>	164.9	5.97	42.8	17.0
4/17 ~ 4/18	5.65	65.5	6.25	16.4	24.5
4/25	<u>5.32</u>	146.9	6.31	14.3	64.6
5/2 ~ 5/7	5.74	29.2	<u>5.52</u>	23.6	24.2
5/7 ~ 5/8	6.80	18.6	6.39	6.3	23.6
5/8 ~ 5/9	5.75	36.3	6.48	5.6	31.8
5/10 ~ 5/11	<u>4.38</u>	41.4	<u>4.66</u>	26.2	3.3
5/13	5.94	7.9	<u>5.20</u>	4.0	43.7
5/23 ~ 5/24	7.30	49.2	<u>5.55</u>	16.2	18.6
5/30 ~ 5/31	<u>4.86</u>	48.0	<u>4.70</u>	18.3	10.3
6/6 ~ 6/7	6.08	19.6	<u>4.89</u>	11.9	17.2
6/10 ~ 6/11	6.15	12.5	<u>5.14</u>	8.7	78.0
6/15 ~ 6/16	<u>5.14</u>	35.6	<u>4.96</u>	19.8	13.9
6/18	6.32	47.4	5.71	30.7	1.7
6/20 ~ 6/24	<u>4.05</u>	48.5	<u>4.74</u>	12.8	67.8
7/5 ~ 7/7	8.63	93.0	6.46	10.6	49.5
7/12	<u>5.25</u>	28.8	<u>4.90</u>	22.7	2.3
7/25	6.22	60.3	<u>4.69</u>	38.2	3.8
7/28 ~ 7/29	6.97	15.0	5.86	15.5	18.7
8/7 ~ 8/9	<u>5.48</u>	69.4	5.78	14.5	13.6
8/12	<u>4.25</u>	73.6	<u>4.43</u>	21.8	23.9
8/24	7.08	114.8	6.28	63.7	6.7

8/27	6.02	46.8	<u>5.52</u>	59.3	1.4
9/1 ~ 9/5	6.42	74.9	<u>5.06</u>	18.3	69.7
9/7 ~ 9/10	6.78	32.6	6.21	12.8	4.8
9/10 ~ 9/11	5.65	5.5	5.72	4.0	41.4
9/12 ~ 9/18	6.32	115.9	<u>4.79</u>	16.7	64.4
9/18	<u>5.45</u>	25.0	<u>5.59</u>	15.9	12.1
9/20 ~ 9/27	6.06	54.9	<u>5.29</u>	8.2	92.0
9/29 ~ 10/1	<u>5.37</u>	48.0	<u>5.40</u>	150.9	59.3
10/5	6.73	88.5	6.53	49.9	3.8
10/10 ~ 10/14	6.70	46.8	5.63	15.5	13.1
10/17	<u>5.37</u>	33.2	<u>5.45</u>	26.6	1.2
10/20 ~ 10/23	6.23	40.1	—	—	—
10/27	<u>5.01</u>	45.1	<u>4.96</u>	12.1	19.4
11/4	<u>5.16</u>	25.3	<u>4.77</u>	24.3	2.4
11/6	<u>5.54</u>	31.0	7.83	5.0	45.3
11/9 ~ 11/12	<u>5.24</u>	34.1	<u>5.00</u>	18.6	9.2
11/13 ~ 11/14	<u>5.04</u>	32.9	<u>4.92</u>	27.6	1.0
11/19	6.49	57.2	<u>4.99</u>	32.2	3.5
11/21 ~ 11/22	<u>4.68</u>	44.5	<u>4.77</u>	17.9	7.3
11/27	<u>5.06</u>	51.2	<u>5.05</u>	46.9	1.5
12/4 ~ 12/6	6.05	103.3	5.84	13.6	29.2
12/11 ~ 12/17	7.29	68.1	5.98	8.8	29.5
12/22 ~ 12/23	6.08	20.1	<u>5.59</u>	30.2	3.4
1/15	6.10	43.6	<u>5.18</u>	48.1	0.9
1/31	6.71	43.8	5.79	13.0	12.7
2/6	6.12	51.6	5.69	13.6	5.8
2/19 ~ 2/21	6.24	24.5	<u>5.50</u>	30.7	2.8
2/27 ~ 3/5	6.23	56.4	<u>5.50</u>	7.1	61.8
3/6 ~ 3/7	<u>5.24</u>	40.7	<u>4.86</u>	11.9	29.6
3/10 ~ 3/11	<u>5.52</u>	53.6	<u>5.20</u>	7.0	28.4
3/30 ~ 3/31	<u>5.57</u>	117.2	<u>5.42</u>	56.5	10.9

※1 原則として降水と降水との間隔が3時間以上のものを別の降水として取り扱っています。

※2 酸性雨 (pH5.6以下) の場合には、pHの値に下線を引いています。

※3 電気伝導率 (単位 $\mu\text{S}/\text{cm}$: マイクロジーメンズ毎センチメートル) とは、降水中のイオン成分の量を示す指標であり、雨水にどの程度酸性イオン成分 (窒素酸化物、硫黄酸化物等) が含まれているかの目安となります。

4-2 水環境の監視

(1) 公共用水域の水質測定項目

測定項目		項目数	主な項目
環境基準が設定されている項目	健康項目	27	カドミウム、全シアン、鉛など
	生活環境項目	12	pH、BOD、COD など
水質汚濁防止法や生活環境保全条例の排水規制の対象項目		7	フェノール類、銅、溶解性鉄など
環境基準の達成状況を判断する上で必要な項目		8	アンモニア性窒素など
採水時に現場にて観測する項目		13	天候、前日天候、水深など

(2) 公共用水域の水質測定地点

ア 河川

水域名	支川名	測定地点名	生活環境項目 ア ^{※1}		生活環境項目 イ ^{※2}	
			環境基準点 ^{※3}	類型	環境基準点 ^{※3}	類型
鶴見川		千代橋		D		生物 B
		亀の子橋 ^{※4}	○	D		
		大綱橋 ^{※4}		C		
		末吉橋 ^{※4}		C		
		臨港鶴見川橋 ^{※4}	○	C	○	
	恩田川	都橋		D		
	大熊川	大竹橋 ^{※4}		D		
	鳥山川	又口橋 ^{※4}		D		
	早淵川	峯大橋 ^{※4}		C		
	矢上川	矢上川橋 ^{※4}		C		
入江川		入江橋	○	B	○	
帷子川		水道橋	○	B	○	
大岡川		清水橋	○	B	○	
宮川		瀬戸橋	○	B	○	
侍従川		平潟橋	○	B	○	
境川		鶴間橋 ^{※5}		D		
		新道大橋 ^{※5}		D		
		高鎌橋		D		
	柏尾川	吉倉橋		C		
		鷹匠橋		C		
	いたち川	いたち川橋		C		

※1 水素イオン濃度指数 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数の5項目です。

※2 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の3項目です。

※3 「○」は環境基準点(その水域の水質を代表する地点)を示します。

※4 国土交通省が測定を実施した地点です。

※5 大和市が測定を実施した地点です。

イ 海域

測定地点名	生活環境項目 ア ^{※1}		
	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型
鶴見川河口先	○	東京湾（6）	C
横浜港内	○		C
磯子沖	○	東京湾（7）	C
平潟湾内	○	東京湾（10）	B
本牧沖	○	東京湾（12）	B
富岡沖	○		B
平潟湾沖			B

測定地点名	生活環境項目 イ ^{※2}			生活環境項目 ウ ^{※3}		
	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型	環境基準点 ^{※4}	水域名	類型
鶴見川河口先		東京湾（口）	IV		東京湾 （全域）	海 域 生 物 A
横浜港内			IV			
磯子沖			IV			
平潟湾内		東京湾（二）	III			
本牧沖	○	東京湾（口）	IV	○		
富岡沖	○		IV	○		
平潟湾沖		東京湾（二）	III			

※1 水素イオン濃度指数（pH）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の5項目です。

※2 全窒素、全りんのみ2項目です。

※3 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の3項目です。

※4 「○」は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）を示します。

(4) 公共用水域の水質測定結果

ア 健康項目の環境基準適合状況

測定項目	2018年度の調査結果					
	測定地点数		環境基準 適合地点数 ^{※3}		適合率	
	河川	海域	河川	海域	河川	海域
カドミウム	16	7	16	7	100%	100%
全シアン	16	7	16	7	100%	100%
鉛	16	7	16	7	100%	100%
六価クロム	16	7	16	7	100%	100%
ヒ素	16	7	16	7	100%	100%
総水銀	16	7	16	7	100%	100%
アルキル水銀 ^{※1}	0	0	—	—	—	—
PCB	9	7	9	7	100%	100%
ジクロロメタン	16	7	16	7	100%	100%
四塩化炭素	16	7	16	7	100%	100%
1,2-ジクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
1,1-ジクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
1,1,1-トリクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
1,1,2-トリクロロエタン	16	7	16	7	100%	100%
トリクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
テトラクロロエチレン	16	7	16	7	100%	100%
1,3-ジクロロプロペン	16	7	16	7	100%	100%
チウラム	16	7	16	7	100%	100%
シマジン	16	7	16	7	100%	100%
チオベンカルブ	16	7	16	7	100%	100%
ベンゼン	16	7	16	7	100%	100%
セレン	16	7	16	7	100%	100%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	7	21	7	100%	100%
ふっ素 ^{※2}	9	—	9	—	100%	—
ほう素 ^{※2}	9	—	9	—	100%	—
1,4-ジオキサン	16	7	16	7	100%	100%

※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ分析しています。

※2 海域のふっ素及びほう素については、環境基準が適用されないため、分析していません。

※3 健康項目に関する環境基準は「4-9 市内に適用される環境基準等の概要 (2)-ア-(ア)」を参照してください。

イ 生活環境項目の環境基準適合状況

水域	測定項目	2018年度の調査結果		
		調査検体数	環境基準適合状況 ^{※1}	
			適合検体数	適合率 ^{※2}
河川	水素イオン濃度指数 (pH)	492	487	99%
	生物化学的酸素要求量(BOD)	492	473	96%
	溶存酸素量 (DO)	492	482	98%
	浮遊物質 (SS)	491	491	100%
	大腸菌群数 ^{※3,※4}	60	41	68%
	全亜鉛 ^{※3}	132	127	96%
	ノニルフェノール ^{※3}	10	10	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^{※3}	10	10	100%
海域	水素イオン濃度指数 (pH)	84	76	90%
	化学的酸素要求量 (COD)	84	72	86%
	溶存酸素量 (DO)	84	84	100%
	n-ヘキサン抽出物質	84	84	100%
	全窒素	84	71	85%
	全りん	84	61	73%
	全亜鉛	24	24	100%
	ノニルフェノール	4	4	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	100%

※1 生活環境項目に関する環境基準は「4-9 市内に適用される環境基準等の概要 (2)-ア-(イ)~(ウ)」を参照してください。

※2 環境基準適合率が99%を超え100%未満の場合は、99%と記載しています。

※3 横浜市測定分のみを記載しています。

※4 河川の大腸菌群数の検体数は、環境基準が適用されるB類型のみ記載しています。

ウ BOD（河川）75%水質値

水域名	類型※1	河川名	測定地点名	年度別の75%水質値 (mg/L) ※2				
				2014	2015	2016	2017	2018
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	4.7	3.5	5.9	4.6	3.6
	D		亀の子橋	3.7	2.7	3.6	4.0	4.5
	C**		大綱橋	3.1	3.2	3.1	3.7	4.4
	C**		末吉橋	1.8	1.7	1.9	1.9	1.6
	C**		臨港鶴見川橋	2.4	1.4	1.2	1.1	1.5
	D	恩田川	都橋	7.0	7.7	8.0	6.8	9.5
	D	大熊川	大竹橋	1.4	1.2	1.0	1.0	1.1
	D	鳥山川	又口橋	1.3	0.9	1.1	1.0	1.0
	C**	早淵川	峯大橋	1.8	1.2	1.2	0.8	1.2
	C**	矢上川	矢上川橋	2.2	2.0	3.7	1.6	1.8
入江川	B*	入江川	入江橋	1.6	1.8	2.2	1.9	1.6
帷子川	B*	帷子川	水道橋	1.3	1.2	1.1	1.4	1.2
大岡川	B*	大岡川	清水橋	1.9	1.5	1.6	1.9	1.4
宮川	B*	宮川	瀬戸橋	2.0	1.4	1.6	2.0	1.2
侍従川	B*	侍従川	平潟橋	2.7	1.6	1.8	2.9	1.6
境川	D	境川	鶴間橋	0.9	0.8	1.1	1.0	1.3
	D		新道大橋	1.9	2.8	2.0	2.5	3.7
	D		高鎌橋	2.0	1.5	1.8	2.2	3.3
	C*	柏尾川	吉倉橋	1.3	1.2	1.5	1.7	1.3
	C*		鷹匠橋	2.5	2.1	2.3	3.0	2.6
	C*	いたち川	いたち川橋	1.6	1.5	1.7	1.8	1.4
適合率 (%)				100	100	100	100	95

※1 類型がB*の地点は、従来の類型はEでしたが、2000年度からBに変更されています。

類型がC*の地点は、従来の類型はDでしたが、2013年度からCに変更されています。

類型がC**の地点は、従来の類型はEでしたが、2016年度からCに変更されています。

※2 BOD（河川）の環境基準は「B類型 3 mg/L 以下、C類型 5 mg/L 以下、D類型 8 mg/L 以下」であり、75%水質値で評価します。

エ BOD (河川) 年平均値

水域名	類型※1	河川名	測定地点名	年度別の年平均値 (mg/L)				
				2014	2015	2016	2017	2018
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	3.7	3.0	4.0	4.3	3.3
	D		亀の子橋	3.2	2.5	3.1	3.1	3.9
	C**		大綱橋	2.8	2.8	2.8	2.7	3.6
	C**		末吉橋	1.8	1.6	1.5	2.3	1.8
	C**		臨港鶴見川橋	1.8	1.3	1.1	1.1	1.3
	D	恩田川	都橋	6.0	5.9	5.3	6.1	6.2
	D	大熊川	大竹橋	1.2	1.2	0.8	1.0	1.1
	D	鳥山川	又口橋	1.2	1.1	0.9	0.9	0.9
	C**	早淵川	峯大橋	1.4	1.5	1.1	0.7	0.9
	C**	矢上川	矢上川橋	2.1	1.7	3.1	1.5	1.6
入江川	B*	入江川	入江橋	1.5	1.7	1.8	1.8	1.4
帷子川	B*	帷子川	水道橋	1.3	1.0	1.4	1.2	1.0
大岡川	B*	大岡川	清水橋	1.7	1.2	1.4	1.8	1.2
宮川	B*	宮川	瀬戸橋	1.6	1.1	1.4	1.7	1.0
侍従川	B*	侍従川	平潟橋	1.9	1.4	1.5	2.2	1.4
境川	D	境川	鶴間橋	0.8	0.7	1.2	0.8	1.0
	D		新道大橋	1.7	2.1	2.1	2.3	3.2
	D		高鎌橋	1.5	1.4	1.5	2.1	2.5
	C*	柏尾川	吉倉橋	1.2	1.0	1.4	1.4	1.0
	C*		鷹匠橋	2.2	2.3	2.5	2.6	2.3
	C*	いたち川	いたち川橋	1.5	1.4	1.8	1.7	1.3

※1 類型がB*の地点は、従来の類型はEでしたが、2000年度からBに変更されています。
 類型がC*の地点は、従来の類型はDでしたが、2013年度からCに変更されています。
 類型がC**の地点は、従来の類型はEでしたが、2016年度からCに変更されています。

オ COD (東京湾) 75%水質値

水域名	類型	測定地点名	年度別の75%水質値 (mg/L) ※1				
			2014	2015	2016	2017	2018
東京湾 6	C	鶴見川河口先	4.7	3.7	4.0	4.2	3.7
		横浜港内	4.2	3.3	3.7	4.2	3.7
東京湾 7	C	磯子沖	3.9	2.7	2.9	3.2	3.1
東京湾 10	B	平潟湾内	4.3	3.6	3.5	4.2	3.8
東京湾 12	B	本牧沖	3.6	2.5	3.5	3.0	3.0
		富岡沖	3.5	2.4	3.4	3.7	3.2
		平潟湾沖	3.4	2.3	3.0	3.1	2.8
適合率 (%)			43	86	57	57	71

※1 COD (海域) の環境基準は「B類型 3 mg/L 以下、C類型 8 mg/L 以下」であり、75%水質値で評価します。

カ COD（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値（mg/L）				
			2014	2015	2016	2017	2018
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.6	3.2	3.5	3.3	3.3
		横浜港内	3.4	3.0	3.2	3.3	3.3
東京湾 7	C	磯子沖	3.0	2.4	2.7	2.7	2.7
東京湾 10	B	平潟湾内	3.3	3.0	3.1	3.7	3.1
東京湾 12	B	本牧沖	2.9	2.3	2.9	3.0	2.6
		富岡沖	2.9	2.3	2.8	3.0	2.5
		平潟湾沖	2.7	2.3	2.8	2.7	2.5

キ 全窒素（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値（表層）（mg/L）※1				
			2014	2015	2016	2017	2018
東京湾（口）	IV	鶴見川河口先	1.6	1.8	1.5	1.6	1.4
		横浜港内	0.82	0.81	0.88	0.89	0.83
		磯子沖	0.55	0.50	0.49	0.46	0.50
		本牧沖	0.61	0.60	0.57	0.62	0.59
		富岡沖	0.52	0.47	0.47	0.50	0.45
東京湾（二）	III	平潟湾内	0.52	0.48	0.47	0.57	0.50
		平潟湾沖	0.50	0.45	0.47	0.43	0.47
適合率（%）			86	86	86	86	86

※1 全窒素（海域）の環境基準は「Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下、Ⅳ類型 1 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ク 全りん（東京湾）年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値（表層）（mg/L）※1				
			2014	2015	2016	2017	2018
東京湾（口）	IV	鶴見川河口先	0.14	0.14	0.12	0.14	0.12
		横浜港内	0.082	0.081	0.086	0.094	0.081
		磯子沖	0.051	0.050	0.052	0.057	0.044
		本牧沖	0.059	0.062	0.068	0.089	0.051
		富岡沖	0.046	0.048	0.054	0.071	0.041
東京湾（二）	III	平潟湾内	0.055	0.060	0.053	0.092	0.052
		平潟湾沖	0.049	0.050	0.055	0.054	0.042
適合率（%）			71	71	57	43	71

※1 全りん（海域）の環境基準は「Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下、Ⅳ類型 0.09 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ケ ダイオキシン類

番号	測定地点※ ¹		2018年度の測定結果※ ²	
			水質 (pg-TEQ/L) ※ ³	底質 (pg-TEQ/g) ※ ³
1	海域	鶴見川河口先	0.092	7.6
2		横浜港内	0.074	17
3		磯子沖	0.071	1.1
4		平潟湾内	0.070	16
5		本牧沖	0.069	8.8
6		富岡沖	0.068	0.61

※¹ 調査は河川・海域を隔年で実施しています。

※² ダイオキシン類の環境基準は「水質 1 pg-TEQ/L 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下」です。

※³ 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

(5) 水質自動測定機の測定結果

測定局名称等		2018年度の年間測定結果									
		水温 (°C)	pH	溶存 酸素量 (mg/L)	濁度 (mg/L)	電気 伝導率 (mS/m)	塩分 濃度 (g/L)	アンモニア (mg/L)	全シアン (mg/L)	COD (mg/L)	クロロ フィル a (μg/L)
落合橋	年平均値	20.0	7.0	5.5	17	31	—	1.7	0.0	4.8◎	—
	稼働率(%)	97.6	97.6	96.4	97.6	97.6	—	93.9	96.2	83.3	—
帷子川	年平均値	19.4	7.0	5.7	19	<40>	—	—	—	1.9●	—
	稼働率(%)	98.3	97.5	98.0	98.3	<27.7>	—	—	—	94.2	—
境川	年平均値	19.5	7.7	8.6	—	29	—	休止	0.0	4.2◎	—
	稼働率(%)	97.2	97.2	97.2	—	96.7	—		96.7	96.5	—
本牧	年平均値	18.7	8.5	6.1	—	—	17.1	—	—	—	6
	稼働率(%)	97.4	98.2	98.8	—	—	96.7	—	—	—	98.0

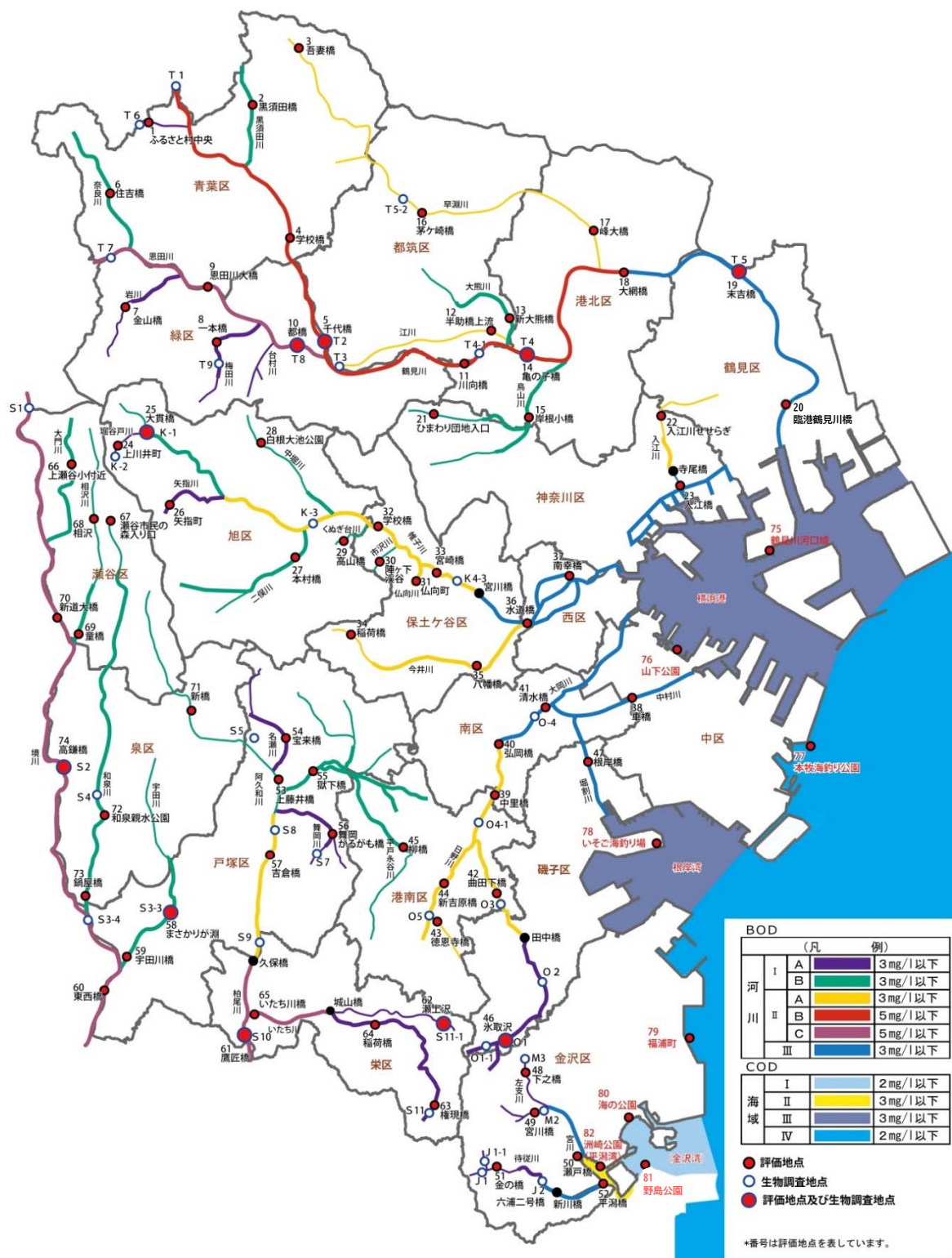
※¹ 値は年平均値（日平均値の平均）です。ただし、「全シアン」は1時間値の年最高値です。

※² 「稼働率」は、1年間のうち、1時間値が測定できた割合を示します。

※³ <>を付した数値は、対象期間内のデータ数が75%以上に達しなかったため、参考値としたものです。

※⁴ COD欄の◎は「硫酸酸性法」を、●は「アルカリ法」で測定したことを示します。

(6) 水環境目標の評価地点及び生物調査地点



(7) 水環境目標に係る測定結果

ア BOD (河川)

地点 番号	水域名	評価地点名	環境基準 類型※1 (基準値)	本市区分 (旧)※2 (目標値)	本市区分 (新)※2 (目標値)	年度別の測定結果 (mg/L) ※3				
						2014	2015	2016	2017	2018
1	寺家川	ふるさと村中央	D (8)	I A (3)	I A (3)	1.3	1.8	2.2	2.4	—
7	岩川	金山橋				1.6	1.3	5.6	2.6	—
8	梅田川	一本橋				1.2	0.9	1.1	1.6	—
24	堀谷戸川	上川井町	B (3)			0.5	0.9	1.0	1.9	0.9
26	矢指川	矢指町				1.4	1.5	2.0	13.0	1.5
46	大岡川	氷取沢				0.6	0.6	0.8	1.1	1.0
48	宮川	下之橋				1.1	0.6	1.7	0.4	—
49	宮川	宮川橋				1.3	0.9	1.1	0.8	—
51	侍従川	金の橋				1.5	0.6	1.3	0.5	—
54	名瀬川	宝来橋	C (5)			1.0	1.9	1.1	1.8	—
56	舞岡川	舞岡かるかも橋				1.0	1.5	1.4	1.7	—
62	いたち川	瀬上沢				2.1	1.1	1.4	1.4	—
63	いたち川	権現橋				2.4	0.7	0.6	1.3	—
64	いたち川	稲荷橋				1.4	0.9	2.1	1.9	—
25	帷子川	大貫橋	B (3)			I ⊕(3)	I B (3)	2.2	2.2	3.6
27	二俣川	本村橋		1.5	2.5			1.8	2.0	1.4
28	中堀川	白根大池公園		1.9	8.5			2.0	2.4	1.9
30	市沢川	陣ヶ下溪谷		1.1	0.7			0.8	0.9	0.8
29	くぬぎ台川	高山橋		2.0	1.0			1.4	2.6	4.4
2	黒須田川	黒須田橋	D (8)	I B (5)	I B (3)	1.5	1.6	1.5	2.1	—
6	奈良川	住吉橋				0.8	1.6	1.3	1.3	—
13	大熊川	新大熊橋				1.1	1.4	0.8	2.0	—
21	鳥山川	ひまわり団地入口				2.1	3.1	1.4	1.8	—
15	鳥山川	岸根小橋				1.2	1.5	1.1	1.0	—
71	阿久和川	新橋	C (5)			2.5	2.1	2.0	1.5	—
53	阿久和川	上藤井橋				1.1	1.3	1.0	1.5	—
45	平戸永谷川	柳橋				0.8	1.1	1.5	1.4	—
55	平戸永谷川	嶽下橋	D (8)			1.0	1.2	1.2	1.6	—
66	大門川	上瀬谷小付近				6.6	5.8	7.0	10.0	—
68	相沢川	相沢				0.5	1.2	0.7	0.8	—
69	相沢川	童橋				1.2	1.4	1.4	1.2	—
67	和泉川	瀬谷市民の森入口				0.4	0.9	1.3	1.8	—
72	和泉川	和泉親水公園				1.7	1.4	1.4	1.1	—
73	和泉川	鍋屋橋				1.3	1.4	2.5	1.3	—
58	宇田川	まさかりが淵		1.5	1.2	1.1	1.3	—		
59	宇田川	宇田川橋	1.2	1.7	1.3	2.6	—			
22	入江川	入江川せせらぎ	B (3)	II ⊕(3)	II A (3)	0.8	1.9	1.3	2.1	—
32	帷子川	学校橋				2.0	2.0	1.5	1.9	1.1
33	帷子川	宮崎橋				1.7	1.6	1.2	1.3	0.8

31	仏向川	仏向町	B (3)	Ⅱ A (3)	Ⅱ A (3)	0.6	0.5	0.5	1.5	0.6
34	今井川	稲荷橋				2.1	2.1	4.5	1.4	7.6
35	今井川	八幡橋				1.3	1.7	1.7	1.6	1.5
42	大岡川	曲田下橋				2.0	2.0	2.2	2.5	1.4
39	大岡川	中里橋				2.3	1.5	3.5	1.7	1.6
43	日野川	徳恩寺橋				2.2	1.7	1.5	2.9	0.7
44	日野川	新吉原橋				1.7	1.2	1.8	2.6	0.9
12	江川	半助橋上流	D (8)	Ⅱ A (5)	Ⅱ A (5)	3.9	1.4	1.2	1.6	—
3	早淵川	吾妻橋	C (5)			0.9	2.0	2.6	2.4	—
16	早淵川	茅ヶ崎橋				1.7	2.9	1.1	1.7	—
17	早淵川	峰大橋				1.8	1.2	1.2	0.8	1.2
57	柏尾川	吉倉橋				1.3	1.2	1.5	1.7	2.6
4	鶴見川	学校橋	D (8)	Ⅱ B (5)	Ⅱ B (5)	4.0	5.0	6.0	7.5	—
5	鶴見川	千代橋				4.7	3.5	5.9	4.6	3.6
11	鶴見川	川向橋				6.4	8.0	7.0	10.0	—
14	鶴見川	亀の子橋				3.7	2.7	3.6	4.0	4.5
9	恩田川	恩田川大橋	D (8)	Ⅱ C (8)	Ⅱ C (5)	13.0	7.8	6.2	9.5	—
10	恩田川	都橋				7.0	7.7	8.0	6.8	9.5
61	柏尾川	鷹匠橋	C (5)			2.5	2.1	2.3	3.0	2.6
65	いたち川	いたち川橋				1.6	1.5	1.7	1.8	1.4
70	境川	新道大橋	D (8)			1.9	2.8	2.0	2.5	3.7
74	境川	高鎌橋				2.0	1.5	1.8	2.2	3.3
60	境川	東西橋				1.7	2.2	1.6	2.0	—
23	入江川	入江橋	B (3)			Ⅲ A (3)	Ⅲ (3)	1.6	1.8	2.2
36	帷子川	水道橋		1.3	1.2			1.1	1.4	1.2
37	帷子川	南幸橋		1.6	1.6			0.9	1.9	1.5
40	大岡川	弘岡橋		2.2	1.2			1.8	1.2	1.6
41	大岡川	清水橋		1.9	1.5			1.6	1.9	1.4
38	大岡川	車橋		5.5	1.9			2.4	5.6	1.1
47	大岡川	根岸橋		4.6	1.4			4.6	4.4	0.9
50	宮川	瀬戸橋		2.0	1.4			1.6	2.0	1.2
52	侍従川	平瀉橋		2.7	1.6			1.8	2.9	1.6
18	鶴見川	大綱橋		C (5)	Ⅲ (5)			3.1	3.2	3.1
19	鶴見川	末吉橋	1.8			1.7	1.9	1.9	1.6	
20	鶴見川	臨港鶴見川橋	2.4			1.4	1.2	1.1	1.5	
水環境目標の達成地点数／評価地点数						69/74	71/74	62/74	64/74	34/38
水環境目標の達成率 (%)						93	96	84	86	89

※1 2019年3月31日時点の環境基準類型と基準値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

※2 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。水環境目標の見直しがあったため、2015年度までの区分を「旧」とし、2016年度からの区分を「新」としています。

※3 2018年度以降の調査では3年間で市内全域を測定する計画としたため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

イ COD（海域）

地点 番号	水域名	評価地点名	環境基準 類型※ ¹	本市区分※ ²	年度別の測定結果（mg/L）				
					2014	2015	2016	2017	2018
80	金沢湾	海の公園	C (8)	I (2)	3.4	2.3	3.0	3.1	2.8
81	金沢湾	野島公園	B (3)		II (3)	3.4	2.3	3.0	3.1
82	平潟湾	洲崎公園		4.3		3.6	3.5	4.2	3.8
75	横浜港	鶴見川河口域		III (3)	4.7	3.7	4.0	4.2	3.7
76	横浜港	山下公園			4.2	3.3	3.7	4.2	3.7
78	根岸湾	いそご海釣り場	C (8)	IV (2)	3.9	2.7	2.9	3.2	3.1
77	東京湾	本牧海釣り公園	B (3)		3.6	2.5	3.5	3.0	3.0
79	東京湾	福浦町	C (8)		3.5	2.4	3.4	3.7	3.2
水環境目標の達成地点数／評価地点数					0/8	1/8	1/8	0/8	0/8
水環境目標の達成率（％）					0	13	13	0	0

※¹ 環境基準類型と基準値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

※² 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

ウ ふん便性大腸菌群数（河川）

地点 番号	水域名	評価地点名※ ¹	環境基準 類型※ ²	本市区分 (旧)※ ³ (目標値)	本市区分 (新)※ ³ (目標値)	年度別の測定結果（個/100ml）※ ⁴						
						2014	2015	2016	2017	2018		
1	寺家川	ふるさと村中央	D	I A (1,000)	I A (1,000)	16,000	4,700	2,100	4,200	—		
7	岩川	金山橋				1,800	8,000	100,000	8,100	—		
8	梅田川	一本橋				1,700	7,000	2,000	590	—		
24	堀谷戸川	上川井町	B			I A (1,000)	I A (1,000)	1,100	720	3,100	24,000	980
26	矢指川	矢指町						4,400	3,400	6,600	3,900	950
46	大岡川	氷取沢						22	710	600	1,500	850
48	宮川	下之橋						240	330	3,600	830	—
49	宮川	宮川橋						26,000	1,800	16,000	4,500	—
51	侍従川	金の橋						850	620	810	2,200	—
54	名瀬川	宝来橋						4,800	3,500	2,100	800	—
56	舞岡川	舞岡かるがも橋	5,500	41,000	12,000	21,000	—					
62	いたち川	瀬上沢	C	I B (1,000)	I B (1,000)	160	130	110	160	—		
63	いたち川	権現橋				31,000	7,000	4,500	6,500	—		
64	いたち川	稲荷橋				2,600	3,000	1,800	1,600	—		
25	帷子川	大貫橋	B			I B (1,000)	I B (1,000)	5,200	720,000	44,000	63,000	2,500
27	二俣川	本村橋						160,000	24,000	100,000	39,000	340
28	中堀川	白根大池公園						9,600	72,000	88,000	39,000	91,000
30	市沢川	陣ヶ下溪谷						940	1,500	3,200	2,700	3,000
29	くぬぎ台川	高山橋						8,000	31,000	130,000	14,000	14,000
2	黒須田川	黒須田橋	D			I B (1,000)	I B (1,000)	2,100	920	3,700	1,400	—
6	奈良川	住吉橋						3,000	2,800	3,100	2,400	—
13	大熊川	新大熊橋		3,400	3,100			6,300	9,000	—		

21	鳥山川	ひまわり団地入口	D	I B (1,000)	I B (1,000)	16,000	23,000	5,800	7,700	-
15	鳥山川	岸根小橋				8,100	1,100	800	4,100	-
71	阿久和川	新橋	C			2,400	1,300	1,500	2,000	-
53	阿久和川	上藤井橋				4,100	1,900	1,600	2,400	-
45	平戸永谷川	柳橋				3,900	1,900	3,000	12,000	-
55	平戸永谷川	嶽下橋	3,500			2,000	1,500	3,300	-	
66	大門川	上瀬谷小付近	D			13,000	5,000	2,900	11,000	-
68	相沢川	相沢				32,000	1,800	3,500	3,400	-
69	相沢川	童橋				1,800	1,000	2,600	70,000	-
67	和泉川	瀬谷市民の森入口				550	930	1,200	750	-
72	和泉川	和泉親水公園				59,000	16,000	5,800	5,500	-
73	和泉川	鍋屋橋				1,400	1,100	2,200	850	-
58	宇田川	まさかりが淵				5,400	1,800	4,500	3,100	-
59	宇田川	宇田川橋				2,300	1,100	4,100	6,100	-
22	入江川	入江川せせらぎ	B			II A (1,000)	II A (1,000)	350	700	1,300
32	帷子川	学校橋		2,000	2,400			4,600	8,200	830
33	帷子川	宮崎橋		1,400	790			1,100	950	210
31	仏向川	仏向町		80	1			8	190	<1
34	今井川	稻荷橋		44,000	6,400			7,000	7,700	2,200
35	今井川	八幡橋		7,400	7,900			3,700	58,000	3,400
42	大岡川	曲田下橋		13,000	16,000			4,400	2,800	1,500
39	大岡川	中里橋		18,000	12,000			3,400	14,000	480
43	日野川	徳恩寺橋		17,000	82,000			19,000	33,000	2,000
44	日野川	新吉原橋		8,000	21,000			2,900	50,000	3,600
12	江川	半助橋上流	D	II A (1,000)	2,000	320	8,100	4,300	-	
3	早淵川	吾妻橋	C		2,200	1,000	5,600	240	-	
16	早淵川	茅ヶ崎橋			3,300	1,400	5,300	4,300	-	
17	早淵川	峰大橋			2,400	460	5,100	5,200	-	
57	柏尾川	吉倉橋			1,300	890	3,500	570	-	
水環境目標の達成地点数/評価地点数						8/51	15/51	5/51	10/51	8/17
水環境目標の達成率 (%)						16	29	10	20	47

- ※ 1 水環境目標に係る河川の評価地点は 74 地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは 51 地点であり、当該 51 地点を記載しています。
- ※ 2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。
- ※ 3 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分と目標値(括弧書き、単位 個/100ml 以下)を記載しています。水環境目標の見直しがあったため、2015 年度までの区分を「旧」とし、2016 年度からの区分を「新」としています。
- ※ 4 2018 年度以降の調査では 3 年間で市内全域を測定する計画としたため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「-」と記載しています。

エ ふん便性大腸菌群数（海域）

地点番号	水域名	評価地点名※1	環境基準類型※2	本市区分※3	目標値 (個/100ml)	年度別の測定結果（個/100ml）※4				
						2014	2015	2016	2017	2018
80	金沢湾	海の公園	C	I	100 以下	<1	690	10	44	-
81	金沢湾	野島公園	B			2	150	130	930	-
水環境目標の達成地点数／評価地点数						2/2	0/2	1/2	1/2	-
水環境目標の達成率（％）						100	0	50	50	-

※1 水環境目標に係る海域の評価地点は8地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは2地点であり、当該2地点を記載しています。

※2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。

※3 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

※4 2018年度以降の調査では3年に1回の測定としたため、2018年度は測定を実施していません。

オ 全窒素（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分※1	目標値 (mg/L)	年度別の測定結果（mg/L）				
						2014	2015	2016	2017	2018
80	金沢湾	海の公園	Ⅲ	I	0.3 以下	0.50	0.45	0.47	0.43	0.47
81	金沢湾	野島公園				0.50	0.45	0.47	0.43	0.47
82	平潟湾	洲崎公園		Ⅱ	0.6 以下	0.52	0.48	0.47	0.57	0.50
75	横浜港	鶴見川河口域	Ⅳ	Ⅲ	1.0 以下	1.6	1.8	1.5	1.6	1.4
76	横浜港	山下公園				0.82	0.81	0.88	0.89	0.83
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.55	0.50	0.49	0.46	0.50
77	東京湾	本牧海釣り公園		Ⅳ	0.3 以下	0.61	0.60	0.57	0.62	0.59
79	東京湾	福浦町				0.52	0.47	0.47	0.50	0.45
水環境目標の達成地点数／評価地点数						3/8	3/8	3/8	3/8	3/8
水環境目標の達成率（％）						38	38	38	38	38

※1 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

カ 全りん（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分※1	目標値 (mg/L)	年度別の測定結果（mg/L）				
						2014	2015	2016	2017	2018
80	金沢湾	海の公園	Ⅲ	I	0.03 以下	0.049	0.050	0.055	0.054	0.042
81	金沢湾	野島公園				0.049	0.050	0.055	0.054	0.042
82	平潟湾	洲崎公園		Ⅱ	0.05 以下	0.055	0.060	0.053	0.092	0.052
75	横浜港	鶴見川河口域	Ⅳ	Ⅲ	0.09 以下	0.140	0.140	0.120	0.140	0.120
76	横浜港	山下公園				0.082	0.081	0.086	0.094	0.081
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.051	0.050	0.052	0.057	0.044
77	東京湾	本牧海釣り公園		Ⅳ	0.03 以下	0.059	0.062	0.068	0.089	0.051
79	東京湾	福浦町				0.046	0.048	0.054	0.071	0.041
水環境目標の達成地点数／評価地点数						2/8	2/8	2/8	1/8	2/8
水環境目標の達成率（％）						25	25	25	13	25

※1 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

(8) 生物指標による水質評価

区分※1	地点番号	河川名	支川名	地点名	水域区分※2	水質評価値(達成目標)	2018年度調査達成状況※1	
河川	T1	鶴見川		水車橋	ⅡB	きれい	○	
	T2			千代橋	ⅡB	きれい	○	
	T3			落合橋	ⅡB	きれい	○	
	T4-1			第三京浜道路下	ⅡB	きれい	×	
	T4			亀の甲橋	ⅡB	きれい	○	
	T5			末吉橋	Ⅲ	きれい	○	
	T6		寺家川	山田谷戸	ⅠA	大変きれい	○	
	T7		恩田川	堀の内橋	ⅡC	きれい	○	
	T9		梅田川	神明橋	ⅠA	大変きれい	○	
	T8		恩田川	都橋	ⅡC	きれい	○	
	T5-2		早淵川	境田橋	ⅡA	大変きれい	○	
	K1		帷子川		大貫橋上流	ⅠB	大変きれい	○
	K2				上川井農専地区	ⅠA	大変きれい	○
	K3	鶴舞橋			ⅡA	大変きれい	○	
	K4-3	横浜新道下			ⅡA	大変きれい	×	
	O1-1	大岡川		氷取沢(左)	ⅠA	大変きれい	○	
	O1			氷取沢	ⅠA	大変きれい	○	
	O2			陣屋橋上流	ⅠA	大変きれい	○	
	O3			曲田橋	ⅡA	大変きれい	○	
	O4-1			日野川合流点下	ⅡA	大変きれい	○	
	O4			井土ヶ谷橋	Ⅲ	きれい	○	
	O5		日野川	高橋	ⅡA	大変きれい	×	
	S1	境川		目黒橋	ⅡC	きれい	○	
	S2			高鎌橋	ⅡC	きれい	○	
	S3-4			遊水地橋	ⅡC	きれい	○	
	S4		和泉川	地藏原の水辺	ⅠB	大変きれい	○	
	S3-3		宇田川	まさかりが淵	ⅠB	大変きれい	○	
	S7		舞岡川	宮根橋上流	ⅠA	大変きれい	○	
	S8		柏尾川	大橋	ⅡA	大変きれい	×	
	S9		柏尾川	栄第二水再生センター下流	ⅡA	大変きれい	×	
	S11		稲荷川	杉之木橋上流	ⅠA	大変きれい	○	
	S11-1		いたち川	瀬上沢	ⅠA	大変きれい	○	
	S10		柏尾川	鷹匠橋	ⅡC	きれい	○	
	M2		宮川		桜橋	Ⅲ	きれい	○
	M3				清水橋上流	ⅠA	大変きれい	○
	J1-1	侍従川		金の橋上流(左)	ⅠA	大変きれい	○	
	J1			金の橋上流	ⅠA	大変きれい	○	
	J2			六浦二号橋	Ⅲ	きれい	○	
水環境目標の達成率(達成地点数/評価地点数)							86.8%(33/38)	

※1 生物指標による水質評価は、河川・海域を交互に2年間ずつ実施しており、2018年度は河川の冬季調査を実施しました。

※2 横浜市水と緑の基本計画で設定した水域ごとの区分を記載しています。

(9) 赤潮発生回数

測定地点名	年度別の赤潮観測回数 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
鶴見川河口先	3	2	2	1	2
横浜港内	4	3	3	2	2
磯子沖	0	0	0	1	0
平潟湾内	0	0	0	1	0
本牧沖	2	0	3	1	1
富岡沖	0	0	0	1	1
平潟湾沖	0	0	1	1	0
合計（回）	9	5	9	8	6

※1 毎月1回の調査において、目視等により確認したものを集計しています。各年度内に発生した全ての赤潮を把握したものではありません。

4-3 地盤環境の監視

(1) 地下水質の調査

ア 調査概要 (2018 年度)

概況調査	定点調査	時期	2018 年 10 月				
		地点	6 地点	回数	年 1 回		
		項目	環境基準項目等 33 項目				
		方法	市内 6 地点の地下水を採水する。長期的な観点から経年変化を調査する。				
概況調査	メッシュ調査	時期	2018 年 10 月				
		地点	23 地点	回数	年 1 回		
		項目	環境基準項目等 33 項目				
		方法	市内全域を 2 km メッシュに区切り、各メッシュ内の 1 つの井戸を選定し、その井戸の水質を調査する。4 年間で市内全体の調査を行う。				
継続監視調査		時期	2018 年 10 月				
		地点	24 地点	回数	年 1 回		
		項目	汚染関連物質				
		方法	過去に行った概況調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。				
汚染井戸	周辺地区調査	時期	－ (2018 年度概況調査で新たな汚染が発見されなかったため、実施していません。)				
		地点	0 地点	回数	年 1 回		
		項目	汚染関連物質				
		方法	2018 年度概況調査で新たに発見された汚染物質について、その汚染範囲を確認するために調査する。				
	監視調査		時期	2018 年 10 月			
			地点	10 地点	回数	年 1 回	
			項目	汚染関連物質			
			方法	過去に行った調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。			
	追跡調査		時期	2018 年 10 月～2019 年 2 月			
			地点	9 地域の 23 地点	回数	年 1 回	
項目			汚染関連物質				
方法			過去に行った調査や事業者からの報告により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のために定期的に調査する。				

ウ 測定結果

2018年度調査											
調査項目		概況調査				継続監視調査		汚染井戸			
		定点調査		メッシュ調査				周辺地区調査		監視・追跡調査	
		調査検体数	超過検体数 環境基準	調査検体数	超過検体数 環境基準	調査検体数	超過検体数 環境基準	調査検体数	超過検体数 環境基準	調査検体数	超過検体数 環境基準
環境基準項目	カドミウム	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	全シアン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	鉛	6	0	23	0	3	0	-	-	1	0
	六価クロム	6	0	23	0	-	-	-	-	8	0
	ヒ素	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	総水銀	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	PCB	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	ジクロロメタン	6	0	23	0	-	-	-	-	2	0
	四塩化炭素	6	0	23	0	-	-	-	-	2	0
	塩化ビニルモノマー	6	0	23	0	-	-	-	-	3	0
	1,2-ジクロロエタン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	6	0	23	0	2	0	-	-	30	0
	1,2-ジクロロエチレン	6	0	23	0	2	0	-	-	32	3
	1,1,1-トリクロロエタン	6	0	23	0	2	0	-	-	10	0
	1,1,2-トリクロロエタン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	トリクロロエチレン	6	0	23	0	2	0	-	-	32	3
	テトラクロロエチレン	6	0	23	0	2	2	-	-	30	7
	1,3-ジクロロプロペン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	チウラム	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	シマジン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	チオベンカルブ	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	ベンゼン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	セレン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0	23	0	20	10	-	-	0	0
ふっ素	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0	
ほう素	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0	
1,4-ジオキサン	6	0	23	0	-	-	-	-	0	0	
市独自項目	クロロホルム	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0
一般項目	pH	6	0	23	0	24	0	-	-	33	1

※ 地下水の水質汚濁に関する環境基準は「4-9 市内に適用される環境基準等の概要 (3)-ア」を参照してください。

エ 環境基準の超過項目

2018 年度調査					
調査区分	測定地点	項目	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	
定点調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。				
メッシュ調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。				
継続監視調査	鶴見区上末吉一丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10 以下	
	神奈川区松見町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	10 以下	
	港北区高田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	31	10 以下	
	都筑区東方町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10 以下	
	都筑区大熊町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10 以下	
	青葉区市ヶ尾町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	24	10 以下	
	瀬谷区橋戸二丁目	テトラクロロエチレン	0.013	0.01 以下	
	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	0.033	0.01 以下	
	旭区今川町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17	10 以下	
	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	10 以下	
	南区六ツ川三丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	46	10 以下	
	泉区新橋町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下	
汚染井戸 追跡調査	周辺地区調査	定点・メッシュ調査で環境基準を超えなかったため周辺地区調査は行いませんでした。			
	監視調査	神奈川区羽沢町	1,2-ジクロロエチレン	0.048	0.04 以下
		港南区日野五丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.050	0.04 以下
			トリクロロエチレン	0.084	0.01 以下
			テトラクロロエチレン	0.14	0.01 以下
		戸塚区東俣野町	テトラクロロエチレン	0.013	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.35	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.10	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.29	0.01 以下
		泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.11	0.01 以下
		泉区和泉中央北二丁目	テトラクロロエチレン	0.085	0.01 以下
		港北区新羽町	トリクロロエチレン	0.017	0.01 以下
		保土ヶ谷区新井町	1,2-ジクロロエチレン	0.24	0.04 以下
	トリクロロエチレン		0.18	0.01 以下	

(2) ダイオキシン類の測定結果

ア 地下水

番号	調査地点	2018年度の測定結果 ^{※1}
		地下水 (pg-TEQ/L) ^{※2}
1	都筑区川和町	0.044
2	緑区三保町	0.043
3	保土ヶ谷区東川島町	0.044
4	中区和田山	0.042
5	港南区上大岡東三丁目	0.041
6	泉区上飯田町	0.035

※1 ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））の環境基準は「1 pg-TEQ/L 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

イ 土壌

番号	調査地点	所在地	2018年度の測定結果 ^{※1}
			土壌 (pg-TEQ/g) ^{※2}
1	上末吉小学校	鶴見区上末吉五丁目 24- 1	1.1
2	白幡小学校	神奈川区白幡上町 11- 1	0.26
3	六ツ川西小学校	南区六ツ川二丁目 156- 1	0.78
4	公田小学校	栄区公田町 354- 3	1.0
5	境木町公園	保土ヶ谷区境木町 92- 4	0.31
6	西柴小学校	金沢区西柴四丁目 23- 1	0.026
7	山下小学校	緑区北八朔町 1865- 3	0.25
8	荇子田公園	青葉区荇子田一丁目 13- 3	0.062
9	領家公園	泉区領家一丁目 11	2.2
10	上矢部小学校	戸塚区上矢部町 1463- 4	0.014

※1 ダイオキシン類（土壌）の環境基準は「1,000 pg-TEQ/g 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

(3) 地盤沈下の監視（精密水準測量結果）

2018年度調査※1											
区名	観測点数	成果点数※2	沈下点数	内訳（沈下量 mm）					年間最大変動量		
				10mm 未満	10mm 以上 20mm 未満	20mm 以上 30mm 未満	30mm 以上 40mm 未満	40mm 以上	沈下量 (mm)	町名	点番号
鶴見	7	7	7	7	0	0	0	0	-5.3	市場富士見町7	3
神奈川	6	6	4	4	0	0	0	0	-2.3	青木町3-18	I31-1
西	9	8	8	8	0	0	0	0	-2.5	①浅間町1丁目16-1 ②高島二丁目13-2	①229 ②236
中	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
南	4	4	4	4	0	0	0	0	-3.3	永田東三丁目17先	I10828
港南	3	3	3	3	0	0	0	0	-3.8	上大岡西一丁目10-11先	I10830
保土ヶ谷	4	4	4	4	0	0	0	0	-3.7	狩場町213	812
旭	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
磯子	3	3	3	3	0	0	0	0	-4.5	磯子五丁目24	435
金沢	12	12	12	12	0	0	0	0	-6.8	朝比奈町505-1	521
港北	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
緑	2	2	1	1	0	0	0	0	-0.3	長津田六丁目19-24先	I11051
青葉	4	4	4	4	0	0	0	0	-1.5	荏田町328	I11047
都筑	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
戸塚	6	5	5	5	0	0	0	0	-7.3	①矢部町1626 ②戸塚町4183	①T-80 ②交35-7
栄	20	20	20	12	8	0	0	0	-12.8	金井町20	T-49
泉	11	11	11	11	0	0	0	0	-7.0	中田南四丁目4-1	I10349
瀬谷	10	10	9	9	0	0	0	0	-6.2	竹村町1-14	S-5
合計	101	99	95	87	8	0	0	0	-	-	-

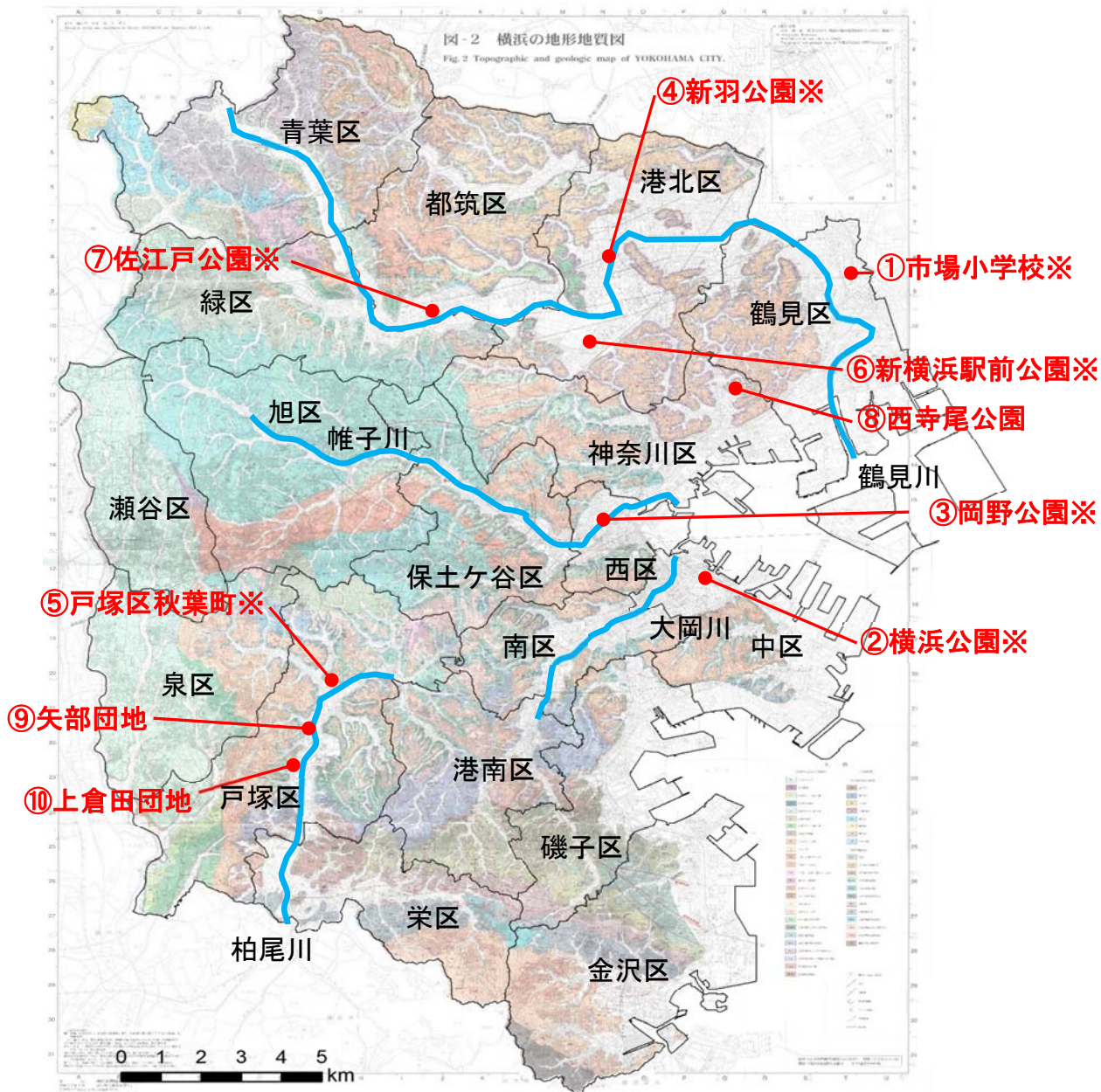
※1 観測基準日は2019年1月1日です。

※2 観測点のうち、前年度の調査結果と比較できるものを成果点としています。

(4) 地盤沈下の監視（地下水位、地盤変動の観測結果）

ア 観測地点の位置図

地下水位の観測地点を①～⑩で示し、地盤変動も観測している地点には※を付しました。



イ 観測結果

観測所名	2018年度の観測結果※ ¹	
	地下水位変化 (m) ※ ²	地盤変動 (mm) ※ ³
市場小学校	-1.68	-0.55
横浜公園	-0.37	-1.15
岡野公園	-1.98	-1.29
新羽公園-1 (80m)	-0.01	-
新羽公園-2 (40m)	-0.02	-2.55
戸塚区秋葉町	-0.15	-0.9
新横浜駅前公園-1 (25m)	0.7	-0.85
新横浜駅前公園-2 (70m)	0.71	-2.05
新横浜駅前公園-3 (117m)	0.19	-1.1
佐江戸公園-1 (16m)	-0.22	-3.55
佐江戸公園-2 (88m)	-0.19	-3.65
西寺尾公園	-0.04	-
矢部団地	0.19	-
上倉田団地	0.33	-

※¹ 前年度3月と観測年度3月の観測データの差し引きを記載しています。(欠測の場合は直前の観測数値)

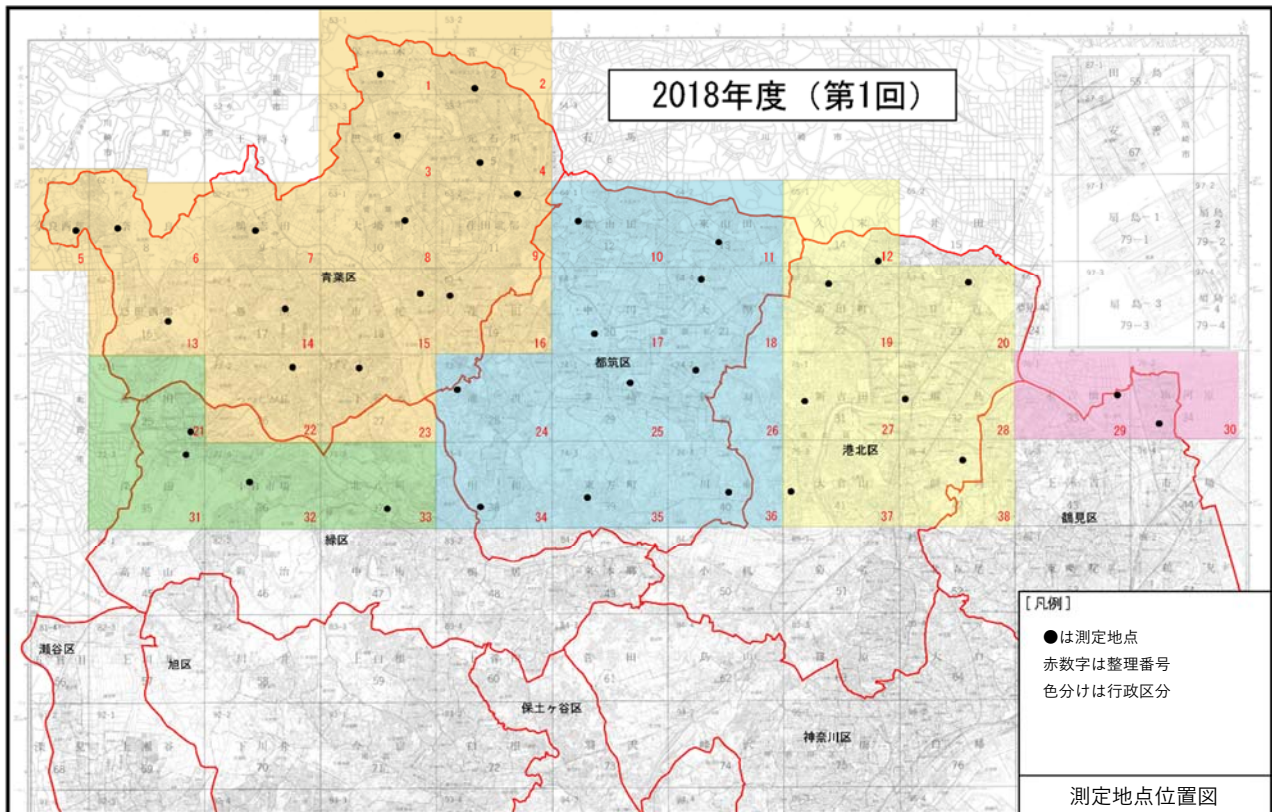
※² 地下水位は東京湾平均海面 (TP) を基準としています。

※³ 観測結果が「-」となっている地点では地盤変動を観測していません。

4-4 音環境の監視

(1) 一般環境騒音

ア 測定地点の位置図



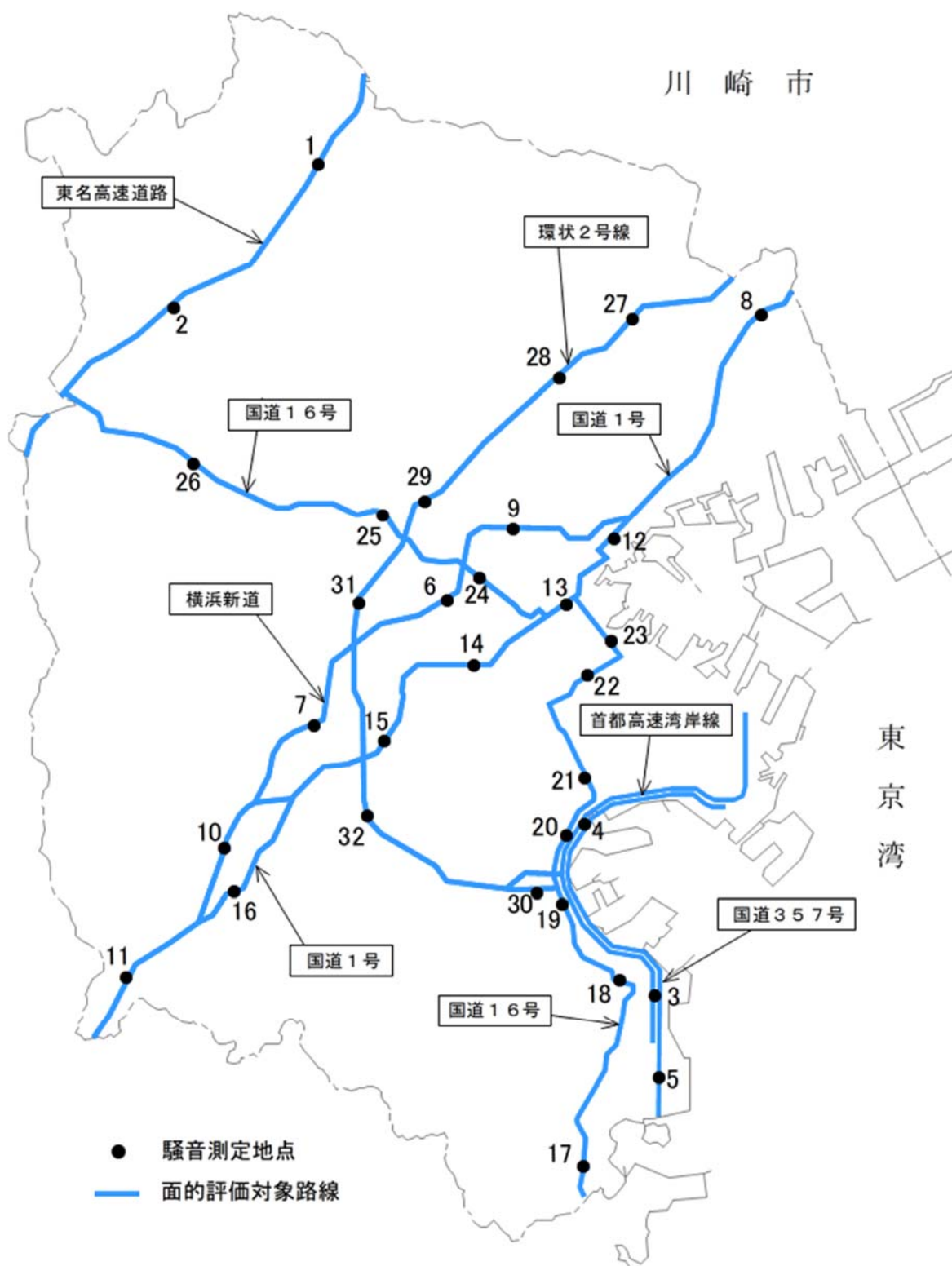
イ 測定結果 (2018年度)

整理 番号	測定地点	用途地域	環境 基準 類型	騒音レベル		環境基準適否			
				L _{Aeq} (dB)		基準値		適○ 否×	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	青葉区美しが丘西三丁目	第二種中高層住居専用地域	A	49	37	55	45	○	○
2	青葉区美しが丘三丁目	第一種低層住居専用地域	A	45	39	55	45	○	○
3	青葉区荇子田三丁目	第一種低層住居専用地域	A	39	38	55	45	○	○
4	青葉区美しが丘五丁目	準住居地域	B	47	42	55	45	○	○
5	青葉区奈良町	第一種中高層住居専用地域	A	50	44	55	45	○	○
6	青葉区奈良町	第二種中高層住居専用地域	A	47	40	55	45	○	○
7	青葉区鴨志田町	第一種低層住居専用地域	A	54	34	55	45	○	○
8	青葉区大場町	第二種低層住居専用地域	A	50	43	55	45	○	○
9	青葉区新石川一丁目	第一種住居地域	B	49	43	55	45	○	○
10	都筑区中川一丁目	近隣商業地域	C	52	43	60	50	○	○
11	都筑区北山田一丁目	準住居地域	B	57	45	55	45	×	○
12	港北区下田町五丁目	第二種中高層住居専用地域	A	41	35	55	45	○	○
13	青葉区恩田町	無指定	B	44	37	55	45	○	○
14	青葉区桜台	近隣商業地域	C	47	41	60	50	○	○
15	青葉区市ヶ尾町	近隣商業地域	C	57	56	60	50	○	×
16	青葉区荇田西一丁目	第二種住居地域	B	47	45	55	45	○	○
17	都筑区茅ヶ崎中央	商業地域	C	53	48	60	50	○	○
18	都筑区南山田町	無指定	B	44	36	55	45	○	○
19	港北区新吉田町	無指定	B	48	42	55	45	○	○
20	港北区日吉本町三丁目	近隣商業地域	C	45	43	60	50	○	○
21	緑区長津田五丁目	商業地域	C	49	44	60	50	○	○
22	青葉区榎が丘	商業地域	C	59	57	60	50	○	×
23	青葉区藤が丘二丁目	第二種中高層住居専用地域	A	44	39	55	45	○	○
24	都筑区川和町	第一種低層住居専用地域	A	49	37	55	45	○	○
25	都筑区茅ヶ崎南二丁目	第二種住居地域	B	48	44	55	45	○	○
26	都筑区勝田町	第一種中高層住居専用地域	A	46	40	55	45	○	○
27	港北区新吉田東八丁目	準住居地域	B	51	45	55	45	○	○
28	港北区綱島西二丁目	商業地域	C	54	52	60	50	○	×
29	鶴見区江ヶ崎町	第一種住居地域	B	50	40	55	45	○	○
30	鶴見区矢向四丁目	近隣商業地域	C	45	40	60	50	○	○
31	緑区長津田六丁目	準住居地域	B	51	50	55	45	○	×
32	緑区十日市場町	第一種住居地域	B	50	45	55	45	○	○
33	緑区三保町	準工業地域	C	51	46	60	50	○	○
34	都筑区川和町	工業地域	C	47	43	60	50	○	○
35	都筑区池辺町	第一種住居地域	B	52	44	55	45	○	○
36	都筑区大熊町	準工業地域	C	45	39	60	50	○	○
37	港北区新羽町	準工業地域	C	53	45	60	50	○	○
38	港北区師岡町	工業地域	C	50	43	60	50	○	○

2018年度測定結果の環境基準適合状況 (適合地点数/測定地点数)	昼間 37/38	夜間 34/38	昼夜 33/38
-----------------------------------	----------	----------	----------

(2) 道路交通騒音

ア 測定地点及び面的評価路線の位置図



イ 測定結果 (2018 年度)

地点 番号	路線名	測定場所	用途地域	騒音レベル		環境基準適否		
				L _{Aeq} (dB)		特例 適用*	適○ 否×	
				昼間	夜間		昼間	夜間
1	東名高速道路	青葉区あざみ野南一丁目	第1種住居地域	67	66	○	○	×
2		緑区十日市場町	第1種住居地域	60	59	○	○	○
3	国道357号、 首都高速湾岸線	金沢区幸浦一丁目	工業地域	69	65	○	○	○
4		磯子区磯子二丁目	工業地域	71	68	○	×	×
5	国道357号	金沢区福浦二丁目	工業地域	69	66	○	○	×
6	横浜新道	保土ヶ谷区仏向町	第1種住居地域	56	52	○	○	○
7		戸塚区品濃町	準住居地域	59	56	○	○	○
8	国道1号	鶴見区下末吉二丁目	準工業地域	72	69	○	×	×
9		神奈川区三ツ沢中町	近隣商業地域	72	70	○	×	×
10		戸塚区戸塚町	第1種住居地域	75	73	○	×	×
11		戸塚区原宿四丁目	準住居地域	72	73	○	×	×
12		神奈川区反町1丁目	商業地域	72	69	○	×	×
13		西区戸部本町	商業地域	73	71	○	×	×
14		保土ヶ谷区保土ヶ谷町1丁目	近隣商業地域	70	69	○	○	×
15		戸塚区平戸町	準工業地域	72	71	○	×	×
16		戸塚区戸塚町	第2種住居地域	69	65	○	○	○
17		国道16号	金沢区泥亀二丁目	近隣商業地域	70	67	○	○
18	金沢区富岡東三丁目		第2種住居地域	69	66	○	○	×
19	磯子区中原一丁目		近隣商業地域	73	69	○	×	×
20	磯子区磯子三丁目		近隣商業地域	71	67	○	×	×
21	磯子区滝頭三丁目		近隣商業地域	69	64	○	○	○
22	中区曙町2丁目		商業地域	66	64	○	○	○
23	中区尾上町5丁目		商業地域	68	64	○	○	○
24	保土ヶ谷区川辺町		近隣商業地域	69	67	○	○	×
25	保土ヶ谷区東川島町		第2種住居地域	69	66	○	○	×
26	旭区都岡町		第2種住居地域	69	65	○	○	○
27	環状2号線	港北区師岡町	準住居地域	74	71	○	×	×
28		港北区大豆戸町	近隣商業地域	71	67	○	×	×
29		神奈川区羽沢南四丁目	第1種住居地域	73	70	○	×	×
30		磯子区森二丁目	近隣商業地域	72	69	○	×	×
31		旭区市沢町	準住居地域	66	65	○	○	○
32		港南区下永谷五丁目	準住居地域	71	70	○	×	×

2018年度測定結果の環境基準適合状況 (適合地点数/測定地点数)	昼間 17/32	夜間 10/32	昼夜 10/32
-----------------------------------	----------	----------	----------

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として、次の環境基準が適用されます。

昼間 (午前6時～午後10時) 70dB 以下、夜間 (午後10時～午前6時) 65dB 以下

ウ 面的評価（全体空間）の結果（2018年度）

路線名	評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合※ ²		昼間 環境基準適合※ ²		夜間 環境基準適合※ ²	
			適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1 東名高速道路	12.9	4,939	3,704	75.0	4,090	82.8	3,704	75.0
2 首都高速湾岸線	11.7	1,943	1,844	94.9	1,918	98.7	1,845	95.0
3 国道 357 号	11.9							
4 横浜新道※ ¹	9.5	3,125	3,017	96.5	3,035	97.1	3,017	96.5
5 国道 1 号	37.0	26,235	23,067	87.9	24,315	92.7	23,189	88.4
6 国道 16 号	32.6	25,793	24,378	94.5	25,151	97.5	24,404	94.6
7 環状 2 号線	24.6	13,236	12,498	94.4	13,050	98.6	12,521	94.6
2018 年度評価 7 路線	140.2	75,271	68,508	91.0	71,559	95.1	68,680	91.2

※ 1 国道 16 号横浜新道を除きます。

※ 2 騒音に関する環境基準は「4 - 9 市内に適用される環境基準等の概要 (4)-ア」を参照してください。

エ 面的評価（近接空間）の結果（2018年度）

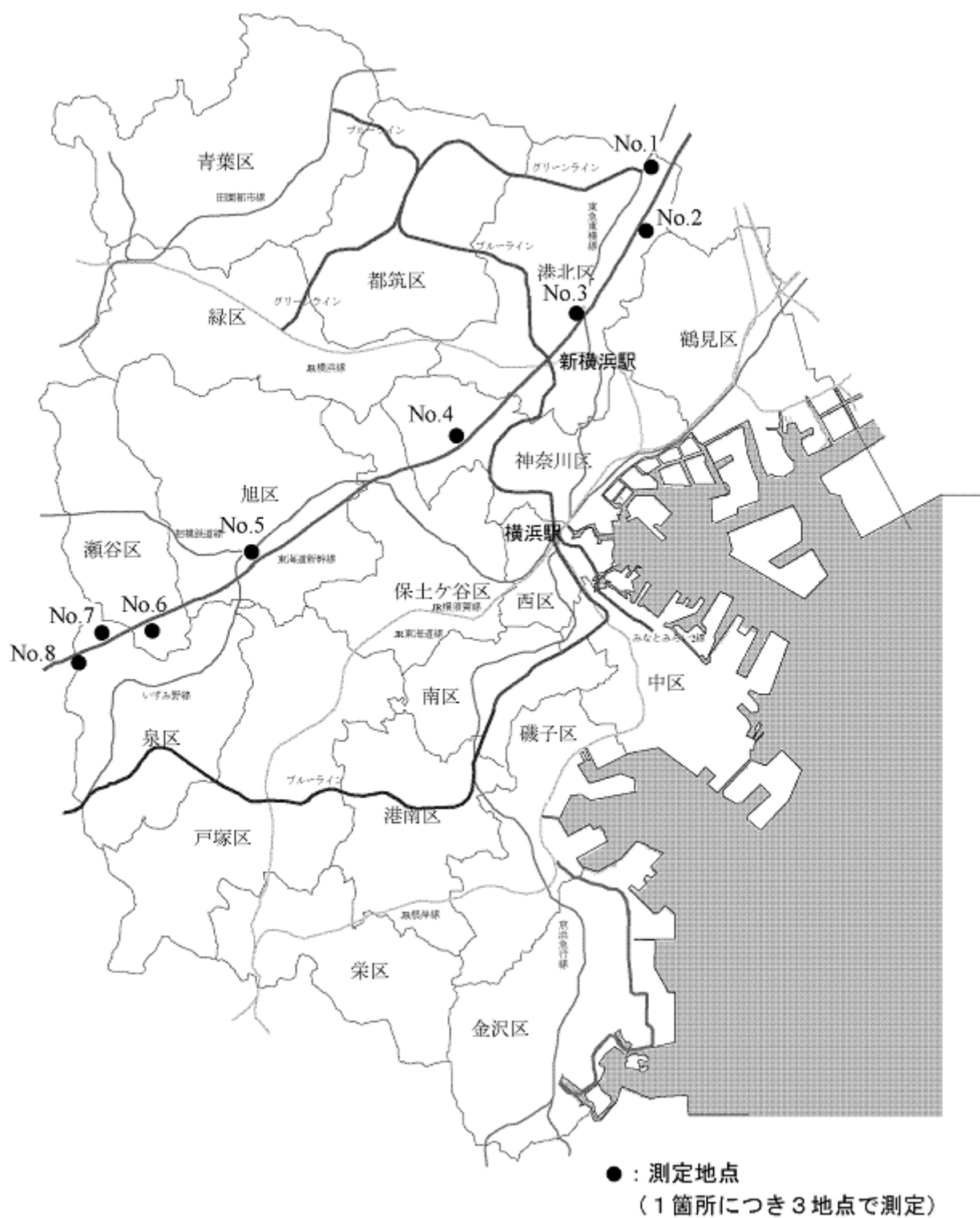
路線名	評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合※ ²		昼間 環境基準適合※ ²		夜間 環境基準適合※ ²	
			適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1 東名高速道路	12.9	1,005	681	67.8	747	74.3	681	67.8
2 首都高速湾岸線	11.7	418	387	92.6	399	95.5	387	92.6
3 国道 357 号	11.9							
4 横浜新道※ ¹	9.5	665	602	90.5	619	93.1	602	90.5
5 国道 1 号	37.0	11,877	9,321	78.5	10,328	87.0	9,321	78.5
6 国道 16 号	32.6	11,674	10,417	89.2	11,165	95.6	10,417	89.2
7 環状 2 号線	24.6	5,437	4,873	89.6	5,291	97.3	4,873	89.6
2018 年度評価 7 路線	140.2	31,076	26,281	84.6	28,549	91.9	26,281	84.6

※ 1 国道 16 号横浜新道を除きます。

※ 2 騒音に関する環境基準は「4 - 9 市内に適用される環境基準等の概要 (4)-ア」を参照してください。

(3) 新幹線鉄道の騒音・振動

ア 測定地点の位置図



イ 騒音の環境基準適合状況

軌道からの距離※	2018年度の調査結果					
	地域類型Ⅰ（住居系） （環境基準 70dB 以下）			地域類型Ⅱ（商工業系） （環境基準 75dB 以下）		
	適合数	不適合数	適合率(%)	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m 地点	2	5	29	1	0	100
25m 地点	5	2	71	1	0	100
50m 地点	6	1	86	1	0	100
合計	13	8	62	3	0	100

※ 各測定地点において、手前側の軌道中心から 12.5m、25m、50m の各地点で騒音測定を実施しています。

ウ 騒音レベルの測定結果

No.	測定地点	地域 類型	軌道からの 距離	年度別の測定結果 (dB) ※1				
				2014	2015	2016	2017	2018
1	港北区日吉四丁目	Ⅰ	12.5m	68	68	74	71	69
			25m	64	65	70	67	64
			50m	59	59	63	61	58
2	港北区綱島東五丁目	Ⅱ	12.5m	72	74	73	77	73
			25m	69	69	69	74	70
			50m	65	66	66	71	67
3	港北区大倉山三丁目	Ⅰ	12.5m	73	70	70	71	71
			25m	69	67	66	66	66
			50m	63	59	60	59	60
4	神奈川区三枚町	Ⅰ	12.5m	72	67	68	69	68
			25m	70	67	68	68	69
			50m	65	61	63	64	62
5	旭区二俣川二丁目	Ⅰ	12.5m	73	72	72	74	72
			25m	69	67	67	69	67
			50m	60	61	61	65	60
6	瀬谷区阿久和南四丁目	Ⅰ	12.5m	77	75	74	73	73
			25m	75	74	72	70	72
			50m	70	68	66	65	65
7	泉区和泉町	Ⅰ	12.5m	74	74	72	74	73
			25m	72	71	69	69	70
			50m	63	60	60	61	62
8	泉区上飯田町	Ⅰ	12.5m	75	75	75	77	75
			25m	72	75	73	74	73
			50m	71	73	71	72	71
全地点平均			12.5m	73	72	72	73	72
			25m	70	69	69	70	69
			50m	65	63	64	65	63

※1 環境基準は「地域類型Ⅰ 70dB 以下、地域類型Ⅱ 75dB 以下」です。

エ 振動の指針適合状況

軌道からの距離※1	2018年度の調査結果（指針値70dB以下※2）		
	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m 地点	7	1	87.5
25m 地点	8	0	100
50m 地点	8	0	100
合計	23	1	95.8

※1 各測定地点において、手前側の軌道中心から12.5m、25m、50mの各地点で振動測定を実施しています。

※2 新幹線鉄道の振動について、環境基準は設定されていません。

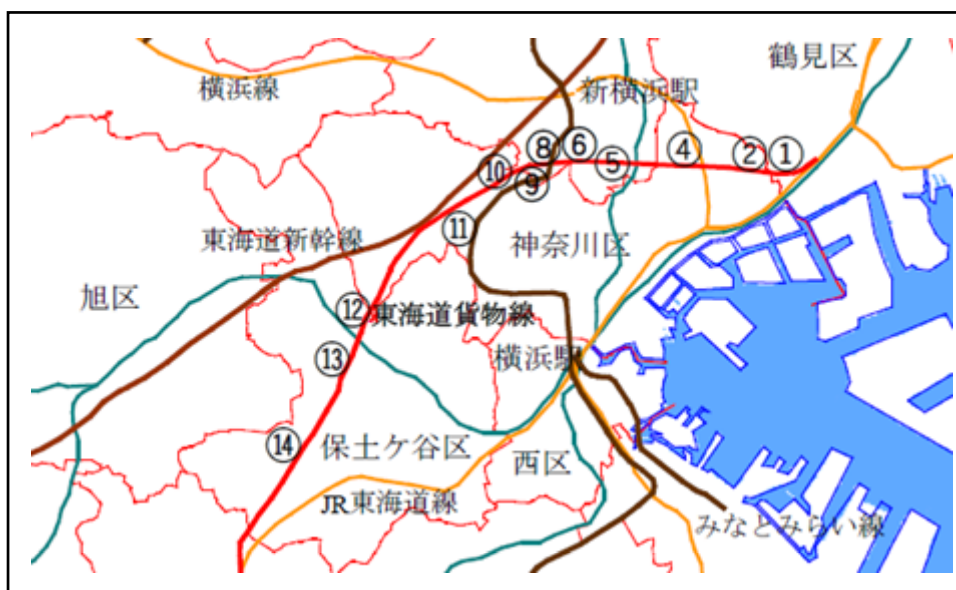
オ 振動レベルの測定結果

No.	測定地点	軌道からの距離	年度別の測定結果 (dB) ※1				
			2014	2015	2016	2017	2018
1	港北区日吉四丁目	12.5m	63	64	63	63	66
		25m	61	60	58	61	63
		50m	53	54	52	56	58
2	港北区綱島東五丁目	12.5m	62	63	61	63	64
		25m	63	64	62	64	66
		50m	59	61	58	60	62
3	港北区大倉山三丁目	12.5m	59	59	63	63	61
		25m	54	55	57	59	60
		50m	54	54	55	55	55
4	神奈川区三枚町	12.5m	51	49	52	52	50
		25m	41	40	40	41	38
		50m	39	39	38	41	38
5	旭区二俣川二丁目	12.5m	65	63	62	64	64
		25m	59	57	58	58	58
		50m	54	52	54	51	54
6	瀬谷区阿久和南四丁目	12.5m	66	66	65	65	65
		25m	64	63	63	64	65
		50m	59	56	55	56	55
7	泉区和泉町	12.5m	71	70	67	68	71
		25m	69	69	64	65	67
		50m	64	65	62	63	62
8	泉区上飯田町	12.5m	58	60	59	65	62
		25m	57	58	58	63	60
		50m	51	52	51	55	54
全地点平均	12.5m	62	62	62	63	63	
	25m	59	58	58	59	60	
	50m	54	54	53	55	55	

※1 指針値は「70dB以下」です。

(4) 東海道貨物線（新貨物線）の騒音・振動

ア 測定地点の位置図



※ 地図上の番号を付した箇所が測定地点で、それぞれの番号は測定地点番号を示しています。

イ 測定結果

項目等		2018年度の測定結果	
地区		岸谷地区	
地点番号		1	
測定期間		11月12日～11月26日	
用途地域		第2種中高層住居	
料程 (km) ※1		2.241	
構築構造		トンネル	
軌道構造		フローティングスラブ	
上下線中心線からの距離※2		右 15m	
就眠時※3	振動 (dB) ※4	X	30
		Y	28
		Z	36
	騒音 (dB) ※5	-	
覚醒時※3	振動 (dB) ※4	X	31
		Y	29
		Z	37
	騒音 (dB) ※5	-	

※1 料程は、鶴見駅を起点とした軌道延長距離を示します。

※2 鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が右側を「右」、左側を「左」と表示しています。

※3 就眠時は22～24時の時間帯、覚醒時は5～7時の時間帯です。

※4 水平振動のうち軌道に対して直角方向は「X」、平行方向は「Y」、上下振動は「Z」と表示しています。

※5 2018年度は騒音の測定を実施していません。

※6 在来線の騒音・振動について環境基準は設定されていません。旧国鉄と横浜市長との協定に基づき、目標値として、騒音55dB以下、振動は上下動(Z)59dB以下、水平動(X、Y)51dB以下が設定されています。

(5) 航空機騒音

ア 測定地点の位置図



※ ☆印の3箇所が測定地点です。

イ 測定結果

測定地点	所在地	年度別の測定結果 L_{den} (dB)				
		2014	2015	2016	2017	2018
長津田小学校	緑区長津田町	43.6	44.4	44.3	44.7	44.2
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目	47.8	47.8	47.6	48.1	48.3
東中田小学校	泉区中田東四丁目	45.2	46.1	46.3	49.2	47.8

※ 市内には航空機騒音に係る環境基準の地域指定はされていません。

(参考：仮に、住居系地域として地域指定された場合の基準値は L_{den} 値 57dB 以下です。)

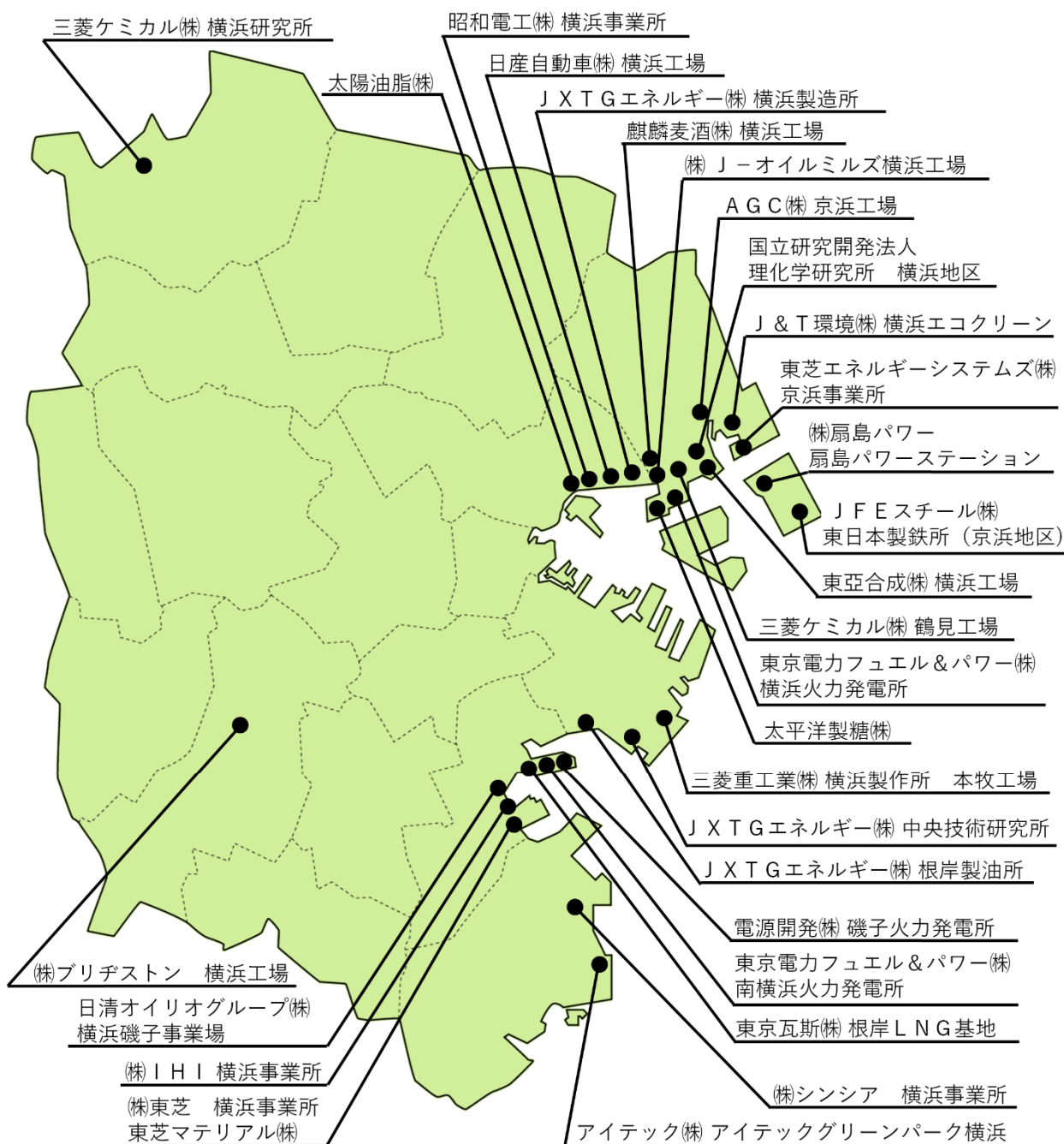
(6) 在来線の騒音・振動の測定結果

鉄道名	測定場所	鉄道構造	2018年度の定点測定結果	
			騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
東急東横線	港北区大倉山三丁目	盛土	59	55
東急田園都市線	青葉区荏田北	盛土	64	50
京浜急行線	神奈川区新町	盛土	62	52

※ 在来線の騒音・振動について、環境基準は設定されていません。

4-5 各種協定

(1) 環境保全協定締結事業所の位置図



※ この図は 2019 年 3 月 31 日時点の状況です。

(2) 環境保全協定の締結状況（2018年度末時点）

事業所名※1	締結/再締結※1		主な協定内容※1	旧公害防止協定※2
	年月日	根拠		
電源開発株式会社 磯子火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙排出濃度及び排出量の低減 ・市民開放施設（緑化、ビオトープを含む）の整備 ・温暖化対策の推進（省エネルギー対策、風力発電施設の設置） ・未規制物質への対応 ・廃棄物の資源化推進 	1964.12 (締結)
J X T G エネルギー 株式会社 根岸製油所	2002.3.8 (締結)	既設工場 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・タンクローリーの低公害化等交通環境対策 ・悪臭、炭化水素類の排出防止対策 ・タンカー事故防止等の安全対策 ・白煙影響への適切な対応 	1965.1 (締結)
東京瓦斯株式会社 根岸LNG基地	2004.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物の一層の低減 ・窒素酸化物排出量及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・LNG船等の船舶ばい煙対策 ・新エネルギーの導入とLNGの冷熱利用の推進 	1965.5 (締結)
東京電力フュエル＆パワー 株式会社 横浜火力発電所	2005.2.25 (締結) 2019.3.27 (再締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・PCBの的確な処理 ・化学物質の自主管理 ・環境学習のための発電所見学会の実施 ・再生可能エネルギー利用施設の設置 	1965.8 (締結)
三菱ケミカル株式会社 横浜研究所	2003.12.25 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・排水処理水の可能な限り再利用 ・ドラフトチャンパー排ガス等の適切な処理 ・化学物質対策 ・自然林の保全 ・高圧ガス、危険物等に対する災害・安全対策 	1967.7 (締結)
東京電力フュエル＆パワー 株式会社 南横浜火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・温排水による海生生物への影響配慮 ・PCBの的確な処理 ・新エネルギー利用施設の設置 	1967.7 (締結)
J X T G エネルギー 株式会社 中央技術研究所	2004.2.27 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・汚濁負荷量の排出総量協議 ・実験プラント排ガス等の最適処理 ・新エネルギー技術開発及びその導入 ・試験、研究施設に係る環境負荷の低減 	1969.7 (締結)
J F E スチール株式会社 東日本製鉄所 (京浜地区)	2008.3.31 (締結)	既設工場 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸化物、窒素酸化物排出量の低減 ・排水濃度の低減 ・エコドライブの実施等の交通環境対策 	1970.12 (締結)

J X T G エネルギー 株式会社 横浜製造所	2002.1.23 (締結) 2016.3.11 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・悪臭及び炭化水素類の排出防止対策 ・化学物質の自主管理及び最適排出防止技術の導入 ・白煙の影響監視及び適切な対策 ・油流出事故防止対策 	1971.10 (締結)
A G C 株式会社 京浜工場	2004.10.29 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙排出量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・大気汚染物質の一層の低減 ・土壌、地下水汚染の未然防止対策 ・PCB 処理の事前協議 ・温室効果ガス削減対策の推進 	1972.5 (締結)
株式会社 J-オイルミルズ 横浜工場	2006.3.10 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率向上、近場生産等による物流に係る環境負荷の低減 ・温室効果ガスの削減と省エネルギー対策 	1972.11 (締結)
日産自動車株式会社 横浜工場	2005.3.29 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・塗装作業等における VOC 排出抑制対策 ・試験、研究施設に係る環境負荷の低減対策 ・省エネルギー対策の推進 	1973.3 (締結)
三菱ケミカル株式会社 鶴見工場	2004.9.28 (締結) 2016.3.17 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・汚濁負荷量の総合的協議 ・雨水の監視及び対策 ・船舶ばい煙対策 ・化学物質の合理的使用及び排出抑制等 ・省エネルギー対策の推進 	1974.1 (締結)
東亜合成株式会社 横浜工場	2004.9.14 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・汚濁負荷量の総合的協議 ・化学物質の合理的使用及び排出抑制対策等 ・特定有害物質による地下水、土壌汚染の未然防止 ・温室効果ガスの削減と省エネルギー対策 	1974.5 (締結)
麒麟麦酒株式会社 横浜工場	2005.2.10 (締結) 2018.3.1 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・物流に係る環境負荷の低減 ・臭気対策 ・廃棄物の資源化の推進 ・風力、太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置 ・ビオトープ、緑地の適切な維持管理 ・環境学習のための工場見学会の実施 	—
株式会社 I H I 横浜事業所	2005.3.24 (締結) 2015.3.23 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・実験施設からの排ガス規定及び環境負荷の一層の低減 ・VOC 排出抑制対策 ・新エネルギー利用施設の設置検討 ・環境に関する地域貢献 ・廃棄物対策 	—
昭和電工株式会社 横浜事業所	2005.3.24 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・船舶ばい煙対策の推進 ・産業廃棄物の資源化及び適正処理技術等の研究開発推進 ・関連企業の指導 	—

株式会社東芝 横浜事業所 東芝マテリアル株式会社	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 排水処理施設の適正管理による汚濁負荷量の低減 雨水の監視及び対策 緑地、ビオトープ（ラグーン）の適切な維持管理 環境学習のための積極的な見学会の実施 新エネルギー利用施設の設置 	—
東芝エネルギーシステムズ 株式会社 京浜事業所	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 物流に係る環境負荷の低減 新エネルギー利用施設の設置 省エネルギー対策の推進 	—
三菱重工業株式会社 横浜製作所 本牧工場	2006.3.31 (締結) 2018.10.31 (再締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 物流に係る環境負荷の低減 再生可能エネルギー利用施設の設置 	—
日清オイリオグループ 株式会社 横浜磯子事業場	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 臭気対策 化学物質対策 市民参加イベントの開催、環境施設の見学会の実施 	—
太平洋製糖株式会社	2007.3.20 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 電動式フォークリフトの採用による排ガス対策 共同配送システムの採用など物流に係る環境負荷の低減 	—
株式会社ブリヂストン 横浜工場	2007.3.30 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 臭気対策 化学物質対策 太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置 	—
株式会社シンシア 横浜事業所	2007.6.15 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量の総合的協議 搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 粉じん対策 廃棄物対策 太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 緑地の適切な維持管理 	—
株式会社扇島パワー 扇島パワーステーション	2007.8.7 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 温排水による海生生物への影響配慮 新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 緑地の適切な維持管理 地域の環境保全施策への貢献、環境教育への支援 	—
J & T環境株式会社 横浜エコクリーン	2010.3.12 (締結)	市条例 第150条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 粉じん対策 産業廃棄物対策 太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 緑地の適切な維持管理 	—

太陽油脂株式会社	2010.3.29 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 ・臭気対策 ・太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置 	—
国立研究開発法人 理化学研究所 横浜地区	2011.11.15 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動のあり方 ・臭気対策 ・化学物質対策 	—
アイテック株式会社 アイテックグリーンパーク横浜	2017.3.3 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 ・粉じん対策 ・廃棄物対策 ・新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 ・緑地の適切な維持管理 ・地域の環境保全施策への貢献 	—

※1 環境保全協定の締結状況は、生活環境保全条例（市条例）第 150 条第 2 項の規定に基づき公表しています。

※2 環境保全協定の前身である公害防止協定を締結していた事業所について、その締結年月を掲載しています。

(3) 農薬の使用に係る環境保全協定

協定の名称	農薬の使用に係る環境保全協定
締結年月日	2003 年 9 月 1 日
締結先 (ゴルフ場の名称)	磯子カントリークラブ（磯子区）
	鎌倉カントリークラブ（栄区／鎌倉市）
	戸塚カントリー倶楽部（旭区）
	程ヶ谷カントリー倶楽部（旭区）
	横浜カントリークラブ（保土ヶ谷区）
協定の概要	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農薬の散布における留意事項 (2) 低毒性農薬への転換及び使用量の低減 (3) 農薬使用予定計画書の提出及び使用実績の報告 (4) コースからの排水等の濃度の管理目標値等 (5) 横浜市による立入調査への協力等

(4) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

協定の名称	災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定
締結年月日	1999年8月31日（9月1日発効）
締結先団体の名称	一般社団法人神奈川県環境計量協議会 横浜市環境技術協議会
協定の概要	(1) 災害時の漏えい等により発生する有害化学物質の調査への協力 (2) 調査内容 ・ 発災現場や周辺の環境情報の収集 ・ 試料採取 ・ 有害化学物質等の測定、分析等 (3) 協力体制及び情報受伝達体制の整備

(5) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定

協定の名称	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定
締結年月日	2019年1月17日
締結先団体の名称	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
協定の概要	(1) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協力 (2) 業務内容 ・ 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所等の調査 ・ 建材中のアスベスト含有の有無の調査 ・ 被災建築物からのアスベスト飛散防止に必要な支援 (3) 平常時の協力 ・ 被災建築物からのアスベスト飛散による被害を未然に防止するための準備

4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故

(1) 生活環境に関する苦情相談件数

苦情相談の種類		年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
苦情件数※1	大気汚染	312	310	293	368	369
	悪臭	294	344	280	339	335
	騒音	473	402	346	381	463
	振動	160	142	127	116	161
	水質汚濁	96	86	119	75	84
	土壌汚染	1	3	4	1	2
	地盤沈下	1	2	0	0	2
	その他	1	6	5	6	5
	小計 (①)	1,338	1,295	1,174	1,286	1,421
相談件数※2 (②)		1,067	1,241	1,324	1,270	1,104
合計 (①+②)		2,405	2,536	2,498	2,556	2,525

※1 「苦情件数」は、公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。

※2 「相談件数」は、苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

(2) 発生源別の苦情件数

ア 大気汚染

苦情の種類			年度別件数				
			2014	2015	2016	2017	2018
固定発生源	ばい煙	屋外燃焼行為	194	213	167	215	204
		焼却炉	0	0	2	0	1
		公衆浴場	8	4	6	2	1
		ボイラー・加熱炉	5	8	13	14	11
		飲食店	3	1	1	1	0
		その他	6	7	0	8	5
		小計 (①)	216	233	189	240	222
	粉じん	塗装ミスト	5	3	2	0	2
		製造作業	3	3	2	2	3
		資材・土石置場	2	5	11	6	8
		土木・建築作業	66	48	75	98	96
		その他	13	10	5	12	22
		小計 (②)	89	69	95	118	131
	その他 (③)		0	0	0	0	0
移動発生源	自動車	7	8	9	10	11	
	その他	0	0	0	0	5	
	小計 (④)	7	8	9	10	16	
合計 (①+②+③+④)			312	310	293	368	369

イ 悪臭

苦情の種類	年度別件数				
	2014	2015	2016	2017	2018
燃焼(ゴミ焼却、ボイラー等)	215	223	185	232	221
畜産・農地	0	6	5	2	7
塗装・塗装焼付	19	12	11	6	8
下水・排水処理	1	7	8	6	9
印刷・クリーニング	0	1	3	4	3
食品製造・飲食店	17	20	22	23	17
金属加工	1	2	3	1	4
表面処理	1	1	0	3	1
合成樹脂	1	3	1	0	0
ゴミ処分地	0	0	2	1	1
土木作業現場	7	5	2	9	7
その他	17	34	21	21	23
不明	15	30	17	28	34
合計	294	344	280	336	335

ウ 騒音

苦情の種類		年度別件数					
		2014	2015	2016	2017	2018	
固定発生源	工場 (①)	11	21	14	16	16	
	事業場	音響機器	30	24	20	17	19
		人声	8	8	8	14	16
		深夜営業	15	15	11	10	13
		設備機器等	46	30	30	28	48
		拡声機	12	11	4	15	7
		資材・残土	63	45	38	30	33
		その他	38	32	23	39	48
		小計 (②)	212	165	134	153	184
	建設作業 (③)	156	145	134	153	203	
生活騒音 (④)	2	8	2	4	0		
その他 (⑤)	3	7	6	15	16		
移動発生源	交通	道路	9	4	5	7	7
		鉄道	10	4	1	1	0
		航空機	65	47	47	31	36
		その他	5	1	3	1	1
		小計 (⑥)	89	56	56	40	44
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)		473	402	346	381	463	

エ 振動

苦情の種類		年度別件数					
		2014	2015	2016	2017	2018	
固定発生源	工場 (①)		2	2	2	1	2
	事業場	設備機器等	2	5	1	0	0
		資材・残土	21	10	13	6	7
		その他	4	3	3	0	7
		小計 (②)	27	18	17	6	14
	建設作業 (③)		86	93	86	78	110
	生活振動 (④)		0	0	0	1	0
その他 (⑤)		0	0	1	0	2	
移動発生源	交通	道路	36	26	20	28	33
		鉄道	9	3	1	2	0
		小計 (⑥)	45	29	21	30	33
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)		160	142	127	116	161	

(3) 水質事故

ア 水質汚濁の状況（発生源別）

発生源	年度別件数				
	2014	2015	2016	2017	2018
製造業	8	5	9	3	3
建設業	8	7	11	7	10
サービス・卸売業	6	6	5	2	1
その他	12	11	13	12	4
不明	62	57	81	51	66
合計	96	86	119	75	84

イ 水質汚濁の水系・原因別受理件数

水域		原因別の受理件数（2018年度）※1						合計	
		魚浮上死		油浮遊		着色・汚濁など			
河川・水路	鶴見川	0	(0)	5	(0)	15	(3)	20	(3)
	入江川	1	(0)	4	(0)	0	(0)	5	(0)
	帷子川	0	(0)	4	(0)	5	(3)	9	(3)
	大岡川	0	(0)	1	(0)	6	(3)	7	(3)
	宮川	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)
	侍従川	0	(0)	0	(0)	1	(0)	1	(0)
	境川	0	(0)	1	(0)	5	(3)	6	(3)
	柏尾川	4	(1)	5	(0)	19	(1)	28	(2)
海域	扇島沖	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
	横浜港	0	(0)	1	(0)	2	(1)	3	(1)
	本牧根岸沖	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)
	平潟湾	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他水域	0	(0)	2	(2)	1	(1)	3	(3)
上記水域外※2		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計		5	(1)	25	(2)	54	(15)	84	(18)

※1 括弧内の数値は、原因別の受理件数のうち、その発生原因が判明した件数です。

※2 河川・海域以外の湧き水や側溝等で生じた事故を集計したものです。

ウ 魚浮上事故の被害魚種と原因

2018年度の 発生年月日	事故発生地点		被害魚種	原因
2018.4.26	平戸永谷川	港南区下永谷六丁目	コイ	原因不明
2018.5.5	平戸永谷川	港南区上永谷五丁目	コイ	原因不明
2018.5.15	平戸永谷川	港南区下永谷二丁目	コイ	原因不明
2018.6.12	大面川	栄区田谷町	コイ、どじょう	アルカリ排水
2018.7.2	入江川	鶴見区東寺尾一丁目	コイ	原因不明

4-7 環境法令に基づく届出等の件数

(1) 大気汚染防止法

届出の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
ばい煙発生施設	設置届出書（第6条）	65	34	38	45	61
	使用届出書（第7条）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第8条）	13	3	9	8	11
	氏名等変更届出書（第11条）	102	97	81	115	95
	使用廃止届出書（第11条）	65	53	64	51	45
	承継届出書（第12条）	21	11	23	22	20
揮発性有機化合物 排出施設	設置届出書（第17条の5）	0	0	0	0	1
	使用届出書（第17条の6）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第17条の7）	0	1	0	0	0
	氏名等変更届出書（第17条の13）	1	1	4	0	4
	使用廃止届出書（第17条の13）	0	0	0	1	0
	承継届出書（第17条の13）	0	0	0	1	1
一般粉じん発生施設	設置届出書（第18条）	3	8	10	12	12
	使用届出書（第18条の2）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第18条）	1	3	0	3	4
	氏名等変更届出書（第18条の13）	7	11	17	11	11
	使用廃止届出書（第18条の13）	7	7	7	8	10
	承継届出書（第18条の13）	1	0	2	0	0
特定粉じん排出等 作業	実施届出書（第18条の15）	193	209	211	264	251
水銀排出施設※	設置届出書（第18条の23）	-	-	-	-	0
	使用届出書（第18条の24）	-	-	-	-	14
	変更届出書（第18条の25）	-	-	-	-	2
	氏名等変更届出書（第18条の31）	-	-	-	-	2
	使用廃止届出書（第18条の31）	-	-	-	-	0
	承継届出書（第18条の31）	-	-	-	-	0
合計		479	438	466	541	544

※ 水銀排出施設に係る届出は、大気汚染防止法の改正施行に伴い、2018年度から追加されました。

(2) 水質汚濁防止法

届出の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定施設 (①)	設置届出書 (第 5 条)	106	86	109	95	106
	使用届出書 (第 6 条)	0	0	0	1	8
有害物質使用特定施設・ 有害物質貯蔵指定施設 (②)	設置届出書 (第 5 条第 3 項)	15	16	16	15	12
	使用届出書 (附則第 3 条)	22	12	12	3	2
①・② 共通	変更届出書 (第 7 条)	104	116	103	83	76
	氏名等変更届出書 (第 10 条)	95	119	100	135	121
	使用廃止届出書 (第 10 条)	105	92	100	109	118
	承継届出書 (第 11 条)	26	12	19	22	16
	汚濁負荷量測定手法届出書 (第 14 条第 3 項)	8	3	6	8	7
合計		481	456	465	471	466

(3) 土壌汚染対策法（届出等）

届出等の種類	年度別受付件数				
	2014	2015	2016	2017	2018
土壌汚染状況調査結果報告書（第3条第1項）	7	8	11	16	13
土壌汚染状況調査結果報告書（第4条第2項）	12	11	13	16	9
特定有害物質の種類のお知らせ申請書（規則第3条第4項）	0	1	0	1	0
土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（第3条第1項）	50	50	49	50	62
承継届出書（規則第16条第4項）	4	5	4	10	5
土地利用方法変更届出書（第3条第5項）	0	2	6	6	6
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（第4条第1項）	81	84	82	100	85
帯水層の深さに係る確認申請書（規則第44条第1項）	0	0	0	0	0
指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則第45条第1項）	0	0	0	0	0
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則第46条第1項）	0	0	0	0	0
形質変更時届出区域内における土地の形質の変更届出書（第12条第1項）	28	24	27	48	49
指定の申請書（第14条第1項）	7	15	13	9	9
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（第16条第1項）	0	1	1	0	2
汚染土壌の区域外搬出届出書（第16条第1項）	12	15	14	27	26
汚染土壌の区域外搬出変更届出書（第16条第2項）	2	1	3	3	10
非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書（第16条第3項）	0	0	0	0	0
搬出汚染土壌の 運搬／処理 状況確認届出書（第20条第6項）	0	0	0	0	0
要措置区域における汚染の除去等の措置完了報告書（第20条第6項）	3	5	1	3	2
形質変更時届出区域内における土地の形質の変更完了報告書（第20条第6項）	33	35	26	37	53
土壌汚染状況調査結果報告期限延長申請書（規則第1条第1項）	2	3	2	2	2
その他の届出書（規則第1条第1項）	14	40	53	75	48
合計	255	300	305	403	381

(4) 土壌汚染対策法（許可等）

届出等の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
汚染土壌処理業	許可申請書（第 22 条第 2 項）	2	1	1	0	1
	変更許可申請書（第 23 条第 1 項）	0	0	1	0	0
	変更届出書（第 23 条第 3 項）	3	3	6	10	7
	休止/廃止/再開届出書（第 23 条第 4 項）	0	0	0	0	0
	廃止措置実施報告書（第 27 条第 1 項）	0	0	0	0	0
	譲渡及び譲受承認申請書（第 27 条の 2）※	－	－	－	－	0
	合併・分割承認申請書（第 27 条の 3）※	－	－	－	－	0
	相続承認申請書（第 27 条の 4）※	－	－	－	－	0
許可証の再交付申請書（省令第 17 条第 2 項）	0	1	0	0	2	
合計	5	5	8	10	10	

※ 土壌汚染対策法の改正施行に伴い、2018 年度から追加された申請書です。

(5) 騒音規制法

届出の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定施設	設置届出書（第 6 条）	57	48	46	43	56
	使用届出書（第 7 条）	0	0	0	0	0
	種類ごとの数変更届出書（第 8 条）	59	61	48	54	69
	騒音の防止の方法変更届出書（第 8 条）	4	0	3	12	11
	氏名等変更届出書（第 10 条）	173	216	166	203	151
	使用全廃届出書（第 10 条）	28	31	29	32	25
	承継届出書（第 11 条）	35	24	44	23	31
特定建設作業	実施届出書（第 14 条）	1,535	1,636	1,728	1,701	1,844
合計	1,891	2,016	2,064	2,068	2,187	

(6) 振動規制法

届出の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定施設	設置届出書（第 6 条）	48	39	32	30	30
	使用届出書（第 7 条）	0	0	0	0	0
	種類及び能力ごとの数変更届出書（第 8 条）	56	60	46	44	60
	使用の方法変更届出書（第 8 条）	1	1	0	2	1
	振動の防止の方法変更届出書（第 8 条）	4	0	3	1	5
	氏名等変更届出書（第 10 条）	71	92	83	114	75
	使用全廃届出書（第 10 条）	19	23	15	22	20
	承継届出書（第 11 条）	12	8	5	6	9
特定建設作業	実施届出書（第 14 条）	747	810	910	899	966
合計	958	1,033	1,094	1,118	1,166	

(7) ダイオキシン類対策特別措置法

届出の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定施設	設置届出書（第 12 条）	0	1	0	5	1
	使用届出書（第 13 条）	0	0	1	0	0
	変更届出書（第 14 条）	0	0	2	2	3
	氏名等変更届出書（第 18 条）	5	5	2	4	6
	使用廃止届出書（第 18 条）	3	3	2	3	11
	承継届出書（第 19 条）	2	0	0	0	1
合計		10	9	7	14	22

(8) 下水道法・横浜市下水道条例

届出等の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
特定施設 (①)	設置届出書（法第 12 条の 3 第 1 項）	111	98	109	106	112
	使用届出書（法第 12 条の 3 第 2 項、第 3 項）	2	1	1	3	2
	構造等変更届出書（法第 12 条の 4）	102	97	93	74	91
	使用廃止届出書（法第 12 条の 7）	137	120	110	110	135
	工事完了届出書（要綱第 5 条）	206	170	148	173	160
除害施設 (②)	新設等届出書（条例第 7 条第 1 項）	33	32	33	40	33
	使用廃止届出書（条例規則第 11 条第 2 項）	15	19	24	26	20
	工事完了届出書（条例第 7 条第 2 項）	26	27	31	29	29
①・②共通	氏名変更等届出書（法第 12 条の 7）	147	185	166	267	160
	氏名等変更届出書（条例規則第 11 条第 2 項）					
	承継届出書（法第 12 条の 8 第 3 項）	47	21	28	27	25
	承継届出書（条例規則第 11 条第 3 項）					
除害施設等 管理責任者	選任届出書（条例第 9 条第 2 項）	145	146	134	159	134
	承認申請書（条例規則第 15 条第 2 項）	44	32	41	55	34
	解任届出書（条例規則第 15 条第 5 項）	147	141	128	166	127
	資格認定講習修了証再交付願 （要綱第 15 条第 6 項）	1	3	2	5	3
公共下水道	使用開始（変更）届（法第 11 条の 2 第 1 項）	149	135	122	151	189
	使用開始届（法第 11 条の 2 第 2 項）					
	使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡※ （要綱第 6 条）	-	-	-	16	13
合計		1,312	1,227	1,170	1,407	1,267

※ 要綱改正に伴い、2017 年度から追加された様式です。

(9) 工業用水法

届出等の種類		年度別受付件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
井戸	使用許可申請書（第3条）	0	0	0	0	0
	使用届出書（第6条）	0	0	0	0	0
	変更許可申請書（第7条）	0	0	0	0	0
	氏名等変更届出書（第9条）	0	0	0	0	0
	許可承継届出書（第10条）	0	0	0	0	0
	許可井戸廃止届出書（第11条）	0	0	0	0	0
	変更報告書（第24条）	0	0	0	0	0
	使用状況報告書（第24条）	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	

(10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

届出等の種類		年度別受付件数					
		2014	2015	2016	2017	2018	
公害防止統括者（第3条、第6条）	選任等※	57	57	43	51	55	
	代理者の選任等※	45	49	51	42	38	
公害防止主任管理者（第5条、第6条）	選任等※	6	3	2	2	2	
	代理者の選任等※	2	3	2	2	2	
公害防止管理者 （第4条、第6条）	大気関係	選任等※	21	27	29	23	24
		代理者の選任等※	29	43	28	23	28
	水質関係	選任等※	16	29	24	11	12
		代理者の選任等※	30	19	20	12	8
	騒音関係	選任等※	0	9	3	4	5
		代理者の選任等※	0	5	2	3	4
	特定粉じん関係	選任等※	0	0	0	0	0
		代理者の選任等※	0	0	0	0	0
	一般粉じん関係	選任等※	8	10	4	12	9
		代理者の選任等※	10	22	7	6	19
	振動関係	選任等※	0	10	4	4	6
		代理者の選任等※	2	8	4	7	4
	ダイオキシン類 関係	選任等※	0	0	2	0	0
		代理者の選任等※	0	2	2	0	0
	承継届出書（第6条の2）		0	0	5	4	2
	合計		226	296	232	206	218

※ 公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者に係る届出事由は「選任、死亡・解任」です。

(11) 化学物質排出把握管理促進法

届出等の種類	年度別受理件数 ^{※1}				
	2014	2015	2016	2017	2018
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（第5条）	407	420	433	381	373
電子情報処理組織使用届出書（規則第12条）	7	8	5	4	5
電子情報処理組織変更（廃止）届出書（規則第12条）	41	39	44	41	48
変更届出書 ^{※2}	15	6	53	34	35
過年度新規届出書 ^{※2}	16	21	45	7	1
取下げ願い ^{※2}	5	0	0	0	1
合計	491	494	580	467	463

※1 各年度内に届出され、受理した件数を集計しています。（把握対象年度ごとに有効な届出を集計した結果ではありません。）

※2 PRTR 制度の運用に基づく届出等です。

※3 法律の正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」です。

(12) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）

届出等の種類	年度別受付件数					
	2014	2015	2016	2017	2018	
指定事業所	設置許可申請書（第3条）	87	54	44	48	33
	事業開始等届出書（第7条）	81	49	49	38	30
	変更許可申請書（第8条第1項）	178	163	182	167	189
	変更完了届出書（第8条第2項）	163	153	141	171	163
	変更計画中止届出書（第8条第3項）	2	2	3	0	2
	変更計画届出書（旧規定 ^{※1} ）	0	—	—	—	—
	変更届出書（第10条）	266	301	271	321	280
	地位承継届出書（第11条）	34	30	38	36	34
	廃止等届出書（第12条）	56	66	52	65	66
	現況届出書（第15条）	0	0	0	0	0
	環境配慮書（旧規定 ^{※1} ）	—	—	—	—	—
環境管理事業所	認定申請書（第18条）	8	10	13	7	15
	変更届出書（第21条）	24	37	27	39	31
騒音・振動	騒音測定結果報告書（第33条）	36	25	23	25	37
	振動測定結果報告書（第33条）	18	10	17	16	25
夜間営業	開始届出書（第55条第1項）	5	1	2	2	0
	変更計画届出書（第55条第2項）	1	0	1	3	0
	変更届出書（第55条第3項）	6	2	2	5	2
	廃止等届出書（第55条第4項）	1	2	0	2	0
	地位承継届出書（第56条）	1	2	0	0	0
	既設届出書（附則第9項）	0	0	0	0	0

地下水汚染	地下水汚染原因調査報告書（第 61 条の 2）	0	0	0	1	1
	地下水浄化措置結果報告書（第 61 条の 3）	15	14	13	11	13
土壌汚染	特定有害物質使用等事業所廃止届出書（第 64 条の 2）	29	24	30	33	40
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（第 64 条の 2）	13	11	16	19	19
	条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認申請書（第 64 条の 2）	0	2	1	1	3
	承継届出書（第 64 条の 2）	0	0	0	0	0
	土地利用方法変更届出書（第 64 条の 2）	0	0	0	0	0
	条例土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書（規則第 59 条の 2）	1	0	0	3	8
	土地の形質の変更届出書（第 65 条）	38	46	42	50	54
	条例第 65 条に基づく条例土壌汚染状況調査結果報告書（第 65 条）	20	18	17	26	31
	帯水層の深さに係る確認申請書（規則第 59 条の 25）	0	0	0	0	0
	条例指示措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則第 59 条の 26）	0	0	0	0	0
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則第 59 条の 27）	0	0	0	0	0
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（第 67 条の 2）	5	4	2	1	9
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 完了/中間 報告書（第 67 条の 2）	3	4	4	2	11
	土壌汚染による地下水への影響調査報告書（第 68 条の 2）	14	8	4	23	26
	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（第 69 条）	0	0	0	0	0
	条例汚染土壌の区域外搬出届出書（第 69 条）	2	4	2	2	7
	条例汚染土壌の区域外搬出変更届出書（第 69 条）	0	0	0	0	1
	非常災害時における条例汚染土壌の区域外搬出届出書（第 69 条）	0	0	0	0	0
	搬出条例汚染土壌の 運搬/処理 状況確認届出書（第 69 条の 5）	0	0	0	0	0
	条例土壌汚染状況調査結果報告書（追完・詳細）	2	1	0	0	1
条例要措置区域における汚染の除去等の措置 完了/中間 報告書	0	0	0	0	0	
その他の届出書（土壌汚染対策）	1	9	22	38	43	

土壌汚染 (ダイオキシン類管理対象地に 係るもの)	ダイオキシン類管理対象事業所廃止届出書 (第 70 条の 2)	1	1	1	2	1
	土壌汚染状況調査結果報告書 (第 70 条の 2)	1	0	3	1	2
	土地の形質の変更届出書 (第 70 条の 3)	8	8	9	21	24
	土地形質変更土壌汚染状況調査結果報告書 (第 70 条の 3)	2	2	4	9	13
	公害防止措置完了報告書 (第 70 条の 3)	0	0	0	0	0
	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 (第 70 条の 3)	0	0	0	0	0
	地下水への影響調査報告書 (第 70 条の 5)	0	0	0	0	0
地下水採取	許可申請書 (第 72 条)	4	2	2	2	3
	開始届出書 (第 74 条)	1	5	1	5	2
	変更許可申請書 (第 75 条第 1 項)	9	4	2	7	3
	変更完了届出書 (第 75 条第 2 項)	3	4	0	2	3
	変更計画中止届出書 (第 75 条第 3 項)	0	0	0	0	0
	変更届出書 (第 76 条)	15	8	10	14	17
	地位承継届出書 (第 77 条)	1	2	2	3	1
	廃止届出書 (第 78 条)	4	5	5	7	2
地下水採取量及び水位測定結果報告書 (第 81 条)	211	210	243	237	242	
特定小規模施設	設置届出書 (第 86 条第 1 項)	96	121	155	191	210
	承継届出書 (第 86 条第 2 項)	2	7	3	89	6
	変更届出書 (第 87 条)	44	60	56	55	546
	廃止届出書 (第 88 条)	34	54	43	7	47
	既設届出書 (附則第 17 項)	0	0	0	0	1
石綿排出作業	開始届出書 (第 92 条)	13	22	24	14	19
	完了届出書 (第 94 条)	10	225	232	269	271
焼却施設解体工事	開始届出書 (第 99 条)	6	6	5	5	1
	完了届出書 (第 100 条)	5	5	4	5	4
工事排水	工事排水届出書 (第 105 条)	7	6	9	3	7
	変更届出書 (第 106 条)	4	3	6	4	1
	完了届出書 (第 107 条)	11	4	4	9	3
屋外作業	開始届出書 (第 111 条)	1	0	3	2	0
	変更届出書 (第 112 条)	0	0	7	0	1
	中止届出書 (第 113 条)	0	0	2	0	1
	使用届出書 (附則第 23 項)	0	0	0	0	0
掘削作業	開始届出書 (第 117 条)	14	26	30	16	20
	変更届出書 (第 118 条)	6	5	14	29	17
	完了届出書 (第 120 条)	8	6	12	130	16

小規模揚水施設	設置届出書（第 124 条第 1 項）	15	8	12	7	5
	承継届出書（第 124 条第 2 項）	0	0	0	1	0
	変更届出書（第 126 条）	12	7	7	14	7
	廃止届出書（第 127 条）	3	1	1	7	2
土壌汚染 （土壌汚染有 害物質使用地 に係るもの） （旧規定※1）	土壌汚染有害物質使用事業所廃止等報告書	0	0	0	0	0
	土壌調査計画書	1	0	0	0	0
	土壌調査報告書	1	0	0	0	0
	土壌汚染対策計画書	1	1	3	2	1
	土壌汚染対策完了報告書	7	4	2	2	5
	土地形質変更届出書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壌調査計画書	1	0	0	0	0
	土地形質変更土壌調査報告書	1	0	0	0	0
	土地形質変更土壌汚染対策計画書	5	3	3	1	3
	土地形質変更土壌汚染対策完了報告書	2	8	5	6	3
	周知計画届出書	0	0	0	0	0
	周知完了届出書	0	0	0	0	0
適正処分・その他の届出書	5	4	2	1	3	
合計		1,685	1,889	1,944	2,334	2,687

※1 表中「旧規定」と記載されているものは、現在の生活環境保全条例では削除されているものです。

(13) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）

措置内容等の種類		年度別件数				
		2014	2015	2016	2017	2018
指定事業所	設置の許可（第 3 条第 1 項）	85	55	45	48	33
	変更の許可（第 8 条第 1 項）	179	160	177	167	189
環境管理事業所	認定（第 18 条第 1 項）	8	10	10	10	15
地下水採取	許可（第 72 条第 1 項）	1	2	2	2	3
	変更の許可（第 75 条第 1 項）	2	8	2	7	3
合計		275	235	236	234	243

4 - 8 低公害車の普及促進

(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数

次世代自動車の種別	年度末時点の登録台数		
	2016	2017	2018
電気自動車（EV）	2,999	3,373	3,792
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	1,791	2,600	2,842
燃料電池自動車（FCV）	61	100	122
合計	4,851	6,073	6,756

4-9 市内に適用される環境基準等の概要

(1) 大気環境

ア 大気汚染に関する環境基準等

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
一酸化炭素 (CO)	日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期的評価※ ¹
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。※ ²	98% 値評価※ ³
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	昼間 (5~20 時) の測定値による評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	年平均値の評価及び 98% 値評価の併用※ ⁴

※¹ 年間の日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値 (2% 除外値) を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

※² 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04 ppm) を環境目標値としています。

※³ 年間の日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 98% に相当するもの (日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価します。

※⁴ 年平均値が長期基準である 15 μg/m³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98% 値が短期基準である 35 μg/m³ 以下である場合に、適合と評価します。

イ 有害大気汚染物質に関する環境基準・指針値

項目	環境基準※ ¹	項目	指針値※ ^{1,2}
ベンゼン	0.003 mg/m ³ 以下	アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下
トリクロロエチレン※ ³	0.13 mg/m ³ 以下	塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ 以下	クロロホルム	18 μg/m ³ 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ 以下	1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下
		水銀及びその化合物	0.04 μg/m ³ 以下
		ニッケル化合物	0.025 μg/m ³ 以下
		1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下
		ヒ素及びその化合物	6 ng/m ³ 以下
		マンガン及びその化合物	0.14 μg/m ³ 以下

※¹ 年間平均値で評価します。

※² 「指針値」は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、環境目標値の一つとして環境省が設定したものです。

※³ トリクロロエチレンの環境基準は、2018 年 11 月 19 日に「0.2 mg/m³ 以下」から「0.13 mg/m³ 以下」に改定されました。

ウ ダイオキシン類の環境基準（大気）

項目	環境基準 ^{※1,※2}
ダイオキシン類（大気）	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

(2) 水環境

ア 水質汚濁に関する環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素 ^{※2}	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素 ^{※2}	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

生活環境項目（河川） ア^{※1}

類型 ^{※2}	水素イオン濃度指数 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、BODは「75%水質値」で評価します。「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から75%に相当する値をいいます。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

生活環境項目（河川） イ ※1

類型※2	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

(ウ) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

生活環境項目（海域） ア ※1

類型※2	水素イオン濃度指数 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－

※1 日間平均値で評価します。ただし、CODは「75%水質値」で評価します。「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から75%に相当する値をいいます。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

生活環境項目（海域） イ ※1

類型※2	全窒素	全りん
Ⅲ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

※1 表層の年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

生活環境項目（海域） ウ ※1

類型※2	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。

イ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

項目	環境基準※1
ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））	1 pg-TEQ/L 以下※2
ダイオキシン類（水底の底質）	150 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

※2 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

ウ 水環境目標

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。水環境目標は、水域ごとに定める「達成目標」・「補助目標」と、市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。





(ア) 達成目標・補助目標（河川）

水域区分		達成目標			補助目標			
		生物評価による水質評価	BOD	ふん便性 大腸菌群数	水深※1	流速※1	川床状況 と美観	周辺環境
I	A	「源流・上流域」の “大変きれい”  アブラハヤ	3 mg/L 以下	1,000 個 /100mL 以下	5～15 (10) cm※2	30cm/s 程度	自然河床 の保全 ・ ごみの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
	B	 ホトケドジョウ  サワガニ			10～25 (15) cm※2		自然河床 の復元 ・ ごみの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
II	A	「中流～下流域」の “大変きれい”  シマドジョウ  ヘビトンボ	5 mg/L 以下	-	10～30 (20) cm※2		ごみの ないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
	B	「中流～下流域」の “きれい”  ウグイ			30～50 (40) cm※2	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。		
	C	 シロハラコカゲロウ  アユ				河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。		
III	「感潮域」の“きれい”  ビリンゴ  クサフグ  オサガニ	3 mg/L 以下	-	-	ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のおいのある水辺空間の整備に努める。		

※1 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とします。

※2 水深の補助値欄の（ ）内の数値は、代表的な値です。

(イ) 達成目標・補助目標（海域）

水域 区分	達成目標				補助目標	
	生物評価による水質評価	COD	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況 と美観	周辺環境
I	「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい”  シロギス  クサフグ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	100 個 /100mL 以下	ごみが 散乱して いない こと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II	「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ビリンゴ  ミミズハゼ	3 mg/L 以下	T-N 0.6 mg/L 以下 T-P 0.05 mg/L 以下	—	—	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ヨロイイソギンチャク  クサフグ	—	T-N 1.0 mg/L 以下 T-P 0.09 mg/L 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	湾や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  シロギス  マアジ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	—	ごみが 浮いて いない こと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリナーの整備に努める。

(ウ) 全水域の一律達成目標

水環境目標として定める「全水域の一律達成目標」
環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く。）」

(3) 地盤環境

ア 地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） ^{※2}	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 「塩化ビニルモノマー」の名称は、2017年4月1日から「クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されました。

※3 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質（水質の底質を除く。）の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。（「4-9(2)-ウ」参照）

イ ダイオキシン類の環境基準（土壌）

項目	環境基準 ^{※1}
ダイオキシン類（土壌）	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

ウ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん ^{※1}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー） ^{※2}	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン ^{※3}	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン ^{※2}	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

※1 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいいます。

※2 「クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」の土壌の汚染に係る環境基準は、2017年4月1日から追加されました。

※3 「シス-1,2-ジクロロエチレン」は、2019年4月1日から、トランス体を含めた「1,2-ジクロロエチレン」に変更されました。

(4) 音環境

ア 騒音に関する環境基準

地域の類型※ ¹	①幹線道路※ ²		②道路に面する地域 (①を除く)※ ³		③一般環境 (①②を除く)	
	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴	昼間※ ⁴	夜間※ ⁴
A 地域 (専ら住居の用に供される地域)	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	55dB 以下	45dB 以下
B 地域 (主として住居の用に供される地域)			65dB 以下	60dB 以下		
C 地域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)			60dB 以下	50dB 以下		

※1 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用される基準です。幹線交通を担う道路とは、国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

※3 「道路に面する地域」とは、A 地域及び B 地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C 地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。

※4 昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル L_{Aeq} によって評価します。

イ 新幹線鉄道の騒音に関する環境基準

地域の類型	都市計画法による用途地域	騒音の環境基準※ ¹
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、無指定	70 dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB 以下

※1 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

ウ 新幹線鉄道の振動に関する指針

① 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 dB を超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
② 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

※ 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について (勧告) (昭和51年3月12日環大特第32号)

横浜市 環境創造局 環境管理課

2020 年 3 月 初版作成

2022 年 3 月 第 2 版作成

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790

e-mail ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

本報告書に掲載されているデータやホームページアドレス
(URL) は、2020 年 3 月時点のものです。

生活環境保全推進ガイドラインや年次報告書は、横浜市のホーム
ページ(下記 URL) で公表しています。右記の二次元コードから
アクセスできます。



https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/seikatsu_guideline.html

【市庁舎移転のお知らせ】

2020 年 6 月 29 日に横浜市庁舎は移転します。

新しい所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10